

登別市総合計画 第3期基本計画

平成28年（2016）策定

人が輝き まちがときめく
ふれあい交流都市 のぼりべつ

登別市

はじめに

まちに暮らす人々が、安全に安心して生活することができるよう、市はまちづくりの基本設計ともいえる総合計画を策定し、計画的にさまざまな施策や事務事業を展開しています。

当市では、平成8年度に多くの市民が参画して、将来のまちのあるべき理想像・夢のまちの姿を描いた「基本構想」、基本構想を実現するために10年間を単位とした具体的なまちづくりの方向性等を示す「基本計画」、基本計画を3年間等に区切り、基本計画を進めるために必要な事務事業を示す「実施計画」の3つからなる「登別市総合計画（1996年策定）」を策定しました。

基本構想は、遠い将来を見通した中で、おおよそ50年先の登別市がこういったまちになって欲しいという大きな夢を市民の皆さんとともに描いたものであり、まちに暮らす各世代の人々が常に持って欲しい心のありようといった内面的なものや、実現には相当の時間が必要となる取組などを描いています。

その中において、まちを表す輪郭の一つである人口の想定では、目安として67,000人から75,000人（定住人口57,000～60,000人、交流人口10,000～15,000人）を想定しています。

少子高齢化が本格化した人口減少社会において、地方都市での大幅な人口の増を見込むことは厳しい状況ですが、市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを展開し、その取組の先には夢に描いたまちへ近づくことができるという思いをもって市はまちづくりに取り組んでいます。

将来人口推計を発表する機関によると、基本構想策定時の約50年後である2040年の当市の人口は、現在の人口より約14,000人減少した36,411人が想定されていますが、まちづくりを展開する際、現時点の人口を維持しつつ、さらに多くの方が住みよい登別市に魅力を持てただけのようなまちづくりが必要です。

基本構想で掲げた想定人口は、将来の夢のまちの規模を表す一つの目安ですが、これからのまちづくりは、人口減少社会も見据えたうえで必要な施策を実施するとともに、夢に近づけるよう、これまで市が取り組んできた施策についてもしっかりと行っていく必要があります。

このたび、総合計画第2期基本計画の期間満了に伴い、平成28年度を初年度とする今後10年間のまちづくりを推進する施策の基本的な方向性を示す第3期基本計画を多くの市民の皆さんとともに策定しました。

本基本計画は、第2期基本計画で掲げた施策について、市民の満足度をお聞きする「まちづくり意識調査」を実施するとともに、多くの市民で構成された「総合計

画第3期基本計画市民検討委員会」と市がともに知恵を絞り、基本構想に示したまちづくりの理念やまちづくりのテーマの実現を目指して、今後10年間に取り組むべき施策を定め、策定したものです。

基本構想策定後、20年が経過した現在では、基本構想策定時に予測が困難であった大規模災害の発生や高まる新たなエネルギー活用の必要性、急速に発達する情報通信技術、我が国を取り巻く国際情勢など、様々な課題の発生や状況の変化がありました。本基本計画では、市民が安全・安心に暮らすことのできる基本構想で描いたまちの実現を目指し、新たな課題や状況の変化について積極的なアプローチを図ってまいります。

まちを取り巻くさまざまな課題は、地方の行政単独ではその対応が困難なものもありますが、登別市のもてる力を結集し、関係機関の協力を得ながら、これからも多くの市民が世代を重ねて住み続けることのできるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いします。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご協力いただいた皆さんに厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

登別市長 小 笠 原 春 一

目次

第1編 総論.....	1
I 基本計画策定の趣旨.....	2
II 計画期間.....	2
III 基本計画の進行管理.....	2
第2編 各論.....	4
第1章 やさしさと共生するまち.....	4
第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる.....	5
I 地域で支え合う福祉活動の確立	
1 地域福祉の推進	
II 高齢者福祉の確立	
1 長寿社会の基盤づくり	
2 高齢者福祉の充実	
III 障がい者（児）福祉の確立	
1 障がい者（児）への理解	
2 障がい者（児）の自立支援	
3 障がい者（児）の社会参加の促進	
IV 自立した暮らしへの支援	
1 自立した暮らしへの支援	
V 暮らしの安心を支える制度	
1 安心を支える確かな制度	
第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる.....	16
I 市民の主体的な健康づくり意識の確立	
1 健康づくり運動の推進	
II 保健予防活動の充実	
1 成人保健の充実	
2 母子保健の充実	
3 予防医療（感染症対策）の充実	
III 地域医療の充実	
1 地域医療体制の確保	
2 救急医療体制の整備	
第3節 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる.....	23

I	子育ての不安と負担の軽減	
1	地域での子育て支援	
2	男女共同による子育ての推進	
3	子育て環境の整備	
4	経済的負担等の軽減の支援	
II	児童虐待の防止	
1	児童虐待防止の推進	
第4節	男女共同参画社会の実現.....	29
I	男女の人権が尊重される社会の実現	
1	男女共同参画の推進	
2	女性の人権保護	
II	男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現	
1	女性の社会参画の促進	
第2章	自然とともに暮らすまち.....	33
第1節	環境への負荷の少ないまちづくり	34
I	環境に配慮した暮らしの構築	
1	環境保全意識の醸成	
2	環境保全活動の推進	
II	循環型社会の構築	
1	廃棄物の減量	
2	廃棄物の有効活用	
3	一般廃棄物の適正処理	
4	産業廃棄物の適正処理	
5	不法投棄の防止	
III	生活排水の適正な処理	
1	公共用水域の水質保全と下水道施設の適正な管理	
2	し尿の適正処理	
第2節	自然を生かした潤いのあるまちづくり	41
I	自然と調和のとれた潤いと安らぎのある環境の創出	
1	自然環境活動の拠点づくりと人づくり	
2	自然環境の保全と復元	
3	水辺環境の保全・創造	
4	自然とのふれあいの場の整備	
5	葬斎場・墓地の整備	
第3節	安全に安心して暮らせるまちづくり	45
I	総合防災対策の推進	

- 1 防災計画の推進
- 2 防災意識の向上
- 3 防災体制の充実
- 4 治山対策の推進
- 5 治水・雨水対策の推進
- II 消防・救急救助体制の充実
 - 1 火災予防活動の推進
 - 2 消防力の強化・高度化
- III 交通安全の推進
 - 1 交通安全意識の高揚
 - 2 交通安全施設の整備
- IV 安全な消費生活の確保
 - 1 消費者対策の充実
- V 安全安心なまちづくり
 - 1 防犯対策の推進
- VI 心配ごと・困りごとの解消
 - 1 市民相談の充実

第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち..... 57

第1節 活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる..... 58

- I 活力ある複合的産業基盤の形成
 - 1 活力ある市内企業の育成
 - 2 市内産業を担う新たな企業の創出
- II 雇用の安定と快適な就業環境づくりの推進
 - 1 生涯を通して働ける環境づくり
 - 2 産業を担う人材の育成
- III 魅力ある観光地づくり
 - 1 国内外の観光客に優しい観光地づくり
 - 2 感動と癒しのある観光地づくり
 - 3 多様な誘客事業の推進

第2節 自然を活かした産業の育成..... 69

- I 特色ある農業・漁業の推進
 - 1 農水産物高付加価値化の促進
 - 2 ゆとりある農業経営の促進
 - 3 時代に即した漁業生産の基盤づくり

第4章 調和の中でふるさとを演出するまち..... 73

第1節	暮らしやすい快適なまちをつくる	74
I	計画的な都市空間づくり	
1	コンパクトな都市空間づくり	
II	良好な景観の形成	
1	地域性を活かした景観形成	
第2節	良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる.....	78
I	快適な住環境づくり	
1	身近な公園・緑地等の創出と保全	
2	安全で安心な水の安定供給	
II	良好な居住空間づくり	
1	良好な民間住宅の供給促進	
2	優良な宅地の供給促進	
3	良好な市営住宅の供給	
第3節	道路交通網の整ったまちをつくる	84
I	総合的な交通網の整備	
1	道路網の整備・適正な維持管理	
2	交通手段の確保	
第5章	豊かな個性と人間性を育むまち	87
第1節	生涯にわたって学び続ける社会をつくる	88
I	市民の主体的な学習の推進	
1	生涯学習活動の促進	
2	生涯学習環境の充実	
第2節	学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む.....	91
I	子どもたちの生きる力を育む	
1	確かな学力の向上	
2	豊かな人間性の育成	
3	たくましく生きるための健康や体力づくり	
II	地域に根ざした魅力ある学校づくり	
1	特色ある教育活動の推進	
2	開かれた学校づくりの推進	
3	教育環境の充実	
III	青少年が健やかに地域で育つ環境づくり	
1	地域との連携による青少年の健全育成	
第3節	市民の個性ある文化活動と文化を育む	99
I	市民の文化・芸術活動の育成・支援	
1	市民文化活動の活性化	
2	文化活動を担う人づくり	

II	文化の保存・継承	
1	歴史の伝承と活用	
2	アイヌ文化の振興と連携した取組	
第4節	スポーツを通じて健康で活力ある生活をめざす	104
I	生涯にわたるスポーツ振興の推進	
1	スポーツ・レクリエーション活動の推進	
2	健康・体力づくりの推進	
3	競技スポーツの推進	
4	施設整備の推進	
第6章	担いあうまちづくり	109
第1節	協働のまちづくりの推進.....	110
I	協働の仕組みの醸成	
1	市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進	
II	まちづくり活動の推進	
1	多彩なまちづくり活動の支援	
III	協働のまちづくりを支える啓発の推進	
1	情報の公開と広報広聴活動の充実	
第2節	交流によるまちづくりの推進	115
I	国内における交流の場と機会の拡大	
1	国内のさまざまな地域との交流の推進	
II	海外との交流の場と機会の拡大	
1	地域国際化の推進	
III	定住の地を求める人の勧誘と定住支援	
1	移住・定住の受入体制の充実	
2	人口流出の阻止・都市機能の充実	
第3節	担いあうまちづくりのための基盤づくり	121
I	市民の信頼に応える行財政運営	
1	行政機能の充実	
2	市有財産や公共施設の適正な活用	
付属資料	124
1	登別市総合計画第3期基本計画体系図	125
2	登別市総合計画第3期基本計画策定に向けたあゆみ	136
3	登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会委員名簿	137
4	登別市総合計画第3期基本計画策定への提言書（抜粋）	139
5	登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会設置要綱	143

6	登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会設置要綱	147
7	10年後の「のぼりべつ」を地域とともに思い描く（まちづくりの夢）	156

第1編 総論

- I 基本計画策定の趣旨
- II 計画期間
- III 基本計画の進行管理

I 基本計画策定の趣旨

平成8年に策定した現行の総合計画基本構想では、登別市の50年後を想定してまちのあるべき姿が描かれ、このまちのあるべき姿の実現に向け、これまでも平成8年度を初年度とする第1期基本計画（平成8年度～平成17年度）及び平成18年度を初年度とする第2期基本計画（平成18年度～平成27年度）を市民とともに策定してきました。

第3期基本計画においても、多くの市民の参画をいただき、市の職員とともに「このまちを、よりよいまちにしたい」といった共通の想いのもと、このまちの将来について語り合い、新たな手法による協働のステージのもと策定したものです。

第3期基本計画は、このまちの市政を進める上での指針であるとともに、市民の想いが込められた未来へつなぐメッセージとなります。

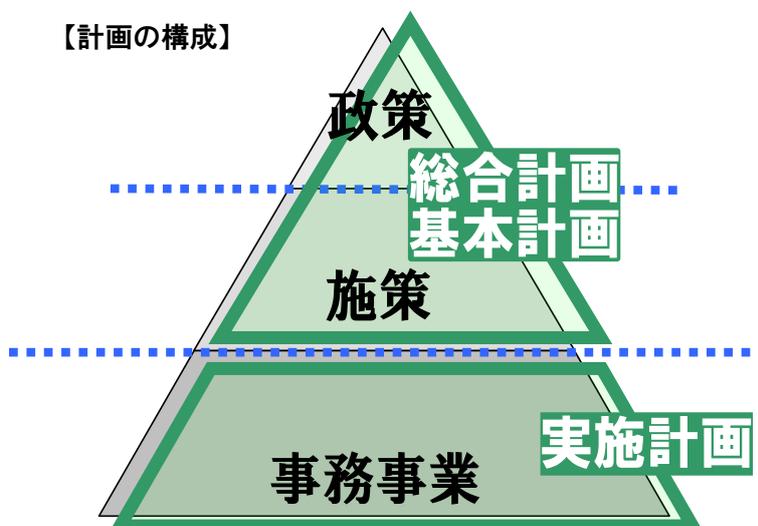
II 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とします。

III 基本計画の進行管理

基本計画については、別に定める実施計画を含め、行政評価システムによるPDCAサイクルにより、「成果重視の行政運営の推進」、「質の高い行政の実現」、「市政に関する透明性の確保」といった三つの目的の達成に努めます。

- ◆政策：登別市総合計画・基本計画及びその他分野別の計画などで定める市政の各分野における基本的な方向を示すものです。
- ◆施策：政策を実現するための個々の具体的な方針を指します。
- ◆事務事業：施策を実現するための個々の具体的な事務及び事業です。



したがって、行政評価システムも登別市総合計画・基本計画の体系に沿い、「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」に区分され、その評価する内容は次のとおりとなります。

1. 政策評価

登別市総合計画・基本計画に定められた節について評価を実施するもの

⇒まちづくり意識調査により、各章、各節の市民満足度を調査します。

2. 施策評価

登別市総合計画・基本計画に定められた主要な施策について実施するもの

⇒まちづくり意識調査により、各施策の目標に対する指標の進捗状況を確認します。

◎目標への接近度を図る指標について

目標への接近度を図る指標は、各施策ごとに設定を行った目標に対し、その到達度の目安として、理解しやすい指標を定めました。

各施策を推進するためには、多くの事業等に取り組むこととなりますが、その事業等のうち目標達成につながると考えられる象徴的な指標を記載しております。

指標については第3期基本計画の策定にあたり、改めて検討を行い、設定しましたが、第2期基本計画からの連続性を確認するため、第2期基本計画と同様の指標を採用した施策もあります。

3. 事務事業評価

登別市総合計画・基本計画の実施計画に定められた事務事業について実施するもの

⇒一般的な庶務業務を除き、原則、すべての事務事業を対象に評価を行います。

事務事業評価は、社会情勢の変化など、市を取り巻く環境などを鑑み、必要に応じ手法の見直しを行います。

第1章

やさしさと共生するまち

第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせる
まちをつくる

第3節 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

第4節 男女共同参画社会の実現



第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる



基本的な考え方

少子高齢化や人口減少、核家族化の進展、個人の価値観の多様化など、市を取り巻く環境や市民のニーズは時代とともに変化していますが、市は、多くの方が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるまちの実現に向けて、まちづくりを進める必要があります。

生涯を通じて安心して暮らしていくためには、生活が困窮している方への支援はもちろんのこと、地域交流やサークル活動などを通じた仲間づくりをはじめ、市民一人ひとりが互いを尊重し、支え合いながら、生きがいを持って暮らすことが大切です。

市民誰もが安心して暮らしていくため、市は、市民・各種団体・事業者等と連携し、地域で支えあうネットワークの充実を図るとともに、必要とする福祉サービスを適切な時期に提供できる体制づくりを進め、地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組みます。

▼節内の体系図



施策	基本的な方向	主要な施策
Ⅲ 障がい者（児）福祉の確立	1 障がい者（児）への理解 2 障がい者（児）の自立支援 3 障がい者（児）の社会参加の促進	① 心のバリアをなくす市民意識の醸成 ① 生活支援の充実 ② 相談支援体制の充実 ③ ボランティアの育成支援 ④ 療育体制の整備 ⑤ 就労支援の充実 ⑥ 生活環境の整備 ① 障がい者団体等の活動支援 ② 文化スポーツ活動の支援と指導者の育成
Ⅳ 自立した暮らしへの支援	1 自立した暮らしへの支援	① 生活安定対策の推進 ② ひとり親家庭への支援
Ⅴ 暮らしの安心を支える制度	1 安心を支える確かな制度	① 社会保障制度の適切な運用等

I. 地域で支え合う福祉活動の確立

国における社会福祉制度等は、高齢者や障がいのある方などがいつまでも安心して暮らせるよう、さまざまな制度改正が行われていますが、年齢構成や地理的条件、日常生活圏など、そのまちに合った地域福祉の考え方が必要です。

また、市が地域福祉を推進していくためには、市民が互いに助け合うという意識の醸成や、市の地域福祉に対する考え方などの普及啓発などを行っていく必要があります。

市は、市民自らによる自助、各種団体や地域による支え合いの共助、市や事業者などによる公的サービスの提供等による公助と、それぞれの責務を果たすことにより、市民誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるまちづくりの実現を図ります。

【目標】 誰もが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域で共に支え合う福祉の基盤をつくります。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	小地域ネットワークの参加 町内会等の数	基準値 H 2 7	4 0 町内会	目標値 H 3 7	9 5 町内会
------	------------------------	--------------	---------	--------------	---------

施策の基本的な方向

1. 地域福祉の推進

近年、全国的に核家族や若年者等の単身世帯が増加したことなどにより、近隣に住んでいる方の名前や顔がよくわからないなど、地域住民同士のつながりが希薄になってきていると言われてしています。

一方では、高齢化が一層加速し、高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯などが増加傾向にあり、これらの世帯では買い物や通院、家事など、自分たちの生活力だけで暮らしていくことが大きな負担となっています。

このような負担を少しでも軽減するために、市は市民誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう地域福祉の推進を図る必要があります。

これからの市の地域福祉は、市民が安全安心に暮らしていけるよう、引き続き必要な地域福祉サービスの充実や制度の周知・啓発に努めるとともに、市民や町内会、社会福祉協議会などの役割を明確にし、「自助・共助・公助」の視点で多様な支え合いの体制の構築に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 地域福祉の推進

- 市民誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるまちづくりの実現を図るために制定した「登別市ぬくもりある福祉基本条例」の内容を周知・啓発し、市民が互いに支え合う意識づくりに努めます。
- 地域における福祉サービスの適切な利用の促進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を周知・啓発し、地域福祉の考え方の普及に努めます。
- 市民、関係団体、事業者、行政などが協働の視点に立ち、それぞれに役割を分担しながら参加する地域福祉体制の充実に努めます。
- 社会変化に伴う福祉・保健・社会保障制度等の改正に適切に対応するとともに、広報紙やホームページ、パンフレット等、さまざまな情報提供手段を活用し、制度の周知・啓発に努めます。

② 地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実

- 社会福祉協議会や関係団体などと連携し、地域で誰もが安心して暮らせるための多様な支え合い体制の充実に努めます。
- 町内会ごとに地域住民が参加、協力して暮らせるように支援活動を行う小地域ネットワークを支援し、その充実に努めます。
- 地域住民、NPO、ボランティアなど地域福祉を支える人材・団体の育成に努めます。

Ⅱ. 高齢者福祉の確立

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、心身の健康を維持するのはもちろんのこと、生きがいをもって自分らしく暮らすことが大切です。

我が国は、世界に例を見ない速さで高齢化が進み、世界に先駆けて「超高齢社会」を迎えています。

登別市においても、今後10年間の計画期間中に、「団塊の世代」が後期高齢者となり、市独自の人口推計では、65歳以上の高齢者の人口は大幅な増加は見込まれないものの、少子化等の影響により生産年齢人口と言われる15歳から64歳までの人口は減少し、人口に占める高齢者の割合は増加すると予測しています。

特に生産活動の中核をなす生産年齢人口の減少により、これまで高齢者福祉を支えてきた介護保険制度をはじめとする各種社会保障制度に伴う財源などの確保は、一層厳しい状況になることが予想されますが、将来的に介護保険料や利用者負担額を著しく増加させないためには、若い世代は、心身の健康管理に努め、いつまでも健康で過ごせるような生活を心がけ、高齢者もこれまでの人生で培った知識や経験、趣味等を活かし、いつまでも元気で充実した人生を過ごしていただくことが重要になります。

市では、この超高齢社会に適切に対応するため、元気な高齢者がいつまでも充実した日常生活が送れるよう、これまでの知識や経験を活かせる環境づくりに努めるとともに、介護予防事業を一層充実させ、高齢者の健康維持を支援します。

また、介護サービス等が必要になった場合においても、地域での見守り体制などの強化や、適切な介護サービスが提供できる体制を維持し、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう引き続き高齢者福祉の確立に努めます。

【目標】 住み慣れた地域でいきいきとした生活を送る高齢者を増やします。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標1	介護や支援を必要としない自立高齢者の割合	基準値 H27	83.5%	目標値 H37	80.0%
指標2	老後に不安を持っている人の割合	基準値 H26	52%	目標値 H37	40%

施策の基本的な方向

1. 長寿社会の基盤づくり

高齢者がいきいきと暮らしていくためには、いつまでも健康で充実した生活を送ることが大切です。

高齢者には、これまでの人生経験で培ってきた知識、経験、能力、技術、趣味などさまざまな財産があります。これらの貴重な財産を各種市民団体や趣味のサークル、異世代交流等の場に参加することで、地域に還元されることは、自己の充実のためだけでなく、地域に与える影響も大きいことから、高齢者が積極的に社会参加できるような環境づくりに努めます。

また、介護保険サービスを受けなくても、健康な人生を送ることができるよう、各種介護予防事業の充実を図るとともに、高齢者が暮らしやすい住環境に関する各種相談や公共施設等のバリアフリーなど、高齢者の生活基盤の充実に努め、長寿社会の基盤づくりを進めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 高齢者の生きがいがづくりの場と機会の充実

- 老人クラブ関係者や市内高齢者、関係団体等とともに、高齢者団体のあり方などについて検討し、異世代交流等による高齢者の生きがいがづくりの場と機会の拡充に努めます。
- 高齢者の就業機会の確保や生きがいの充実、社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動の支援に努めます。

② 高齢者の健康づくり活動の支援

- 高齢者が自分の健康を自ら意識して管理できるよう介護予防事業を充実し、健康づくりの支援に努めます。
- 高齢者の健康保持・増進のため、健康相談体制の充実を図ります。

③ 高齢者の生活基盤の整備

- 高齢者の生活安定のため、介護保険サービスの周知や生活基盤整備に努めます。
- 高齢者が生活しやすい住宅等の改善に向けた相談体制の充実を図ります。
- バリアフリーに配慮した公共施設や暮らしやすい住宅環境など、高齢者の生活基盤整備に努めます。

2. 高齢者福祉の充実

日本人の平均寿命は2013年に初めて男女とも80歳代を超え、世界でも上位の水準にあります。

いつまでも健康に暮らしていけるよう心掛けていても、加齢に伴う心身の衰えなどにより、介護保険サービスなど的高齢者福祉サービスを利用する可能性は誰にでもあります。

高齢者福祉サービスでは、在宅高齢者の身の回りの支援や行動面の支援、権利擁護などさまざまなケースへの対応が求められます。

市は、希望する介護保険サービスが適切に受けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、家族介護者の負担軽減策や独居老人の生活支援、認知症高齢者の権利擁護など高齢者福祉の充実に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 生活支援サービス機能の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようサービス基盤の充実や地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- 在宅における家族介護者の介護負担を軽減するために、保健・医療・福祉との連携を深め、在宅介護サービスの充実を図り、家族介護者への支援に努めます。

② ひとり暮らし老人の支援

- ひとり暮らし老人等の生活の不安を解消するため、総合的な相談窓口機能の充実を図ります。
- ひとり暮らし老人等の日常生活の不安解消や人命の安全を確保するため、老人緊急通報システム等の充実を図ります。

③ 認知症高齢者の支援

- 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症に関する正しい知識の周知啓発に努めます。
- 認知症高齢者等の徘徊に対応するため、地域住民、警察及び交通機関等の協力を得て、行方不明高齢者の捜索・発見・通報・保護や保護後の支援のためのネットワークの充実に努めます。

④ 高齢者の権利擁護

- 成年後見制度の周知やその活用を推進し、認知症などの理由で判断能力の不十分な方の保護や支援に努めます。
- 誰もが安心して暮らすことができるよう、高齢者の虐待防止やその早期発見、施設における身体拘束の廃止に向けた取組の徹底に努めます。

⑤ 介護保険事業の適切な運営

- 高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を送るため、安心してサービスを受

	<p>けられるよう、介護サービス量や質を確保する体制の充実を図り、介護保険事業の健全かつ円滑な運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 介護サービス事業者が、地域の介護サービス提供についての課題の検討、事業者間の連絡体制の構築を行い、利用者に対して適切なサービスの提供ができるよう事業者との連携に努めます。
⑥	<p>地域包括支援センターによる介護サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域包括支援センターにより、高齢者の介護や健康など、さまざまな面から高齢者を総合的に支援するなど、介護サービスの充実を図ります。
⑦	<p>質の高い介護サービスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者の状態に応じた、適切かつ多様なサービスの提供ができる体制の整備を図ります。 ■ 介護サービスの量的整備と質の向上を図るため、ケアマネージャーや介護サービスに携わる人材の育成に努めます。

Ⅲ. 障がい者（児）福祉の確立

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、相談支援や在宅支援、就労支援など、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みが必要です。

また、障がいのない方にとっては何の不便も感じられない事柄であっても、障がいのある方にとっては不便さや苦痛、孤独感を味わうことが決して少なくありません。

障がいのある方もない方も互いの個性や価値観を尊重し、支え合いながら生活できる地域社会の実現が求められています。

市は、障がいのある方が安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、関係事業者との連携の強化に努めるほか、市民や企業等に対し、障がいに対する正しい理解を持っていただくことにより、障がいのある方が地域で安心して生活できる環境や就労環境の充実に努めます。

また、関係団体等と連携し、言語としての手話の普及啓発や障がいに関する正しい理解の普及活動に努め、障がいのある方に対する福祉の確立に向けた取組を推進します。

【目標】 住み慣れた地域で自立した生活を送る障がい者（児）を増やします。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	相談支援事業所数	基準値 H 2 6	1 カ所	目標値 H 3 7	3 カ所
指標 2	日中活動系サービス利用者数（実人数）	基準値 H 2 6	3 1 3 人	目標値 H 3 7	4 7 0 人

1. 障がい者（児）への理解

ハートバリアフリー（心の障壁の除去）推進のため、障がいのある方の個性や価値観が尊重され、障がいに対する正しい理解が進むよう啓発に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 心のバリアをなくす市民意識の醸成

- 障がいのある人もない人もすべての市民が、相互に理解を深めるための交流や啓発の促進に努めます。

2. 障がい者（児）の自立支援

在宅福祉サービスや障がいの程度に応じた施設整備の充実、判断能力が不十分な方の権利擁護、障がい者虐待なども含めた相談支援体制の充実、障がいのある方に対するボランティア団体の育成支援、障がいや発達に心配のある児童への療育体制の充実、就労を希望する方への就労支援、施設や住環境のバリアフリー整備等により障がいのある方の自立支援に向けた取組を進め、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 生活支援の充実

- 障がい者（児）が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、在宅支援の充実に努めます。
- 既存施設の活用等を視野に入れながら、関係団体等と連携し、障がいに応じた施設整備の充実に努めます。
- 住み慣れた地域などで安心して生活できるよう、成年後見制度の周知やその活用を推進し、障がい者の権利・利益の保護に努めます。
- 誰もが安心して暮らすことができるよう、障がい者虐待の予防・早期発見・早期対応に努めます。

② 相談支援体制の充実

- 障がい者（児）が安心して相談できるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 障がいの早期発見、早期治療等を関係者と密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、障害者地域自立支援協議会の活動を促進します。

③ ボランティアの育成支援

- ボランティア活動の推進や育成を図るため、必要な知識や技術を習得する研修や体験の機会を提供し、ボランティアの育成に努めます。

④ 療育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいや発達に心配のある児童への療育を一層充実させるため、児童デイサービスセンター機能の強化を図ります。 ■ 障がいや発達の遅れなどの早期発見に努めるとともに、各種相談や情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。
⑤ 就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者の一般就労を促進するため、関係機関と連携して助成制度の周知や啓発活動を行うとともに、事業主の理解と協力のもと、就労や訓練の場の確保に努めるほか、障がい者が就労の機会を得ることができるよう就労相談支援体制の充実に努めます。 ■ 一般就労が困難な障がい者に、働く場を提供する就労支援施設の充実に努めます。
⑥ 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者（児）に配慮した公共施設等の整備・改善の推進に努めます。 ■ 障がい者（児）の自立生活に配慮した住宅、住環境の整備に努めます。

3. 障がい者（児）の社会参加の促進

障がいのある方が、自らの意思で社会活動に参加し、活躍ができるよう障がい者団体等と連携を深め、関係団体の社会参加活動の支援をはじめ、文化スポーツ活動の充実に向け、指導者の育成や活動場所の提供のほか、地域の協力による地域行事への参加を促すなど、障がいのある方の社会参加の促進を図ります。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
① 障がい者団体等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者団体と連携を図りながら、社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めます。 ■ 障がい者団体等と連携を図りながら、ボランティアセンターを中心とするネットワークづくりと、障がい者（児）のニーズに対応するボランティア体制の充実に努めます。 ■ 障がい者（児）が子どもや高齢者など市民と広く交流できる共生サロン事業所において、各事業所の特性を生かした交流が活発に行われるよう支援します。
② 文化スポーツ活動の支援と指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい者（児）が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツやレクリエーション、文化活動を行う場の整備を図るとともに、参加する機会の拡充に努めます。

IV. 自立した暮らしへの支援

低迷する雇用状況などにより、定職になかなかつくことができない方や、さまざまな事情によってひとり親家庭となり収入が安定せず生活が困窮している方などが、社会的に自立し安心して暮らすことができるよう、必要な支援体制などを整備することが大切です。

市では、すべての市民が自立した生活を送ることができるよう生活の安定・向上のために必要な相談体制等の充実や生活支援に努めます。

【目標】 生活基盤の弱い立場にある市民の生活安定と経済的自立の促進を図ります。
ひとり親家庭等の社会参加機会の拡大及び生活の安定・向上を図ります。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	ひとり親家庭等自立支援給付事業利用者数	基準値 H26	1人	目標値 H37	4人
指標 2	生活困窮者自立支援法に基づく相談件数	基準値 H26	一件	目標値 H37	50件

1. 自立した暮らしへの支援

やむを得ない理由により、経済的に生活が困窮している方や生活上の問題を抱えている方への就労支援や各種相談を行うとともに、必要な情報提供や助言、求職活動に向けた支援等を行い、自立した暮らしの実現に向けた取組を進めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 生活安定対策の推進

■ 民生委員児童委員や関係機関との連携を図り、生活困窮者への就労支援、その他の自立の支援に関する相談、生活上の問題を抱える市民への相談や支援に努めます。

② ひとり親家庭への支援

■ ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、必要な情報の提供や助言、求職支援、医療費の助成等により、社会的自立に向けて支援します。

V. 暮らしの安心を支える制度

わが国では、「誰でも、どこでも、いつでも」保険医療を受けられる国民皆保険体制が確立しており、自営業の方、無職の方、年金生活者など他の健康保険に加入していない方は、地方自治体が運営する国民健康保険制度や後期高齢者医療制度などの被保険者となります。

市は、保険制度により、加入者の医療機関受診のほか各種健康診査や健康増進等に係る事業を展開し、加入者の疾病等の早期発見や健康増進を促すとともに、保険制度の周知に努めます。

また、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人に加入が義務づけられている国民年金制度の周知に努めます。

【目標】 疾病の早期発見・早期治療のため、各種健康診査や、健康増進事業を展開します。

🔗 目標への接近度を図る指標

指標1	特定健康診査の受診率	基準値 H26	30.3%	目標値 H37	45%
指標2	健康診査の受診率	基準値 H26	18.9%	目標値 H37	25%

1. 安心を支える確かな制度

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度などの公的医療保険制度を適切に運営し、加入者の保険給付や疾病予防、健康増進に取り組むほか、国民年金の制度の周知に努め、国等が実施する各種社会保障制度の適正な運用を推進します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 社会保障制度の適切な運用等

- 国民健康保険加入者が、必要とする医療保険サービスを受け、健康を保持し、安心して生活を送ることができるよう、疾病や負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を実施し、疾病予防のため、各種健康診査及び健康増進等に取り組みます。
- 後期高齢者医療制度の適切な運用に努めるとともに、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう各種健康診査及び健康増進等の事業を推進します。
- 国民年金制度の周知に努めます。

第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる



基本的な考え方

「健康に暮らす」ことは、私たちの願いであり、市民一人ひとりが健康であることは、活気ある住みよいまちづくりを進めるためにも大切です。

現在、医療技術の発展や、疾病予防のための各種予防接種、がん検診、生活環境の充実などにより、国民の平均寿命は男女とも80歳を超えています。

このように長寿社会が形成される一方、食生活がとても豊かになり、生活様式も多様化している現代では、毎日の生活習慣と関連が深い糖尿病や心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しています。

これからも健康でいきいきと暮らしていくためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる（守る）」という意識を持つとともに、健康づくりの大切さを自覚し、実践していくことが重要です。

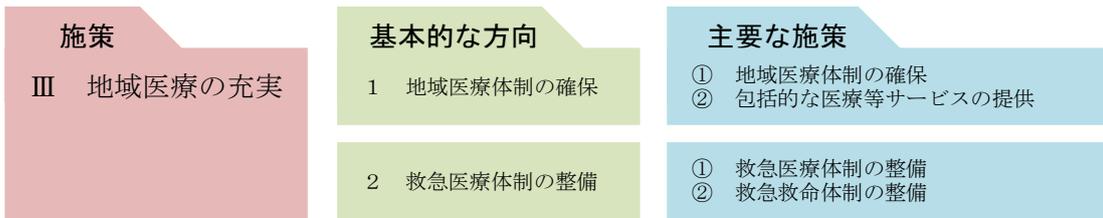
市は、引き続き、定期的な健康診査や保健指導を実施するほか、健康づくりの情報発信等により、市民の健康づくりに努めます。

また、妊娠期から乳幼児期に至るまで、親の子育てに対する不安を解消し、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう各種健康相談や育児相談をはじめ、乳幼児健診や家庭訪問などによる母子保健の充実を図ります。

また、市民の多様な医療需要に応えるため、医療機関との連携を深め、市民が適切な医療サービスを受けることができる地域医療体制の確保、市民を対象にした心肺蘇生法の講習の実施などによる救急意識の普及啓発、救急救命士の確保や救急資器材の整備などにより救急医療体制の整備を進めます。

▼節内の体系図





I. 市民の主体的な健康づくり意識の確立

健康に暮らすためには、食生活や適度な運動、規則正しい生活習慣などが重要であり、実践するためには、市民一人ひとりが健康を意識し、しっかりと自己管理することが必要です。

市は、ライフステージに応じた健康を支える環境づくりや情報発信を行うとともに、健診を受ける機会の少ない市民などへ健康に関する相談の機会を設けるなど、市民の健康意識の醸成に努めます。

また、健康を維持するためには、バランスの良い食生活が基本となることから、「食育」などを通し、食の健康に関する意識の醸成に努めます。

【目標】 自らの健康は自らが守るという意識を醸成し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより健康で元気に生活できる期間(健康寿命)を伸ばします。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	若い世代の健康診査の受診数	基準値 H26	91人	目標値 H37	120人
指標 2	子育て世代を対象に「食」を中心としたヘルシー親子相談への参加人数	基準値 H26	44人	目標値 H37	90人

施策の基本的な方向

1. 健康づくり運動の推進

心身の健康は、病気になってから生活習慣の改善を始めるのではなく、年齢などに応じて、元気なうちから栄養バランスのとれた食生活や適度な運動、規則正しい生活サイクルなど、健康的な習慣づくりを心掛けることが大切です。

心身の健康を保つため、健康づくりのための情報発信や健康相談の実施などにより、適切な生活習慣の意識啓発と食を通じた健康づくりを推進します。

- 主要な施策
- 主要な施策の考え方

① 適切な生活習慣の普及	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライフステージに応じた健康づくり情報を提供するなど、市民の健康意識の醸成に努めます。 ■ 健診を受ける機会の少ない若い世代に健康教育や健康相談を実施し、さらなる健康維持と家族の健康づくりにもつながるよう生活習慣の見直しや改善を促します。
② 食を通じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ すこやかな心と体を育む「食」の改善を目指し、食を通じた健康づくりである「食育」を推進します。 ■ 食生活改善推進員と連携し、食生活改善に関する情報発信に努めます。

Ⅱ. 保健予防活動の充実

市民が生涯にわたり心身の健康を維持するためには、ライフステージに応じた適切な保健予防活動が大切です。

成人期における生活習慣病や各種がん等の早期発見・早期治療などの保健予防対策、妊娠期から乳幼児期までの継続した子育て支援、感染症予防のための啓発や予防接種の勧奨などによる適切な保健予防活動の充実を図ります。

【目標】 市民が生涯にわたり心身の健康を確保できるよう、ライフステージ（生涯各期）に応じた適切な保健予防活動を推進します。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	大腸がん検診受診率	基準値 H 2 6	2 6 . 2 %	目標値 H 3 7	4 0 . 0 %
指標 2	乳がん検診受診率	基準値 H 2 6	2 7 . 1 %	目標値 H 3 7	5 0 . 0 %
指標 3	市が妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している割合	基準値 H 2 6	1 0 0 %	目標値 H 3 7	1 0 0 %
指標 4	麻しん風しんワクチン予防接種（I期）の接種率	基準値 H 2 6	9 8 . 5 %	目標値 H 3 7	1 0 0 . 0 %
指標 5	B C G 予防接種の接種率	基準値 H 2 6	1 0 4 . 1 %	目標値 H 3 7	1 0 0 . 0 %

※【指標 4， 5】接種率は各年度接種件数を基準日（各年度 10/1 現在）における対象人口で除して算出していることから、100%を超える場合があります。

施策の基本的な方向

1. 成人保健の充実

生活習慣病や各種がんなどの発生リスクが高い成人期については、疾病等の早期発見・早期治療が重要であることから、健康診査や各種がん検診などの適正な実施と生活習慣病予防のための特定保健指導や重症化予防対策を推進し、成人保健の充実を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 各種検診の充実と受診率の向上

■ 健康診査、各種がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療を促します。

② 生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実

■ 生活習慣病を予防するために、特定健診・特定保健指導の充実に努めます。また、糖尿病などの治療を受けている方の重症化予防対策として、日々の運動の推奨に努め、栄養指導を行います。

2. 母子保健の充実

妊娠期から乳幼児期まで連続した切れ目のない支援を強化するため、子育てアンケートの実施により親の育児不安に対応し、訪問や健診等で継続した支援に取り組むとともに、子育てに関わる関係機関との連携を強化したネットワークづくりに努め、母子保健の充実を図ります。

また、乳幼児期から歯の健康を守るための食習慣を推進し、口腔機能の向上に向けた指導の充実を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 妊娠期・乳幼児期の一貫した子育て支援の充実

■ 妊娠期から乳幼児期までの継続した子育て支援を強化し、育児のサポートに努めます。

② 母子の歯科保健の充実

■ 乳幼児期から歯の健康を守るための食習慣を推進し、口腔衛生や口腔機能の向上に向けたセルフケアの推進に努めます。

3. 予防医療（感染症対策）の充実

感染症は、病原性の微生物（病原体）が、人の体内に侵入することで引き起こされる疾患であり、人や動物などとの接触や空気感染などにより拡大していきます。

感染経路を遮断することは、感染症拡大の重要な対策のひとつとなりますので、市民が正しい知識を持ち行動できるよう情報発信などに努めます。

また、予防接種は、多くの疾病の流行防止に大きな効果を上げ、感染症の発症や重症化の防止など、感染症対策上、極めて重要な役割を果たしていることから、市民の接種機会を安定的に確保し、予防医療の充実を図ります。

○主要な施策	
■ 主要な施策の考え方	
① 感染症の知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝染病や感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。 ■ エキノコックス症の感染を予防するため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに早期発見・早期治療のための検診体制の充実を図ります。
② 予防接種の接種率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 予防接種による免疫効果や安全性等の情報発信に努めるとともに、接種を勧奨し、接種率の向上を図ります。

Ⅲ. 地域医療の充実

市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、市民の医療ニーズに応える医療体制の確保と医療環境の整備充実に努めるとともに、急病患者に対する救急医療体制の確保や介護サービスとの連携による包括的な医療等のサービスの提供に努めます。

また、効果的な救急救命体制を確立するため、救急医療体制の確保や夜間・休日の電話相談体制、心肺蘇生法の周知・講習会の実施、救急車両等の整備、救急体制の強化、人材の育成など総合的な救急救命体制の整備を図ります。

【目標】 市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう地域医療体制の確保と救急医療体制を整備します。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	救急医療の受入時間	基準値 H 2 6	2 4 時間/日	目標値 H 3 7	2 4 時間/日
指標 2	歯科救急医療の受入時間	基準値 H 2 6	2 4 時間/日	目標値 H 3 7	2 4 時間/日

指標 3	普通救命講習会（上級コース）の回数	基準値 H 2 6	—	目標値 H 3 7	1 0 回
指標 4	救急救命士の人数	基準値 H 2 7	1 6 人	目標値 H 3 7	2 0 人

施策の基本的な方向

1. 地域医療体制の確保

市民の多様な医療需要に対応するため、医療機関との連携による地域医療体制の確保と介護サービス事業者など各分野との連携を視野に入れ、包括的な医療サービスの提供に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 地域医療体制の確保

■ 市民の多様な医療需要に応えるため、かかりつけ医の普及に努めるとともに、医療機関の役割分担と連携の促進に努め、きめ細かな医療体制の確立を図ります。

② 包括的な医療等サービスの提供

■ 高齢化の進行や生活習慣病の増大など疾病構造の変化などにより、在宅医療や緩和ケア（病気の苦痛の軽減）の必要性が高まっていることから、介護サービスとの連携を強化するなど、患者や家族の意向を尊重した包括的なサービスの提供に努めます。

2. 救急医療体制の整備

市民が安全安心に暮らせるよう、医療機関と行政がしっかりと連携し、救急医療体制の確保に努めます。

また、公共施設等に設置されているAED（自動体外式除細動器）を使い、正しく心肺蘇生法が実施できるよう救命講習会を実施し、救急への意識啓発に努めるなど、救急医療体制の整備を図ります。

また、救急医療に必要な人材を育成するとともに、救急車両や資器材の充実に努め、救急救命体制の整備を図ります。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
① 救急医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関との連携を図りながら、初期救急から2次救急までの救急医療体制の確保に努めます。 ■ 乳幼児をもつ保護者が子どもの夜間・休日の急病に不安なく対処できるよう電話相談の普及啓発に努めます。 ■ 救命率向上のため、心臓マッサージやAEDの使用法など、正しく心肺蘇生法が実施できるよう普通救命講習を行うなど、救急に関する意識の普及啓発に努めます。 ■ 主要な公共施設に整備しているAEDの設置箇所の情報発信に努めます。
② 救急救命体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 救急救命士を養成し、適正配置に努めるとともに、高規格救急車や救急資器材の充実に努め、高度な救命処置ができる救急救命体制の整備を図ります。

第3節 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる



基本的な考え方

少子化が進展する中、活力ある地域づくりに向け、次世代を担う子どもを守り育てる施策が、今後ますます重要となってきます。

少子化は、将来的に生産年齢人口の減少を招くことにもつながりますが、この主な要因としては、全国的な晩婚化や一世帯当たりの子どもの数の減少、結婚に対する価値観の変化などが考えられます。

子どものいる家庭においても、ライフスタイルの多様化や女性の社会進出の増加などに伴い、男性も育児に参加することが求められており、近年は家事などを役割分担する傾向にあります。

しかし、男性が育児休暇等を取得し、共に子育てを行えるような社会環境は、まだ十分に整備されていない状況にあります。

また、これまでも大きな社会問題であった登校拒否やいじめに加え、近年はインターネットを利用した交流サイト等による精神的ないじめも増加するなど、子どもたちが置かれる環境は刻々と変化しています。

さらに、親が子育てによる負担など、さまざまなストレスから子どもへの虐待が発生することが危惧されます。

これらの子どもを取り巻く複雑な社会環境の変化により生じる課題の解決を目指し、安心して子どもを産み育てられるよう環境整備を促進するとともに、地域ぐるみの子育て支援や保育・教育環境、放課後の居場所づくりなどの整備を進め、子育て世代の不安が解消され、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちをつくりまします。

▼節内の体系図

施策

I 子育ての不安と負担の軽減

基本的な方向

- 1 地域での子育て支援
- 2 男女共同による子育ての推進
- 3 子育て環境の整備

主要な施策

- ① 地域子育て支援拠点の充実
 - ② 地域子育てボランティアの育成と活用
 - ③ 地域子育てグループ活動への支援
 - ④ 子育てについての学習、体験機会の充実
 - ⑤ 子育て家庭への相談・情報提供の支援
- ① 家事、育児への男性参画の推進
- ① 保育所、幼稚園等における保育・教育の充実及び環境の整備
 - ② 認定こども園の推進
 - ③ 民間活用による柔軟な保育環境の整備
 - ④ 乳幼児等保育の充実
 - ⑤ 児童館、放課後児童クラブなどの充実

I 子育ての不安と負担の軽減	4 経済的負担等の軽減の支援	① 医療費、保育料、教育費等の支援 ② 子どものいる家庭等への経済的支援等の充実
II 児童虐待の防止	1 児童虐待防止の推進	① 児童虐待の予防、早期発見 ② 児童虐待の適切な対応

I. 子育ての不安と負担の軽減

少子化の進展に対応し、魅力あるまちであり続けるためには、安心して子どもを生き育てることができる地域社会の実現を目指す必要があります。

子どもを生き育てることへの不安を取り除き、生まれた子どもが健やかに育つよう人材をはじめとする地域のあらゆる資源を活用し、男女共同による子育ての推進、共働き世帯などが安心して子育てできる子どもの居場所づくりなどの環境の整備、子育て世代の経済的負担の軽減に努め、子育てしやすいまちづくりを目指します。

【目標】 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子育てする人の不安と負担を解消します。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	子育て支援拠点の設置数	基準値 H27	3カ所	目標値 H37	4カ所
指標 2	子育てに不安と負担を感じる保護者の割合	基準値 H26	18%	目標値 H37	10%

施策の基本的な方向

1. 地域での子育て支援

未来を担う子どもたちの健全な成長には、支援拠点や子育てサークルなど、地域とのつながりを持ちながら、地域ぐるみで生き育てることが大切です。

核家族化や共働き、ひとり親家庭などさまざまな家庭環境により、親だけが子育ての不安や悩みを抱え込んで孤立するなど、子育て世代が過度の負担を抱くことがないよう、地域事情等を踏まえた子育て支援拠点の整備や、地域ボランティアの育成とその活用、子育てサークルの活動支援、相談や学習会等の実施など、地域での子育て支援体制の充実を図ります。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
① 地域子育て支援拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長期的な需要と地域事情、民間活用を含め、子育て支援センターなど子育て支援拠点の効果的な事業展開を進めます。
② 地域子育てボランティアの育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育て経験者等の知識・経験の活用を図るとともに、地域ボランティアとして育成し、地域の子育て支援の充実を図ります。 ■ 若者を地域のボランティアとして育成し、地域での子育てを支援するとともに、若者による育児体験の機会の拡充に努めます。
③ 地域子育てグループ活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの遊び方の指導や育児相談など地域において交流活動を行っている子育てサークルの取組等を支援します。
④ 子育てについての学習、体験機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育所や幼稚園、子育て支援センターなどにおいて、子育てに関する相談を充実するとともに、学習、体験の機会の充実に努めます。
⑤ 子育て家庭への相談・情報提供の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ ファミリーサポートセンターや家庭児童相談室を活用し、子どもを生き育てる喜びを感じられるよう子育てに関する助言や情報提供に努めます。

2. 男女共同による子育ての推進

男女の固定的な役割分担意識や子育ての多くを女性の仕事とする考えを見直し、互いに協力して家事や育児を行うという意識醸成を図り、女性の社会進出や子育てによる心身の負担軽減に努めます。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
① 家事、育児への男性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭内における家事・育児は、男女が共同で担うという意識を醸成するとともに、女性の負担を軽減し、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりに努めます。 ■ 育児休暇等の取得促進に向け、啓発に努めます。

3. 子育て環境の整備

保育所や幼稚園は、子どもが交友関係や社会性を培ううえで大きな役割を担う大切な保育・教育拠点です。

次代を担う子どもたちに、良質な保育や教育を提供するため、国の子育て施策に速やかに対応しつつ、地域にあった認定こども園の推進に柔軟に取り組むとともに、乳幼児保育における延長保育、休日保育などの多様な保育ニーズへの対応や就学児童の放課後等の居場所づくりの充実に努め、子育て環境の整備を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 保育所、幼稚園等における保育・教育の充実及び環境の整備

- 異年齢や世代を超えた交流など、地域の特色等を捉えた保育・教育内容の充実を図ります。
- 施設のバリアフリー化など子どもたちが活用しやすい施設の環境の整備を図ります。

② 認定こども園の推進

- 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能をもった「認定こども園」を、民間等の活力を導入して推進します。

③ 民間活用による柔軟な保育環境の整備

- 保育需要に柔軟に対応する保育サービスや地域の子育て支援を充実させるため、民間の活力を取り入れ、地域の特色に応じた新たな保育環境の整備に努めます。

④ 乳幼児等保育の充実

- 障がい児保育、延長保育、一時保育、休日保育等、時代とともに変化する保育ニーズに対応した乳幼児等保育の充実を図ります。

⑤ 児童館、放課後児童クラブなどの充実

- 子どもたちの健全な育成を図るため、安全で安心な居場所となる児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の運営内容の充実に努めるとともに、それぞれが一体となった放課後児童対策に努めます。

4. 経済的負担等の軽減の支援

医療費や保育料など、義務的経費の助成や児童手当等の支給により、子育て世代の経済的負担等の軽減を図り、家庭での子育て環境を支援します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 医療費、保育料、教育費等の支援

- 乳幼児に対して医療費の一部を助成し、家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 幼稚園への就園等に際して、財政的支援を行い家庭の経済的負担の軽減を図ります。

② 子どものいる家庭等への経済的支援等の充実

- 子どものいる家庭へ児童手当等を支給し、子育ての負担軽減を図ります。

II. 児童虐待の防止

親自身のストレスや精神的な問題などから心のバランスが乱れ、その結果、児童虐待につながる場合があります。

親の育児ストレスを軽減し、心の健康を保てるよう支援するとともに、関係機関との連携を強化し、児童虐待の予防や早期発見に取り組み、子どもの健全育成に努めます。

【目標】 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子どもの安全を確保します。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	児童相談所等への送致児童数	基準値 H 2 6	2 件	目標値 H 3 7	0 件
------	---------------	--------------	-----	--------------	-----

指標 2	新規要保護児童数	基準値 H 2 6	2 3 人	目標値 H 3 7	1 0 人
------	----------	--------------	-------	--------------	-------

施策の基本的な方向

1. 児童虐待防止の推進

児童虐待の防止や早期発見のため、民生委員児童委員や関係機関と連携を図り、支援を必要とする家庭や要保護児童、虐待が危惧される児童の把握に努めます。

また、児童虐待防止マニュアルを活用することにより、地域全体で見守り、児童虐待が疑われる場合は、迅速に対応するなど児童虐待の防止に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 児童虐待の予防、早期発見

- 要保護児童、虐待が危惧される児童の把握に努めるとともに、通告体制の強化を図ります。
- 民生委員児童委員との懇談会を定期的で開催し、地域における支援が必要な家庭を把握し、適切な支援に努めます。
- 児童虐待に対する理解を深めるため、関係団体・関係機関に児童虐待防止マニュアルを配布し、地域全体で虐待の予防、早期発見に努めます。

② 児童虐待の適切な対応

- 関係機関の連携によって虐待の早期発見に努め、事案が発生した際は要保護児童対策地域協議会を速やかに開催し、適切に対応します。

第4節 男女共同参画社会の実現



基本的な考え方

男女共同参画社会の実現には、市と関係団体・市民がしっかりと連携し、男女間でお互いの人権を認め合い、その個性と能力を発揮しながら、自らの意思によりあらゆる分野で対等・平等な関係が保てる地域社会を形成していくことが大切です。

近年は女性の社会進出が目覚ましく、性別にとらわれることなく男性も家事や育児を役割分担して行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた動きは見られますが、「男は仕事、女は家庭」というような性別による固定的な役割分担意識は依然として存在します。

市は、国際連合や国などの男女共同参画社会推進の動向を踏まえ、関係団体としっかりと連携し、男女共同参画社会の実現に向けた周知・啓発により市民の意識醸成を図り、男女が長い歴史の中で培われてきた社会的、文化的なジェンダー（性差）にとらわれることのない男女共同参画社会の実現を目指します。

▼節内の体系図

施策

I 男女の人権が尊重される社会の実現

II 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

基本的な方向

1 男女共同参画の推進

2 女性の人権保護

1 女性の社会参画の促進

主要な施策

① 家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発
② 家庭生活への男性の参画促進

① 配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実

① 地域活動、市民活動への女性参画の促進
② 女性の職域拡大と各種審議会等への登用促進

I. 男女の人権が尊重される社会の実現

男女共同参画社会の実現のためには、個人が尊重されるとともに、性別による差別などが根絶され、男女それぞれが社会のあらゆる分野で自立し、自分に誇りを持つことが重要です。

特にパートナーからの暴力や性犯罪、セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為などは、本来、対等であるべき男女間を否定するものであり、根絶しなければならない社会問題です。

男女間でお互いの人権を認め、暴力を容認せず、平等に安心して暮らせる社会にするため、「男は仕事、女は家庭」というような性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、個人を尊重しそれぞれが社会の一員として責任を担いあうことにより、男女平等の条件づくりや女性の人権保護に努め、男女それぞれの人権が尊重される社会の実現を目指します。

【目標】 男女共同参画社会の実現を図るため、男女の人権が尊重される社会を実現します。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	フォーラム（懇話会・プラタナス含む）、出前講座の参加者人数	基準値 H 2 6	1 6 8 人	目標値 H 3 7	2 0 0 人
指標 2	民間シェルター（DV被害者の緊急避難施設）利用者の市民人数	基準値 H 2 6	7（14）人	目標値 H 3 7	1 0（20）人

※（）内は、被害者本人と同伴者を含めた数値

施策の基本的な方向

1. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、制度の正しい理解と認識を深めるため、広報紙の活用や関係団体の協力のもとフォーラムを開催するなど、さまざまな場面を活用し男女平等意識の啓発に努めます。

また、家庭内においても、積極的に男性が家事や育児などに参画する意識啓発を行い、次代を担う子どもたちにも男女平等の意識を醸成できる家庭環境が構築できるよう取り組みます。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
①	家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ■ 男女平等意識を市民等へ浸透させるため、市の施策を男女共同参画の視点で行うよう努めます。 ■ 男女共同参画社会の実現に向け、市民団体の協力のもと、各種啓発活動やフォーラムの実施など、男女共同参画に関する理解と認識を深めることに努めます。
②	家庭生活への男性の参画促進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭内における男女の固定的な性別役割分担意識の解消や男性の家事、育児、介護などの参画促進に努めます。

2. 女性の人権保護

<p>配偶者・パートナーからの暴力やセクシャルハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する人権侵害は多様化しています。</p> <p>こうした問題を根絶するため、暴力を容認しない社会の実現や被害者が潜在化しないよう関係機関等と連携し、相談体制や支援体制の充実に努めます。</p>
--

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
①	配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めます。

Ⅱ. 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

男女共同参画社会の実現には、男女が互いに個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画して対等なパートナーとして責任を分かち合い、意見や考え方を反映していくことが大切です。

近年は女性の社会進出の増加に伴って、行政や企業、各種団体等の中で女性が重要なポジションに就き、方針決定の場に参画する機会も増えてきていますが、さらに男女が平等にあらゆる分野に参画をすることができるよう女性の社会参画の促進に努めるとともに、女性が安心して働き続けることができる社会の実現を目指します。

【目標】 男女共同参画社会の実現を図るため、男女があらゆる分野に参画することができる社会を実現します。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	女性の審議会や委員会への登用率	基準値 H27	24.70%	目標値 H37	40%
指標 2	市内事業所における正規従業員の女性の割合	基準値 H25	36.3%	目標値 H37	50%

施策の基本的な方向

1. 女性の社会参画の促進

明るく暮らしやすい地域づくりを進めるためには、男女が共に地域活動や政策・方針の決定に参画することが重要です。

地域づくりや政策・方針の決定などの重要事項は、女性の視点や経験、知識を活かし、男女が互いの意見を尊重しながら意思決定をすることにより、活動内容等の偏りを解消し、さらなる女性の社会参画の促進に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 地域活動、市民活動への女性参画の促進

■ 地域活動や市民活動に対する女性の積極的な参画の促進に努めます。

② 女性の職域拡大と各種審議会等への登用促進

■ 女性の職域の拡大に努めるとともに、政策・方針決定過程への女性の登用促進に努めます。

第2章

自然とともに暮らすまち

第1節 環境への負荷の少ないまちづくり

第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり

第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり



第1節 環境への負荷の少ないまちづくり



基本的な考え方

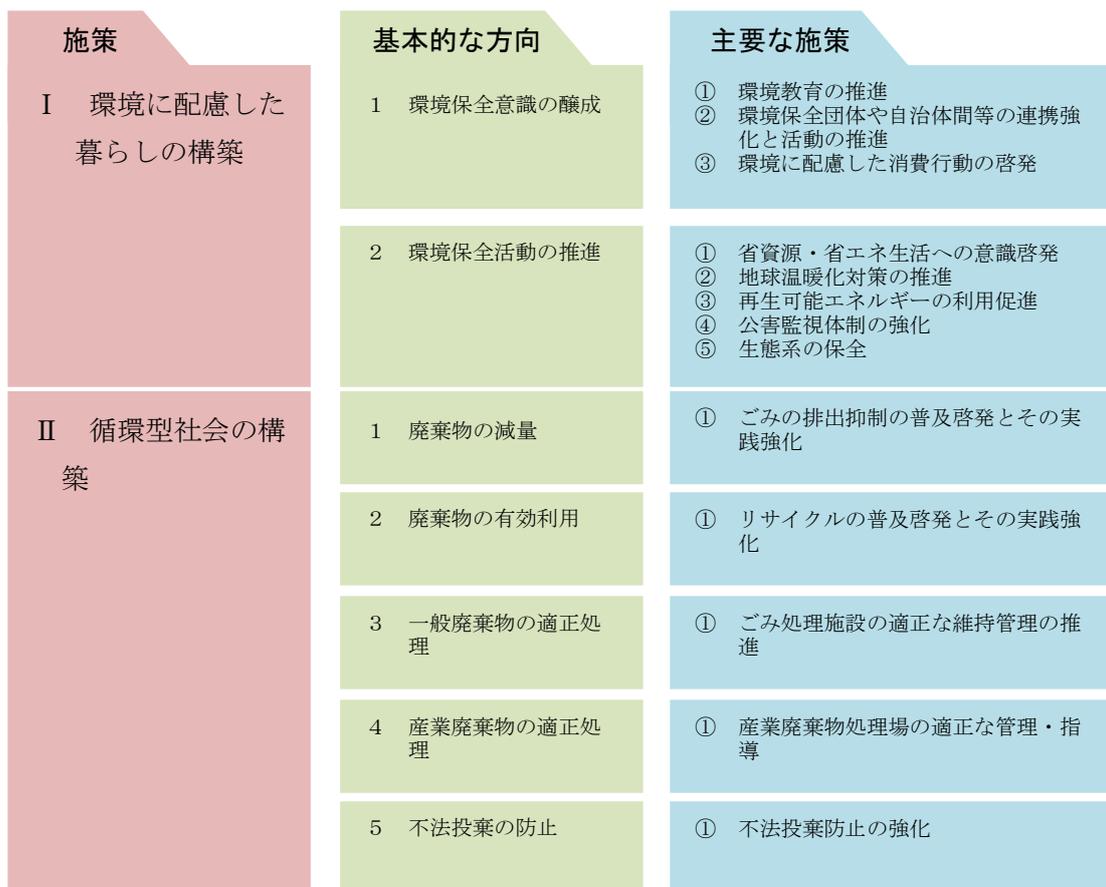
市は、これまでも市民や事業者、関係団体、行政が一体となり、環境保全活動の推進や資源循環型社会の構築などに取り組んできました。

平成23年3月に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーの利用に注目が集まっています。

ふるさと登別の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、資源循環型社会の実現や水質汚濁の防止に向け、市民、事業者、関係団体、行政が一体となり、環境保全の意識を高め、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進や省資源・省エネルギー型生活への意識啓発など、全市的な環境保全活動と環境負荷の軽減に取り組みます。

また、引き続き、野犬掃討や有害鳥獣対策など、生態系の保全とともに市民の安全安心の確保を図ります。

▼節内の体系図



Ⅲ 生活排水の適正な処理

1 公共用水域の水質保全と下水道施設の適正な管理

① 持続可能な下水道事業の促進

2 し尿の適正処理

① し尿投入施設の適正な維持管理

I. 環境に配慮した暮らしの構築

環境保全や再生可能エネルギーの利用、省資源・省エネルギー型生活の実現に向けた市民の意識を高めるため、啓発や環境学習の取組などを通し、生活環境や自然環境の適正な保全を図ります。

【目標】 多くの市民が省資源・省エネルギー型生活に転換し、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に取り組む。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	環境保全に取り組む人数	基準値 H27	670人	目標値 H37	800人
指標 2	環境家計簿の活用に取り組む世帯の割合	基準値 H26	13%	目標値 H37	23%
指標 3	環境調査における環境基準を超えた項目	基準値 H26	0件	目標値 H37	0件

施策の基本的な方向

1. 環境保全意識の醸成

市民が環境保全に対する理解を深め、環境に配慮した生活を実践してもらう啓発活動や環境教育・学習の推進を図るとともに、環境保全活動に取り組む団体の活動の促進や広域的な環境保全活動、環境にやさしい製品の普及啓発などを推進します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 環境教育の推進

- 子どもから大人まで各年齢層に応じた環境教育・学習の推進に努めます。
- 子どもたちの環境に対する意識を育むため、地域や学校等における環境教育の推進に努めます。

② 環境保全団体や自治体間等の連携強化と活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主的に環境保全活動に取り組む団体間等の情報交換や交流を促進します。 ■ 市や環境保全団体における情報交換の促進に努めます。 ■ 環境保全について自治体間など、広域的に連携して取り組むよう努めます。
③ 環境に配慮した消費行動の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ グリーン購入や環境ラベルの付いた製品の購入が定着するよう普及啓発活動を推進します。

2. 環境保全活動の推進

地球温暖化対策に向け、温室効果ガスの排出量を減少させるため、再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、省資源・省エネルギーなど環境保全を意識した生活様式の普及を目指した取組を推進します。

また、安全安心な生活環境を維持するため、公害の監視を行うとともに、ペットの飼い主への啓発などを通して、生態系の保全に努めます。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
① 省資源・省エネ生活への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■ 身近な生活における節電の普及など、省資源・省エネルギーと環境にやさしい生活様式の意識啓発を推進します。
② 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を減少させる取組を推進します。 ■ 電気及び水素等の二次エネルギーの取組を推進します。
③ 再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光や水力、温泉熱の利用など再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
④ 公害監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、地盤沈下などの原因による環境悪化防止のため監視に努めます。
⑤ 生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外来種のペット等が捨てられ生態系を乱すことを防止するため、飼い主に対してペット等の適正な飼育管理についての意識の啓発を行い、生態系の保全に努めます。 ■ 野犬掃討やカラス・蜂の巣など有害鳥獣対策相談の充実を図るとともに、駆除を行い、人への危害防止に努めます。

Ⅱ. 循環型社会の構築

登別の豊かな自然環境を守り、環境への負荷を軽減するため、人口動態も踏まえながら廃棄物の排出抑制や減量化、ごみの正しい分別、リサイクルの普及啓発などにより、廃棄物の適正な処理を促進するとともに、不法投棄の防止対策の強化を図ります。

【目標】 循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化やリサイクル活動の促進と廃棄物の適正な処理を行う。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	家庭系ごみの市民 1 人・1 日 当たりの排出量	基準値 H 2 6	5 7 2 g	目標値 H 3 7	5 7 0 g
指標 2	事業系ごみの年間排出量	基準値 H 2 6	7, 2 3 5 t	目標値 H 3 7	6, 7 3 5 t
指標 3	最終処分場の年間埋立て量	基準値 H 2 6	2, 8 8 2 t	目標値 H 3 7	1, 9 5 5 t
指標 4	不法投棄件数	基準値 H 2 6	5 2 件	目標値 H 3 7	0 件

施策の基本的な方向

1. 廃棄物の減量

環境への負荷を軽減するため、ごみの分別や減量化に取り組む団体と連携しながら、ごみの排出抑制の啓発強化を図り、まちが一体となって、ごみの減量化を目指す取組を推進します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① ごみの排出抑制の普及啓発とその実践強化

■ 市民・事業者・行政が一体となり、ごみの減量化に向けて、さらなる取組を推進します。

2. 廃棄物の有効利用

廃棄物も資源という意識を持ち、市は再利用が可能な資源の回収を推進するとともに、市民が再生品を利用する機会を提供することや啓発、回収に取り組む団体への支援などを通し、廃棄物の少ない環境にやさしいまちを目指します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① リサイクルの普及啓発とその実践強化

- 廃棄物の分別や資源回収を推進します。
- 資源回収を促進するため、回収団体の支援に努めます。
- 再生品の有効利用や普及啓発を推進します。
- 生ごみの資源化を推進します。

3. 一般廃棄物の適正処理

市は、一般廃棄物を安全に処理するため、ごみ処理施設の維持管理を適切に行い、一般廃棄物の安全かつ安定的な処理に努めるとともに、広域処理に取り組みながら、引き続きごみ処理施設の延命化を図りつつ、将来のあり方について検討します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① ごみ処理施設の適正な維持管理の推進

- クリクルセンターの焼却処理施設等の維持管理を適切に行い、併せて施設の延命化を図ることによって、廃棄物の安全かつ安定的な処理に努めます。
- ごみ焼却処理施設の今後を見据え、将来のあり方について検討します。

4. 産業廃棄物の適正処理

美しい自然環境を保全するため、産業廃棄物による環境汚染の防止に努めるとともに、関係機関と連携しながら、産業廃棄物処理場に適正な管理を指導するほか、排出事業者や処理事業者の指導・監督に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 産業廃棄物処理場の適正な管理・指導

- 関係機関と連携し、環境汚染防止の指導・監督に努めます。

5. 不法投棄の防止

美しい自然環境や景観を守るため、関係機関と連携しながら、まちが一丸となって、一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄防止を強化するとともに、日頃からの防止対策や啓発活動等に取り組みます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 不法投棄防止の強化

■ きれいで住み良いまちづくりを推進するため、市民・事業者・行政が一体となり、不法投棄防止の強化を図ります。

Ⅲ. 生活排水の適正な処理

環境や生活に大きな影響を及ぼす水質汚濁を防止するため、日常生活や事業活動により排出されるさまざまな生活排水（生活排水・事業場排水・観光排水等）を、下水道処理施設やし尿投入施設で適正に処理を行い、環境負荷の軽減を図ります。

【目標】 下水道処理施設やし尿投入施設により、生活排水等の適正処理の実施と水質汚濁の防止に努め、環境負荷の軽減を図ります。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	し尿の年間汲み取り量	基準値 H 2 6	5, 4 1 5 k l	目標値 H 3 7	3, 0 5 7 k l
指標 2	汚水処理人口普及率	基準値 H 2 6	9 6 . 8 %	目標値 H 3 7	1 0 0 %
指標 3	水洗化率	基準値 H 2 6	8 6 . 5 %	目標値 H 3 7	1 0 0 %

施策の基本的な方向

1. 公共用水域の水質保全と下水道施設の適正な管理

生活排水等による水質汚濁の防止により、環境負荷の軽減を図るため、下水道事業の促進を通して、市民がきれいな環境で生活できるよう、水質保全に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 持続可能な下水道事業の促進

- 汚水処理人口普及率の向上を図り、公共用水域の水質保全に取り組みます。
- 下水道施設の計画的な更新を行うなど、持続可能で安定した下水道事業の運営に努めます。

2. し尿の適正処理

し尿投入施設について、適正な維持管理と計画的な施設更新により、し尿や浄化槽汚泥の処理を行います。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① し尿投入施設の適正な維持管理

- し尿投入施設の適正な維持管理と計画的な施設更新に努めます。

第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり



基本的な考え方

登別市の豊かな自然を守り育てていくためには、自然環境に対する豊かな感性を醸成し、自然への理解を深めていく必要があることから、日常生活や余暇などのさまざまな場面において、市民が豊かな自然と触れ合う機会を設けるなど、自然の恵みを実感する取組が不可欠です。

このため、自然環境保全団体と連携しながら、市民が地域の豊かな自然を再認識する機会の充実に努めるとともに、自然環境の保全を推進します。

また、すべての生き物の生育・生息に欠かすことのできない森林や水資源の適切な保全などを通し、自然とのふれあいの場づくりに努めます。

▼節内の体系図

施策

I 自然と調和のとれた潤いと安らぎのある環境の創出

基本的な方向

- 1 自然環境活動の拠点づくりと人づくり
- 2 自然環境の保全と復元
- 3 水辺環境の保全・創造
- 4 自然とのふれあいの場の整備
- 5 葬斎場・墓地の整備

主要な施策

- ① 自然環境を活用した学習の場の充実
-
- ① 適切な自然環境保全の推進
 - ② 多様な生物が生息する自然環境の保全と復元
 - ③ 野生生物のデータ集約及び情報の発信
 - ④ 森林の保全
 - ⑤ 水資源の保全
-
- ① 河川・海岸沿いの環境保全と緑化推進
 - ② 親水空間の保全と創造
-
- ① 地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの場の整備
-
- ① 葬斎場の効率的な運営
 - ② 墓地の整備

1. 自然と調和のとれた潤いと安らぎのある環境の創出

関係団体と連携した環境保全活動や、豊かな自然環境を生かした学習の場の充実のため、幅広い視野を持った実践的な指導者の育成や自然豊かな公園などの施設の適正な維持管理を行い、緑化をはじめ、みどりと調和のとれた環境づくりに努めます。

【目標】 自然環境の保護を推進するため、自然環境学習の場の充実に努め、自然環境の適正な保全を図る。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	自然環境学習指導者の人数	基準値 H 2 7	1 9 4 人	目標値 H 3 7	2 3 0 人
指標 2	キウシト湿原における観察会等の参加者数	基準値 H 2 7	7 2 0 人	目標値 H 3 7	9 0 0 人

施策の基本的な方向

1. 自然環境活動の拠点づくりと人づくり

豊かな自然を実感しながら、自然の役割や大切さなどについて理解を深めてもらうため、子どもから高齢者まで誰もが気軽に自然に触れることのできる学習の場の充実や、自然活動の指導者の育成など人材づくりに努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 自然環境を活用した学習の場の充実

- 山、川、海、温泉等、自然を活用した学習の場の充実に努めます。
- 自然活動を行う指導者の育成に努めます。

2. 自然環境の保全と復元

自然環境の保護に関する地域を指定し、指定された地域の保全を行うとともに、関係団体と協力しながら、森林や水環境、多様な生物の生息地である自然環境の適正な保全を図ります。

また、野生生物の実態の把握と情報発信を通し、自然環境に対する市民のさらなる意識向上に努めます。

○主要な施策	
	■ 主要な施策の考え方
①	適切な自然環境保全の推進
	■ 自然環境の保護に関する地域の指定や指定された地域の保全に努めます。
②	多様な生物が生息する自然環境の保全と復元
	■ 登別の原風景ともいえるキウシト湿原等、多様な生物の生息地である自然環境を関係団体と協力し、適正な保全と復元に努めます。
③	野生生物のデータ集約及び情報の発信
	■ 市内の野生生物の生育、生息実態の把握に努め、データの収集や市民への情報発信を図り、その利活用を促進します。
④	森林の保全
	■ 森林は、水資源の涵養や大気の浄化、野生生物の生育・生息の場など大切な機能を有することから、その保全に努めます。
⑤	水資源の保全
	■ 良好で健全な水環境の保全と水道水源その他の水資源の安全性の確保に努めます。

3. 水辺環境の保全・創造

水辺の環境保全を図るとともに、市民と行政が互いの役割を分担しながら、河川や海岸沿いのみどりの保全や緑化の推進等に取り組みます。

また、関係団体と協力しながら、豊かな自然の中で水とふれあえる親水空間の保全と管理に努めます。

○主要な施策	
	■ 主要な施策の考え方
①	河川・海岸沿いの環境保全と緑化推進
	■ 河川・海岸沿いの環境向上を図るため、市民と行政の適正な役割分担のもと、河川・海岸沿いのみどりの保全や緑化の推進に取り組むとともに海岸漂着物等の調査除去など、関係機関との相互協力体制づくりに努めます。
②	親水空間の保全と創造
	■ 豊かな自然の中で水とふれあうことのできる親水空間を関係団体と協力し、適正に保全、管理するよう努めます。
	■ 水辺を活用した自然とのふれあいの場づくりに努めます。

4. 自然とのふれあいの場の整備

多くの市民が豊かな自然を実感しながら、さまざまな自然体験活動をすることができるよう、豊かな自然を生かした公園や自然体験活動の場であるネイチャーセンターなどの施設的环境づくりに努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの場の整備

- 自然とふれあうことのできる場であるネイチャーセンターや自然豊かな公園などの利用促進を図るため、施設整備を進めるなど環境づくりに努めます。

5. 葬斎場・墓地の整備

指定管理者制度により、引き続き、葬斎場の管理に民間の力を活用し、多様化する利用者ニーズへの対応やサービスの向上を目指し、施設等の維持管理に努めます。

また、需要を把握しながら、衛生的で安心して利用できる墓地の整備を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 葬斎場の効率的な運営

- 故人と遺族に配慮した尊厳を重んじる葬斎場として施設等の維持管理に努めます。
- 多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間の能力を活用して住民サービスの向上に努めます。

② 墓地の整備

- 衛生的で安心して利用できる墓地の整備を図ります。
- 墓地の需要を把握し、需要状況に合わせた墓地の整備を図ります。
- 身寄りの無い市民、墓を建立しない及び菩提寺への納骨を希望しない市民に対し、遺骨を納める「合同墓・合同墓碑」建立とその周辺整備を図ります。

第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり



基本的な考え方

(総合防災対策)

近年、多発する異常気象の影響により、全国的に大雨や土砂災害による被害が目立つようになりました。市内でも、過去数度に渡り大雨や台風などの自然災害に見舞われ、特に大雨災害では、大きな被害を受けてきました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成24年11月に市内で最長4日間に渡った大規模停電を契機に、市民の防災への意識がかつてない高まりを見せ、町内会や自主防災組織などを中心に自ら防災訓練などに取り組む市民が増えています。

このため、過去の教訓を生かしながら、治山や河川改修、雨水・排水対策などの整備を進めるとともに、防災についての市民啓発を実施してきたところですが、これらを引き続き推進し、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

さらに、防災資機材の整備や災害時の心構え等の啓発を通し、災害に強いまちづくりをより一層推進します。

(消防・救急救助体制)

消防に対する市民の期待は日頃から高く、日常生活だけではなく、地震や津波、大雨、火山噴火等の自然災害の発生など、緊急時にも市民の安全安心を守るため、迅速かつ的確な消防・救急救助活動の展開が求められています。

このため、消防施設の適切な維持管理や救急救助体制等の充実を図るとともに、火災予防活動の強化などを図ります。

さらに、火災予防や防災など、消防とともにさまざまな活動に当たっている消防団の活性化に努めます。

(交通安全対策)

交通事故のないまちを目指して、関係団体と連携し、高齢者の増加を踏まえながら、交通安全思想の普及と交通安全意識の啓発に努めるとともに、交通安全施設の充実を図ります。

(消費者対策)

関係団体と連携し、消費生活情報の調査・収集・提供や消費生活相談を行い、市民の消費者としての権利の確保に努めます。

(防犯対策)

市民が犯罪の被害に遭うことなく、安全安心に暮らすことができるよう、関係機関・団体と連携し、犯罪の誘発防止や啓発活動に取り組みます。

(市民相談)

多様化する生活上の心配ごとや困りごと、苦情などに、各種の専門家による無料相談等の相談体制の充実を図り、市民の不安解消に努めます。

▼節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
I 総合防災対策の推進	1 防災計画の推進	① 防災計画の整備 ② 国民保護計画の推進
	2 防災意識の向上	① 防災訓練の実施 ② 防災思想の普及啓発強化
	3 防災体制の充実	① 防災施設及び設備の適正管理 ② 防災センター機能の整備 ③ 防災情報体制の推進 ④ 地域における防災体制の推進 ⑤ 非常用備蓄品の整備 ⑥ 相互応援や多様な機関等との連携協力の推進
	4 治山対策の推進	① 治山事業の推進
	5 治水・雨水対策の推進	① 治水事業の推進 ② 雨水・浸水対策事業の推進
II 消防・救急救助体制の充実	1 火災予防活動の推進	① 防火思想の普及 ② 防火査察の徹底 ③ 消防団の活性化
	2 消防力の強化・高度化	① 消防施設、機器整備の高度化と効率化 ② 消防水利の拡充
III 交通安全の推進	1 交通安全意識の高揚	① 交通安全に関する意識啓発の強化
	2 交通安全施設の整備	① 交通安全施設の増設
IV 安全な消費生活の確保	1 消費者対策の充実	① 消費者意識の啓発及び学習機会の充実 ② 消費者相談機能の充実
V 安全安心なまちづくり	1 防犯対策の推進	① 地域ぐるみ防犯活動の推進 ② 平和なまちづくりの推進
VI 心配ごと・困りごとの解消	1 市民相談の充実	① 市民相談体制の充実

1. 総合防災対策の推進

市民の生命・財産を守るため、防災訓練の実施やハザードマップの有効活用を図りながら、災害に備えた心構えなどの普及啓発や防災資機材の整備を図るとともに、非常用食糧などの適正な備蓄を行います。

また、市街地を流れる未整備河川の治水機能の向上や大雨などを原因とする土砂災害を防止するため、計画的な整備や維持管理を図り、公共下水道による雨水対策事業、道路排水対策事業と合わせ、治山・治水・雨水対策を推進します。

【目標】 災害に備えた心構えなどの普及啓発や防災資機材の整備、自主防災組織の整備促進、非常用食糧の適正な備蓄、市街地の未整備河川の改修整備を進める。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	非常持ち出し品を備えている人の割合	基準値 H26	39%	目標値 H37	49%
指標 2	災害時の避難場所や連絡方法などを家族と事前に決めている人の割合	基準値 H26	43%	目標値 H37	53%

施策の基本的な方向

1. 防災計画の推進

市民が安全安心に暮らすことのできる災害に強いまちを実現するため、適切な防災対策を推進します。

また、国民保護計画の着実な推進を図り、万一、外国からの武力攻撃や大規模テロ等があった場合、迅速な市民の安全確保と保護を行います。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 防災計画の整備

■ 安全で安心して暮らせる災害に強いまちを実現するため、大雨、地震、津波、大規模停電など過去の災害から得た経験を踏まえ、登別市地域防災計画や各種防災計画等を適宜見直し、災害の予防対策、応急対策等について、適切な防災対策の推進に努めます。

② 国民保護計画の推進

- 外国からの武力攻撃や大規模テロ等から市民の安全を確保するため、国や北海道の動向を踏まえ登別市国民保護計画を適宜見直し、関係機関と連携協力のうえ、的確かつ迅速な保護措置に努めます。

2. 防災意識の向上

自然災害に備えるため、さまざまな世代の市民が主体的に参加する各種訓練の実施を促進するほか、防災への意識を高めるため、研修会の開催を通し、日頃から災害に備えた心構えなどの啓発を行います。

また、相談体制や支援制度の情報提供などを行うとともに、民間建築物の耐震化を促します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 防災訓練の実施

- 自然災害に備えるため、実際の災害を想定した総合防災訓練や避難所開設訓練等を隔年で実施するほか、地域住民が主体となった避難訓練等を促進します。

② 防災思想の普及啓発強化

- 自然災害から生命や財産を守るため、あらかじめ自宅周辺の危険箇所を把握するとともに、非常持ち出し品の備えなど日頃から心構えを持ってもらうよう、ハザードマップ等の活用を推進します。
- 市民の防災に対する意識を高めるため、自主防災組織や各町内会等を対象に防災に関する研修会を繰り返し実施するなど啓発活動の推進に努めます。
- 津波・地震に対する避難場所や避難経路、津波避難ビル等を周知するなど啓発に努めます。
- 個別住宅や民間施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修に関する相談支援体制の充実を図るとともに、各種支援制度等の情報提供に努めます。

3. 防災体制の充実

災害時に活用する施設や各種設備の適正な維持管理に努めるとともに、管理する防災センター機能の整備、多様な防災情報伝達手段の確保に努めます。

また、地域の防災力を高めるため、自主防災組織の設立の推進や大型避難所などへの非常用食糧の備蓄と防災資機材の配置に努めるとともに、多様な機関・団体との連携を図ります。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
①	防災施設及び設備の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時に円滑に機能するよう、日頃から屋内・屋外の避難所や防災行政無線などの定期的な点検を行うことにより、災害時に活用する施設や各種設備の適正な維持管理に努めます。
②	防災センター機能の整備 <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害情報の一元化と対策拠点としての機能に加え、市民の防災意識高揚のための設備を付加するなど、平時から災害時まで活用する総合防災体制を備えた施設の整備に努めます。
③	防災情報体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 放送機関との連携強化を図ります。 ■ 防災情報メール配信サービスへの登録の推進に努めます。 ■ 地域特性を踏まえ、効果的な防災情報伝達手段の多様化を図ります。
④	地域における防災体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の防災力を高め、災害の予防と被害の軽減を目指し、すべての町内会が自主防災組織を設立するよう推進します。 ■ 自主防災組織に対し、各種資機材の整備を支援し、防災活動を助長します。
⑤	非常用備蓄品の整備 <ul style="list-style-type: none"> ■ 山間部など災害時に孤立する可能性がある地域や拠点となる大型避難所に非常用食糧の備蓄や資機材配置に努めます。
⑥	相互応援や多様な機関等との連携協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時における迅速な対応を図るため、行政機関や医療機関、流通機関、ボランティアなどの多様な機関・団体等との連携に努めます。

4. 治山対策の推進

大雨などを原因とする土砂災害を防止し、市民の生命・財産を守るため、治山事業を推進します。

また、山地の保水機能の維持のため、森林の保全を図りながら、災害の防止や軽減に努めます。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
①	治山事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の維持保全と山地災害から市民の生命・財産を守るため、治山事業を推進します。

5. 治水・雨水対策の推進

市街地の雨水・浸水対策のため、市街地における未整備の河川の計画的な整備や維持管理に努めるとともに、公共下水道による雨水対策事業と道路排水対策事業を推進します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 治水事業の推進

■ 市街地の未整備の河川について、計画的な整備に努めるとともに、河川の適正な維持管理に努めます。

② 雨水・浸水対策事業の推進

- 公共下水道による雨水対策事業を推進します。
- 大雨時に冠水などの被害が顕著な市内各地区において、浸水被害の軽減を図るため、道路排水対策事業を推進します。

II. 消防・救急救助体制の充実

全国各地での災害の発生や少子高齢化の進展による高齢者世帯の増加などにより、消防が果たす役割が大きくなっています。

限られた人員や装備のもと、効率的な消防・救急救助体制を確保するため、消防庁舎・車両・装備の維持管理に努めるとともに、火災予防活動の強化や消防団の活性化など、消防力の強化を図ります。

【目標】 火災予防活動の強化や消防団の活性化など、消防力を強化し、火災発生や被害を防ぐ。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	火災発生件数	基準値 H 2 6	1 5 件	目標値 H 3 7	1 0 件
指標 2	住宅用火災警報器設置率	基準値 H 2 7	8 6 . 0 %	目標値 H 3 7	9 5 . 0 %

施策の基本的な方向

1. 火災予防活動の推進

市民の火災予防意識の高揚を図るため、講習会や広報活動などによる啓発の強化を図るとともに、住宅用火災警報器のさらなる普及啓発や災害時要援護者世帯の査察を行います。

また、これらの啓発活動に欠かすことのできない消防団の活動の強化と活性化に取り組み、地域防災体制の充実を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 防火思想の普及

- 市民の防火意識の高揚を図るための講習会や広報活動を強化するとともに、地域や事業所の火災予防の普及啓発に努めます。
- 事業所等における防火管理者の知識、技術の向上を図るため、防火管理者講習会の定期的な実施に努めます。
- 認知症グループホーム等の運営推進会議に参加し、防火管理体制について必要な助言等を行います。
- 住宅火災による死者数の低減を図るため、住宅用火災警報器のさらなる設置普及に努めます。
- 専門的な知識や高度な技術を習得するため、消防職員を北海道消防学校や各種研修会に派遣するなど、計画的な職員の育成と資質向上に努めます。

② 防火査察の徹底

- 防火対象物の査察を定期的な実施し、火災予防上必要な指導に努めます。
- 危険物施設への定期的な立入検査を実施し、技術基準の適合性について安全指導を行います。
- 災害時要援護者を災害から守るため、一人暮らし等の高齢者査察を強化します。

③ 消防団の活性化

- 女性団員も含め新団員の確保等、消防団の強化に努めます。
- 消防団員の安全装備品の整備に努めます。
- 消防団員による人命救助活動の推進を図ります。

2. 消防力の強化・高度化

消防・防災活動の拠点となる消防施設の高度化を図るため、防災センター機能を備えた消防庁舎など、施設の適正な配置と計画的な整備を目指します。

また、消防車両や装置、資機材、消火栓、防火水槽など、各種装備の維持管理や整備を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 消防施設、機器整備の高度化と効率化

- 消防、防災活動の拠点となる防災センター機能を備えた消防庁舎と老朽化した各施設については、効率的な出動体制を確立するため、消防施設の適正な配置について検討し、計画的な整備に努めます。
- 消防ポンプ自動車、消防資機材等の整備を進めます。
- 消防体制については、単独・広域の両面から持続可能な消防力のあり方について検討します。

② 消防水利の拡充

- 水利不足地域の解消を図るため、計画的に消火栓や防火水槽の整備に努めます。

Ⅲ. 交通安全の推進

交通安全意識の高揚を図るため、子どもや高齢者を重点に交通安全教育の推進を図るとともに、カーブミラーや照明灯など交通安全施設の整備を進め、市民が悲惨な交通事故に遭わないよう、その防止を目指します。

【目標】 交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備を進め、交通事故を防止する。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	交通事故件数	基準値 H 2 6	1 1 0 件	目標値 H 3 7	9 0 件
------	--------	--------------	---------	--------------	-------

※基準値は年度ではなく暦年となる。

指標 2	交通事故死亡者数	基準値 H 2 6	0 人	目標値 H 3 7	0 人
------	----------	--------------	-----	--------------	-----

※基準値は年度ではなく暦年となる。

施策の基本的な方向

1. 交通安全意識の高揚

市民一人ひとりが交通安全への意識を高め、特に子どもや高齢者を交通事故から守るため、交通安全に関する各種教室や講習会を開催するなど啓発活動を行い、運転者も歩行者も交通安全を第一に考える意識の醸成に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 交通安全に関する意識啓発の強化

- 交通安全に関する各種啓発活動を実施するとともに、幼稚園児や小学校低学年を対象とした交通安全青空教室や各老人クラブでの交通安全講習会など、子どもや高齢者に重点をおいた交通安全に関する意識啓発に努めます。

2. 交通安全施設の整備

信号機や横断歩道、カーブミラー、照明灯などの交通安全施設について、関係機関と連携を図りながら、各種交通安全施設の増設に努めるとともに、設置要望を把握し、関係機関への要請などを行います。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 交通安全施設の増設

- 道路利用者が安全に安心して利用できるよう、各関係機関と連携を図り、信号機、横断歩道、カーブミラー、照明灯などの設置に努めます。
- 町内会や地域住民からの信号機などの設置要望を把握し、関係機関への要請などを行います。

IV. 安全な消費生活の確保

消費生活センターに配置している専門の相談員を中心に、消費生活についての正しい知識の普及啓発や詐欺など多様化する消費生活相談の充実に努め、トラブルの未然防止をはじめ、市民の消費生活の安全と安定の確保を図ります。

【目標】 市民の消費生活の安全と安定の確保を図るため、講座などの開催により、消費生活の正しい知識の普及・啓発に努める。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	消費生活展の参加人数	基準値 H26	750人	目標値 H37	850人
指標 2	消費生活相談件数	基準値 H26	164件	目標値 H37	300件
指標 3	消費生活相談の解決率	基準値 H26	100%	目標値 H37	100%

施策の基本的な方向

1. 消費者対策の充実

関係機関・団体と連携し、消費生活の正しい知識やトラブルの防止策の普及啓発に努めるとともに、消費生活センターの機能強化と充実に努め、消費者被害の救済や防止するため、消費生活相談を行います。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 消費者意識の啓発及び学習機会の充実

■ 学校、老人クラブ、町内会等へ出向いての消費生活出前講座の開催及び消費生活展の開催等により、消費生活についての正しい知識の普及・啓発に努めます。

② 消費者相談機能の充実

■ 特殊詐欺など、消費者被害を救済するための消費生活相談を行うとともに、トラブルの未然防止策についての啓発に努めます。

■ 専門の相談員を配置し、各関係機関と連携を図りながら、消費生活センターの機能強化及び充実に努めます。

V. 安全安心なまちづくり

犯罪のない明るく住みよいまちの実現を目指すため、防犯灯の設置や社会を明るくする運動、防犯対策事業等の支援・協力を行うほか、関係機関・団体と連携し、地域安全活動の推進や暴力団排除運動などの啓発活動に取り組みます。

また、世界の平和を願い、戦争の惨禍を風化させることのないよう、平和なまちづくりの推進を図ります。

【目標】 犯罪のない安全安心なまちをつくり、市民の生命、身体及び財産を保護する。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	市内の犯罪発生件数（年間）	基準値 H 2 6	2 6 1 件	目標値 H 3 7	2 0 0 件
------	---------------	--------------	---------	--------------	---------

施策の基本的な方向

1. 防犯対策の推進

関係機関・団体と連携しながら、地域安全活動の推進や暴力団排除運動などの啓発活動を推進するとともに、防犯灯の設置や社会を明るくする運動の実施など、町内会をはじめ、関係団体による取組を支援します。

また、戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、平和なまちづくりの推進に取り組みます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 地域ぐるみ防犯活動の推進

- 室蘭・登別防犯協会連合会等との連携を図り、効果的な地域安全活動の支援に努めます。
- 地域安全ニュースの発行や目の不自由な方のための地域安全ニュース点字版、録音版の発行等の取組を支援し、暴力団排除運動等の啓発活動を推進します。
- 町内会などが地域の安全を確保するための防犯灯の設置や社会を明るくする運動、防犯対策事業等の支援に努めます。

② 平和なまちづくりの推進

- 恒久平和を願い、戦争の惨禍を風化させることのないよう努めます。

VI. 心配ごと・困りごとの解消

市民が抱える多様な心配ごとや困りごとを解消し、安心して生活を送ることができるよう、市民相談や無料法律相談等の相談体制の充実に努めます。

また、危険な状態のまま放置されている家屋等について、所有者に対する改善指導や緊急時の応急措置の制度化を図ります。

【目標】 市民相談の適切な対応や専門家による相談の機会を増やし、より多くの困りごとの解消を図る。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	無料法律相談利用件数	基準値 H 2 6	4 2 件	目標値 H 3 7	7 2 件
------	------------	--------------	-------	--------------	-------

施策の基本的な方向

1. 市民相談の充実

関係機関や関係部局と連携し、市民相談に適切に対応するとともに、専門家による無料相談の周知に努め、市民の安心の確保に努めます。

また、危険な状態のまま放置されている家屋等を対象に、市による改善指導や緊急時の応急措置に関する条例の整備を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 市民相談体制の充実

- 市民相談などがあつた際には、各関係機関及び関係部署などと連携をして適切な対応に努めます。
- 生活上の心配ごとや困りごと、苦情などの簡易な相談の実施や、弁護士・司法書士・行政書士など、各種専門家による無料相談などの周知に努めます。
- 空き家の解消を促すとともに、危険な状態のまま放置されている家屋などについて、所有者に対し改善などの指導などを行い、緊急時や所有者が不明な場合は速やかに応急措置を図ります。

第3章

大地に根ざしたたくましい 産業が躍動するまち

第1節 活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる

第2節 自然を活かした産業の育成



第1節 活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる



基本的な考え方

支笏洞爺国立公園内に位置し、豊かな自然に恵まれた登別市は、豊富な湯量と多種の泉質を誇る登別温泉と山間部の国民保養温泉地であるカルルス温泉を中心に、北海道遺産に認定されている地獄谷や国の天然記念物に指定されている登別原始林、多くのテーマパークや自然体験施設等を生かした全国有数の観光地として、また、室蘭工業圏を支える良好な生活拠点として発展してきました。

将来にわたって市民生活の向上と地域の活性化を図るためには、市、中小企業者等及び市民が協働して地域経済の活性化に取り組む必要があります。

このため、地域経済の牽引役である中小企業者等の振興に向けて、市内で開発・製造された製品等のブランド力・技術力の強化や新技術・新製品の開発促進、販路拡大に向けた取組などを支援することにより、農水産業、工業、商業等を支える市内企業の経営基盤の強化に努めます。

また、起業・創業に向けて取り組む人材の育成・支援や企業立地の推進、新分野進出・新産業の創出など、市内産業を担う新たな企業の創出に取り組むとともに、若年者、女性、高齢者、障がい者等の就業を支援し、誰もが安心して働ける環境づくりに努めます。

基幹産業である観光については、ICTを活用した多様な観光情報の発信に努めるとともに、旅行形態の多様化、観光ニーズの変化等に適切に対応するほか、市内のさまざまな地域資源を活用した滞在型観光の推進、増加するアジア圏を中心とした外国人観光客の受入体制の充実を図るなど、登別市を訪れる観光客の満足度の向上に向けた取組を推進します。

活力に満ちた魅力あふれる市内産業を創出するため、基幹産業である観光業を中心に、交流人口を踏まえたまちづくりに取り組むとともに、企業間の連携や産・学・官の連携を強化し、複合的な産業基盤の形成を図ることにより、市内消費の拡大と域内循環を推進します。

▼節内の体系図

施策

I 活力ある複合的産業基盤の形成

基本的な方向

- 1 活力ある市内企業の育成
- 2 市内産業を担う新たな企業の創出

主要な施策

- ① 経営基盤の強化と経営支援機能の充実
 - ② 製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化
 - ③ 事業機会の拡大と域内循環の推進
 - ④ にぎわい溢れる商業の振興
-
- ① 起業・創業の促進
 - ② 企業立地の推進
 - ③ 新分野進出と新産業創出の支援

II 雇用の安定と快適な就業環境づくりの推進	1 生涯を通して働ける環境づくり	① 雇用情報の提供やキャリア教育の推進等による就業の促進 ② 労働環境の向上と勤労者福祉の充実
	2 産業を担う人材の育成	① 職業能力の向上・開発の支援
III 魅力ある観光地づくり	1 国内外の観光客に優しい観光地づくり	① 温かいおもてなしの心の醸成 ② 安全安心な観光施設の整備 ③ 観光客受入体制の整備
	2 感動と癒しのある観光地づくり	① 観光資源の充実と利用促進 ② 滞在型観光の推進
	3 多様な誘客事業の推進	① 魅力ある観光情報の発信

I. 活力ある複合的産業基盤の形成

高度情報化、少子高齢化、人口減少等の社会現象による産業構造・社会構造の急激な変化に対応するため、市内企業における経営支援機能の充実、組織強化、体質改善等の取組を支援します。

併せて、地元産品の高付加価値化によるブランド力の強化を図るとともに、市内企業の技術力の強化や研究開発等を支援することにより、新技術・新製品の開発を促進します。

また、魅力あふれる商店街づくりを推進するため、意欲のある事業者の取組を支援するとともに、産業間の連携を促進することにより、市内消費の拡大と域内循環を推進します。

市内企業の経営基盤の強化や経営体質の改善等を支援し、活力ある市内企業【目標】の育成を支援するとともに、新技術・新製品の開発や起業・創業を促進し、活力ある複合的産業基盤の形成を図ります。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	商業販売額(卸・小売販売額)	基準値 H 2 4	39,297,000 千円	目標値 H 3 7	39,297,000 千円
指標 2	製造品出荷額等	基準値 H 2 5	15,330,290 千円	目標値 H 3 7	15,330,290 千円

指標 3	法人市民税納付対象企業数	基準値 H 2 6	9 0 7 社	目標値 H 3 7	9 0 7 社
指標 4	起業件数	基準値 H 2 6	1 3 件	目標値 H 3 7	2 0 件
指標 5	新製品・特産品開発件数	基準値 H 2 6	7 件	目標値 H 3 7	1 0 件

施策の基本的な方向

1. 活力ある市内企業の育成

中小企業者等を支援する情報の発信や市内の産業・経済の実態を把握するため、データの収集・分析・発信に努めるとともに、経営基盤の強化や経営支援機能の充実に努めます。

併せて、中小企業者等が取り組む新技術・新製品の開発や農水産業、商工業、観光業等の産業間の連携、産学官の連携を促進します。

また、市内で開発・製造された製品等の高付加価値化を促進し、積極的に情報発信することにより、ブランド力の強化と事業機会の拡大を図ります。

さらに、商店街に市内外から買い物客が訪れるよう商店会等による賑わいの創出や環境整備などの主体的な取組を支援します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 経営基盤の強化と経営支援機能の充実

- 地域経済の健全な発展及び中小企業の基盤の強化を促進し、市民生活の向上と地域の活性化を図るため、地域経済振興に係るビジョンを示し、市、中小企業者等及び市民が協働して地域経済の活性化を図る取組を推進します。
- 中小企業者等に対する経営支援機能の充実に努めるとともに、経営強化や体質改善などの取組を支援します。
- 経営者の確保・育成を図る取組を支援します。
- 運転、設備資金を低利で融資し、安定した経営基盤づくりを支援します。
- 中小企業者等を支援する情報や市内の経済・産業に関する情報を収集、分析、発信するとともに、中小企業者等が持つ優れた技術や製品、取組などの情報発信に努めます。

<p>② 製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加工食品の認定制度やご当地グルメの開発など、食の魅力の向上に取り組むとともに、農水産物や工業製品など、地元産品の情報発信に努め、ブランド力の強化を図ります。 ■ 産学官の連携のもと、市内企業の技術力の強化や研究開発等を支援し、新技術・新製品の開発を促進します。
<p>③ 事業機会の拡大と域内循環の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市内企業が持つ優れた製品や技術などの情報発信に努めるとともに、産業フェアや商談会等への参加を支援し、国内外における事業機会の拡大を図ります。 ■ 札幌圏の経済関係者との情報交換を通して市内企業のビジネスチャンスの拡大を図ります。 ■ 生産、加工、販売（消費）など、食による関連産業の連携を強化することにより、市内における企業間取引を促進します。 ■ 住宅改良に伴う低利融資を行い、住宅関連産業の受注機会の拡大を図ります。 ■ 市内企業や経済団体等との連携を図りながら、市民の市内消費を促す取組を推進します。
<p>④ にぎわい溢れる商業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 魅力的な店舗づくりや情報通信技術を活用した商業活動など、事業者の主体的な取組を支援します。 ■ 市外からも買い物客が訪れる魅力溢れる商店街づくりを推進するため、商店会等が取り組むにぎわいの創出や店舗等の魅力を高めるための環境整備を支援します。 ■ 身近な地域で買い物ができるよう、商店街等への新規出店を促進するとともに、多様な買い物ニーズに対応したサービスの提供を支援します。 ■ 商店街が地域コミュニティの中心となるための取組を支援します。 ■ 消費税免税店の普及促進や飲食店メニュー等の多言語化を推進し、外国人観光客の利便性の向上を図ります。

2. 市内産業を担う新たな企業の創出

起業・創業や新たな企業の立地等は、地域経済に新陳代謝をもたらし、複合的産業基盤の形成の一助になることから、起業・創業に向けて取り組む人材を育成・支援するとともに、企業立地の推進や新分野進出、新産業の創出に向けた取組を支援します。

また、エネルギー、環境、健康、食、観光など、将来の成長が見込まれる産業の創出を支援します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 起業・創業の促進

■ 起業・創業に向けて取り組む人材を育成・支援するとともに、起業後の活動を支援することにより、市内における起業・創業を促進します。

② 企業立地の推進

■ 技術集積や物流機能及び交通アクセスなどの立地情報を発信し、進出の意向を示す企業を総合的に支援することにより、製造業や情報通信業、運輸業、卸売業などの広範な企業立地を推進します。

③ 新分野進出と新産業創出の支援

- 地域資源や技術を活用した地場製品の創出や新たな技術の事業化、新たなサービスの提供等の新たな分野に進出する取組を支援します。
- エネルギー、環境、健康、食、観光など、将来の成長が見込まれる産業の創出に向けた取組を支援します。

II. 雇用の安定と快適な就業環境づくりの推進

生涯を通して働ける環境づくりを推進するため、ハローワーク等と連携し、きめ細かな雇用情報の提供を行うとともに、若年者、女性、高齢者及び障がい者の就業を支援することにより、誰もが安心して働ける環境づくりを推進します。

また、就業条件や労働環境の整備のための啓発活動を推進するとともに、企業ニーズに対応した職業能力の向上・開発を支援することにより、地域産業を担う人材の育成に努めます。

【目標】 就業の場の確保や誰もが安心して働ける環境づくりを推進します。

🔴 目標への接近度を図る指標

指標 1	有効求人倍率	基準値 H 2 6	0. 9 2 倍	目標値 H 3 7	1. 0 0 倍
指標 2	事業所従業者数	基準値 H 2 4	13,882 人	目標値 H 3 7	13,882 人
指標 3	新規高等学校卒業者管内就職率	基準値 H 2 6	1 0 0 %	目標値 H 3 7	1 0 0 %
指標 4	市内事業所における正規従業員の女性の割合	基準値 H 2 5	3 6. 3 %	目標値 H 3 7	5 0. 0 %

施策の基本的な方向

1. 生涯を通して働ける環境づくり

ハローワーク等と連携し、雇用情報の提供や就職に向けた相談等を行うことにより、求職者等の就業を支援するとともに、労働問題を抱える市民の相談に応じ、適切な助言、指導等を行う取組を支援します。

また、労働実態の把握に努めるとともに、就業条件の改善や労働環境整備のための啓発活動を推進することにより、市内企業における安定的な人材の確保及び定着に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 雇用情報の提供やキャリア教育の推進等による就業の促進

- ハローワークと連携し、雇用情報の提供や就労に向けた相談等を行うことにより、求職者等の就業を支援します。
- 高校生を対象に、インターンシップ（就業体験）やセミナーなどのキャリア教育を推進するとともに、若年者等が就職活動等において抱える不安や悩みなどを解消し、自主的・積極的に就職活動できるよう支援します。
- 仕事と家庭の両立に対する理解を深めるなど、女性が働きやすい環境づくりを推進します。
- 高齢者や障がい者、季節労働者等の生活の安定を図るため、就業機会の確保や通年雇用化に向けた取組を推進します。

② 労働環境の向上と勤労者福祉の充実

- 労働相談等の取組を支援し、職場環境の改善や勤労者の生活向上に努めます。
- 勤労者の生活に必要な生活資金・教育資金を低利で融資し、生活の安定と福祉の向上に努めます。
- 労働状況の実態把握に努めるとともに、就業条件や労働環境整備のための啓発活動を推進します。

2. 産業を担う人材の育成

市内企業等で働く技能労働者の技術や専門知識の習得・向上、非正規労働者等の職業能力の向上・開発に向けた取組を支援するとともに、日本工学院北海道専門学校の人材育成を図る取組を支援することにより、登別市の産業を担う人材の育成に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 職業能力の向上・開発の支援

- 市内企業で働く勤労者の技術の習得・向上を支援し、地域に根ざした技能労働者の育成に努めます。
- 観光業や商工業など、地域の産業を担う人材の育成に努めます。
- 地域が必要とする高い技術や専門知識を有した人材を創出する日本工学院北海道専門学校の活動を支援します。
- 国や北海道、関係機関と連携し、非正規労働者等の職業能力の向上・開発に向けた取組を推進します。

III. 魅力ある観光地づくり

国内人口の減少や多様化する旅行形態、観光ニーズの変化に対応するため、市が誇る豊かな温泉、自然などの観光資源と市内のさまざまな地域資源を組み合わせた観光プログラムを創出・企画し、観光客へ提供できる仕組みづくりを進めます。

また、周辺市町の優れた資源を活用し、観光客を滞在させることで連泊を促進する滞在型観光を推進するため、周辺市町と連携した情報発信等による誘客を展開し、国内外から観光客誘致を進めるとともに、インフラ整備や観光案内等の多言語化といった観光客の受入環境整備に努めます。

豊かな温泉に加え、自然、文化、スポーツなどの地域資源を活用し、多様化する旅行形態及び観光ニーズに対応した魅力ある観光地を目指すとともに、周辺地域と連携し滞在型観光を推進します。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	観光入込客数（年間）	基準値 H 2 6	3, 5 3 6 千人	目標値 H 3 7	4, 4 6 0 千人
指標 2	宿泊延数（年間）	基準値 H 2 6	1, 2 1 4 千人	目標値 H 3 7	1, 4 0 0 千人
指標 3	連泊率	基準値 H 2 6	0. 8 %	目標値 H 3 7	4. 0 %

施策の基本的な方向

1. 国内外の観光客に優しい観光地づくり

観光客が観光施設を安全安心かつ快適に利用できるよう、地獄谷、大湯沼周辺の遊歩道、親水施設等を整備し、適切な維持管理を図るとともに、国内外から訪れる観光客に対応できる観光案内板の設置や維持管理を図ります。

併せて、観光道路等の緑化や景観維持を推進するとともに、ホスピタリティの向上を目指した取組をまちぐるみで推進し、観光客のニーズに応じた情報発信や観光案内を目指します。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
①	温かいおもてなしの心の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ■ 観光に携わる事業者が、観光客におもてなしの心で提供できる取組を推進します。 ■ 市民が、地域の魅力をよく自覚し、ホスピタリティの向上を目指した取組を推進します。
②	安全安心な観光施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ■ 観光客がより快適に利用できるよう遊歩道や観光案内板など、観光施設の整備と維持管理を図ります。 ■ 観光道路等の緑化や景観維持を推進します。
③	観光客受入体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ■ 観光案内所の多言語化や広域的な情報提供等を推進し、観光客への対応強化を図ります。 ■ 登別地区での観光案内の充実や利便性の向上を図るなど、観光客を迎え入れる体制整備を推進します。 ■ 市内免税店の店舗情報の発信に取り組み、観光客の利便性の向上を図ります。

2. 感動と癒しのある観光地づくり

<p>多様化する観光ニーズの変化に対応するため、市内のさまざまな地域資源を活用して観光資源の充実を図るとともに、それらの観光資源を組み合わせた新たな観光プログラムを創出・企画し、観光客へ提供できる仕組みづくりを進めます。</p> <p>また、賑わいある観光地づくりを推進するとともに、近隣市町の観光資源を活用することにより、登別市を拠点とした滞在型観光を推進します。</p>

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
①	観光資源の充実と利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 多様化する観光ニーズに対応するため、食、ショッピング、自然など、市内のさまざまな地域資源を活用し、観光資源の充実を図ります。 ■ 体験型観光資源や温泉資源を活用し、教育旅行への利用や市民等の利用を促進します。
②	滞在型観光の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■ 観光客が安全安心なまち歩きを楽しめる賑わいのある観光地づくりを推進します。 ■ 観光客が観光や体験型レジャーを楽しめるよう食や自然、歴史や文化、健康などさまざまな観光資源を組み合わせた観光プログラム等を創出・企画し、観光客への提供に努めます。 ■ 近隣市町の観光資源を活用することにより、登別市を宿泊拠点とした周遊型観光を推進し、観光客の滞在日数の増加を図ります。

3. 多様な誘客事業の推進

高度情報化に伴う観光情報の収集手段の多様化に対応するため、従来のポスター、パンフレット等の紙媒体やホームページに加え、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な電子媒体を活用し、多言語化も含めた情報発信を推進します。

また、各地で開催される観光イベント等への参加、観光プロモーションの企画・実施、旅行会社等の招請等に取り組み、国内外への情報発信に努めることにより、交流人口の増加を目指します。

※ソーシャルネットワーキングサービス

インターネット上での交流を通じて人と人とのつながりを促進・サポートするサービスのこと。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 魅力ある観光情報の発信

- 多言語を考慮したホームページ、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の電子媒体や観光パンフレット、ポスター等の紙媒体を活用し、観光ニーズに対応した情報発信に努めます。
- 北海道新幹線の開業やアイヌ文化に関する国立博物館の白老町での開設、さらには東京オリンピック・パラリンピックの開催などを重要な機会と捉え、これを積極的に活用した誘客の取組を推進します。
- 各地域で開催される観光イベント等への参加、観光プロモーション、旅行会社等の招請事業など、広域連携により国内外への情報発信事業の取組を推進します。

第2節 自然を活かした産業の育成



基本的な考え方

登別市は、南は太平洋に面し、北部を山々に囲まれた豊かな自然を背景に、古くより農業や水産業が営まれています。近年の農水産業を取り巻く環境は、安価な輸入農水産物との価格競争、担い手の減少・高齢化、食の安全安心に対する消費者の関心の高まりなど、さまざまな課題やニーズに応えることが求められています。

このため、安全で品質の良い農水産物を供給するための基盤強化や新たな資源の創出、既存資源の管理を推進するとともに、農水産物を利用した加工品の研究や地域内での利用を促進するほか、新規就業者や担い手の確保、生産性を高めるための近代化などに対する支援を図り、経営の安定と安全でゆとりある農水産業の推進を図ります。

▼節内の体系図



1. 特色ある農業・漁業の推進

安全で品質の良い農水産物を供給するための基盤を強化するとともに、農水産物の高付加価値化や地域内消費に向けた取組を推進します。

農業においては、生産性の向上や労働力の軽減を図り、ゆとりある農業経営を推進するとともに、新規就業者の確保や担い手の育成を支援します。

漁業においては「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」の推進、漁業資本装備の近代化への支援、漁港の整備により、漁家経営の安定と安全な漁業活動の推進を図ります。

【目標】 登別市の自然環境や立地などの特性を生かした農業・漁業を推進し、生産物や加工品の高付加価値化を図るとともに、地産地消を推進する。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	認定農業者数	基準値 H26	19経営体	目標値 H37	19経営体
指標 2	ホッキ貝漁場におけるホッキ空貝の残存量	基準値 H26	491トン	目標値 H37	74トン
指標 3	登別漁港屋根付岸壁の延長	基準値 H26	413.4m	目標値 H37	1,207.5m

施策の基本的な方向

1. 農水産物高付加価値化の促進

クリーン農業の普及や水産物の高度衛生管理対策の強化により、安全性が高く品質の良い農水産物の供給を図るとともに、それらを利用した加工品の研究開発を促進するなど、農水産物の高付加価値化を図ります。

また、地産食材の消費拡大を図るため、地場農水産物に関する情報を市民や食品提供業者に発信するとともに、地域の宿泊施設等での地場産品の利用促進に向けた取組を支援します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 新鮮で安全安心な農水産物供給の推進

- 安全安心な農産物を生産するクリーン農業の普及や水産物の高度衛生管理対策を強化し、安全性が高く、品質の良い農水産物の供給を推進します。

② 地場農水産物高付加価値化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地場農水産物を利用した加工品の研究開発を促進するなど、高付加価値化を推進し、地場農水産物の消費拡大を図ります。
③ 地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地場農水産物に関する情報を市民や食品提供業者に発信し、地産食材の消費拡大を図ります。 ■ 地域の宿泊施設等での地場産品の利用促進に向けた取組を支援します。

2. ゆとりある農業経営の促進

畜産生産基盤の整備や農地の利用集積を推進し、農業の生産性の向上を図るとともに、市牧場への預託放牧や酪農ヘルパーの活用による労働力軽減を図るなど、ゆとりある農業経営に向けた支援に努めます。

また、観光と連携させた農産物加工体験や農業体験に取り組むなど、都市生活者との交流による農村地域の活性化を図るとともに、新規就業者の確保や担い手の育成を関係機関とともに支援します。

○主要な施策	
■ 主要な施策の考え方	
① 新規就農者、担い手農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報化や高度技術化する農業に対応した新規就農者の確保や担い手農業者の育成を関係機関と連携して支援します。 ■ ゆとりある酪農・畜産経営の安定化に向け、酪農ヘルパー事業や市牧場への預託放牧などを促進し、労働軽減などを通じた省力化を進めます。
② 農業生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地の集約化による利用の効率化を図り、農業の生産性の向上に努めます。 ■ 飼料基盤や家畜飼養管理施設などの畜産生産基盤の整備を促進します。 ■ 農道や農地保全施設の整備を図ります。
③ グリーンツーリズム（農村との交流を楽しむ余暇活動）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光と連携させた農産物加工や農業体験に取り組むなど、都市生活者との交流により、農業への理解を深めるとともに、地域の活性化を図ります。
④ 有害鳥獣の捕獲推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農林水産業や生活環境に被害を及ぼすエゾシカ・アライグマ等の有害鳥獣の捕獲を推進し、農産物等の生産の安定化に努めます。

3. 時代に即した漁業生産の基盤づくり

品質・衛生管理による供給基盤の強化を図るとともに、販売イベントの開催や観光地への供給体制の確立による地域内消費の推進と観光産業との相乗効果の発現を図ります。

また、「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」を推進するとともに、漁業資本装備の近代化への支援や漁港施設の整備を促進するなど、快適で安全な漁業活動の場の確保と漁家経営の安定を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① マリンビジョンの推進

- マリンビジョンのコンセプトである登別漁港産水産物を核に徹底した品質、衛生管理の強化を図り、産地基盤が強固になるよう努めます。
- 水産物販売のイベント等を開催し、地産地消の推進や地場水産物の応援団の拡大、地域の活性化を図るとともに、温泉等の周辺観光地への供給体制を確立し、観光産業との相乗効果の発現を図ります。

② つくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進

- 「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」を推進することにより、新たな水産資源を確保し、漁家経営の安定化を図ります。

③ 漁業経営の安定

- 漁船建造等に係る漁業者の経済的負担を軽減することにより、漁業資本装備の近代化を促進し、漁家経営の安定化を図ります。

④ 漁港の維持・管理と環境整備促進

- 登別漁港の衛生管理・就労環境改善対策や防災・減災対策、静穏度対策などを促進します。
- 漁港の適切な維持管理や環境整備を行うことにより、快適で安全な漁業活動の場や地域住民の交流の場の確保に努めます。

第4章

調和の中でふるさとを演出するまち

第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる

第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる

第3節 道路交通網の整ったまちをつくる



第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる



基本的な考え方

登別市は、古くから温泉街と海岸沿いに大きく4つの地域で形成され、人口の増加などに伴い、それぞれの地域を拡大・連担しながら発展してきました。

それぞれの地域をJR線路や国道、道道などの幹線道路がつなぎ、一つの都市を形成しています。

しかし、少子高齢化などにより人口増加が期待できない社会状況において、これまでのように市街地を拡大し続けることは、都市機能の拡散による都市整備の効率性や市民生活の利便性の低下を招き、都市の良好な発展の阻害につながります。

将来にわたって、適正な土地利用のもと、合理的でバランスの取れた都市施設の配置を図るなど、まとまりを持たせたコンパクトなまちをつくることが求められます。

それぞれの地域では、地域の歴史や自然環境などを背景に、特色のある景観を創り上げ、これらの景観は、このまちに住む方や働く方、そしてこのまちを訪れる方など、このまちに関わるすべての人々の貴重な財産として、守り、育て、そして次代へ引き継がなければなりません。

このため、それぞれの地域が持つ文化や景観などの特性を生かしながら、地域ごとにコンパクトで集約的なまちづくりを進めるとともに、分散している地域の連携を強化するなど、暮らしやすい快適なまちづくりを進めます。

▼節内の体系図

施策

I 計画的な都市空間づくり

II 良好な景観の形成

基本的な方向

1 コンパクトな都市空間づくり

1 地域性を活かした景観形成

主要な施策

① 計画的な土地利用の推進
② 都市機能の充実

① 景観形成の推進
② 景観意識の啓発

1. 計画的な都市空間づくり

少子高齢化などにより人口増加が期待できない社会状況において、これまでのように市街地を拡大し続けることは、道路や水道などの生活インフラのコスト増大を招き、また、地域の人口が減少することに伴い、買い物施設や病院などの生活に必要な施設が廃止されたり、施設までのアクセスが不便になったりするなど、市民生活への利便性の低下を招く恐れがあり、都市の良好な発展を阻害することとなります。

このため、人口や産業などの社会状況の推移を踏まえた適正な土地利用を図るとともに、公共施設や生活利便施設などの都市施設について、施設の規模や機能を踏まえ適正に配置するなど、コンパクトで集約的な地域づくりを進め、それぞれの地域を結ぶ公共交通の充実や幹線道路を整備するなど地域の連携強化を図ります。

【目標】 成熟型社会に対応したコンパクトで快適な都市空間をつくる。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	地域地区の見直し回数（期間累計）	基準値 H 2 6	0 回	目標値 H 3 7	1 回
------	------------------	--------------	-----	--------------	-----

指標 2	区域区分の見直し回数（期間累計）	基準値 H 2 6	0 回	目標値 H 3 7	1 回
------	------------------	--------------	-----	--------------	-----

施策の基本的な方向

1. コンパクトな都市空間づくり

人口や産業など、社会状況の推移を踏まえ、都市活動の機能性や安全性、利便性、快適性などを増進するため、適正な土地利用に努めるとともに、生活に密着した都市施設を適正に配置するなど、コンパクトで集約的な地域づくりを進めます。

また、市街地を結ぶ公共交通の充実や幹線道路の整備を図るとともに、未利用地や空き店舗などの利用促進を図るなど、都市機能の充実に努めます。

○主要な施策	
■ 主要な施策の考え方	
① 計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口、産業など社会状況の推移から今後の変化を予測し、登別市、室蘭市、伊達市で構成される室蘭圏都市計画において定時に行われている市街化区域の見直しを図ります。 ■ 住宅地、商業地、工業地等、都市の主要な構成要素をバランス良く配置し、計画的な土地利用を目指し、都市活動の機能性、安全性、利便性、快適性などの増進を目的に市街化区域の見直しに合わせて用途地域の見直しを図ります。 ■ まちづくりを進める上で、市街化区域や用途地域の見直しが必要なときは、それにより生じる効果や影響などを検証し、その必要性が十分認められる場合、見直しを図ります。 ■ それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を形成するため、地域や関係者などの合意を得て、地域に合ったきめ細やかなルールづくりを行う地区計画制度の活用を図ります。
② 都市機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民が利用しやすい都市形成に向けて、道路、公園、上下水道、学校、病院などの都市施設や店舗などの生活利便施設について、施設の規模・機能を踏まえた適正な配置・誘導に努め、また、市街地間の連携強化や既存道路の改善を図るとともに、空き店舗や未利用地の利用促進に努めるなど、都市機能の充実を図ります。

II. 良好な景観の形成

それぞれの地域では、地域の歴史や自然環境などを背景に、特色のある景観を創り上げています。

これらの景観は、市民の生活に潤いを与えるとともに、魅力ある観光資源であり、このまちに関わる人々の貴重な財産として、守り、育て、そして次代へ引き継がなければなりません。

このため、市民、市及び事業者とともに地域の特色ある景観を守り、育て、引き継ぐための実施計画を策定し、実施に取り組むとともに、情報発信するなど、景観形成と保全に関する意識の啓発に努めます。

【目標】 登別の地域特性に合った良好な景観を保全・創出し、次代へ継承する。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	市内全域の景観に対する満足度	基準値 H 2 6	7 6 . 5 %	目標値 H 3 7	9 0 . 0 %
指標 2	景観形成に関する情報発信の回数	基準値 H 2 7	0 回	目標値 H 3 7	2 0 回

施策の基本的な方向

1. 地域性を活かした景観形成

登別市の地域特性を生かした景観形成を推進するため、市民とともに実施計画を策定し、実施に取り組むとともに、情報発信するなど、景観形成と保全に関する意識の啓発に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 景観形成の推進

■ 市民がまちへの誇りや愛着を持ち、誰もが良好と感じる地域性を活かした特色ある景観形成を推進します。

② 景観意識の啓発

■ さまざまな媒体を通じ、良好な景観を形成するための考え方を分かりやすく伝えるほか、景観形成に関する取組状況などの情報発信を行うとともに、市民等が景観形成に向けた植栽体験のできる場を設けるなど、意識の啓発に努めます。

第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる



基本的な考え方

生活するうえで基盤となる住宅は、人生の大半を過ごす大切な生活の場であるとともに、家族と暮らし、子を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であり、住宅の周辺を彩るみどりは、都市生活にやすらぎとうるおいを与え、市民が心身ともに健康に生活するために欠くことのできないものであります。

このため、ライフステージやライフスタイルに応じた快適な暮らしができるよう、民間と公共が役割分担を図りながら、優良な宅地の供給や良好な住宅建設の適正な誘導に努めるとともに、住宅の性能や安全性を向上させるための支援の充実に努めます。

公園や緑地、街路樹などを市民及び事業者とともに、それぞれの地域が持つみどりの特性を大切にしながら、みどりを守り、育て、創り出す活動に取り組みます。

また、快適な生活を送るうえで欠かすことのできない水道を安心して利用できるよう、安全で確実に安定的な供給に努めます。

▼節内の体系図



1. 快適な住環境づくり

公園や緑地、街路樹などのみどりは、都市生活にやすらぎやうるおいを与え、市民が心身ともに健康に生活するために欠くことのできないものであります。

このため、市民や事業者とともに、それぞれの地域が持つみどりの特性を大切にしながら、みどりを守り、育て、そして創り出す活動に取り組みます。

また、快適な生活を送るうえで欠かすことのできないライフラインである水道水は、安全で確実に安定的に供給することが求められます。

このため、市民が安心して利用できる水道を持続できるよう、水道水質の向上や水道施設の計画的な更新、安定的な事業運営に努めます。

【目標】 快適な居住環境を整え、日常生活にやすらぎや、うるおいのある生活環境の改善を目指す。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	市街化区域の市民一人あたりの都市公園面積	基準値 H 2 6	3. 9㎡	目標値 H 3 7	5. 0㎡
指標 2	長寿命化計画に基づく都市公園における遊具の健全度	基準値 H 2 7	7 0 %	目標値 H 3 7	1 0 0 %
指標 3	公共施設等への草花、樹木の植栽実施町内会数	基準値 H 2 7	5 8 町内会	目標値 H 3 7	6 7 町内会
指標 4	浄水施設の耐震化率	基準値 H 2 6	0 %	目標値 H 3 7	3 0 %
指標 5	上水道石綿セメント管の更新	基準値 H 2 6	1, 7 5 2 m	目標値 H 3 7	0 m

施策の基本的な方向

1. 身近な公園・緑地等の創出と保全

豊かなみどりを守り育てるため、市民や事業者と協力し、公園や緑地、街路樹などの保全に努めるとともに、みどりづくりを推進するための実施計画を策定し、その実施に努めます。

また、市民の憩いやレクリエーションなどの場としての公園を、市民が安全に安心して利用できるよう、適切な修繕や改築を行うほか、地域のバランス等を考慮し、新たな公園の整備に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 安全で安心できる公園整備の推進

- 市民の憩いやレクリエーションなどの場として、市民ニーズを踏まえ、地域のバランス等に配慮し、新たな公園の整備に努めます。
- 市民が安全で安心して公園を利用できるよう、施設の適切な修繕や市民ニーズを踏まえた改築を行うなど、その整備に努めます。

② 民間活力による公園・緑地の管理・運営

- 指定管理者などによって管理・運営している公園については、その団体との連携を深め、より安全安心に利用できるよう、適正な管理に努めるとともに、利用者へのサービスの向上に努めます。また、それ以外の公園等については、町内会などの協力を得ながら、適正な維持管理に努めます。

③ みどりの創出と保全

- 道路沿いや川沿い、公共施設などへの草花や樹木の植栽を市民とともに進めるなど、みどりの創出に努めます。
- 公園・緑地の樹木や街路樹などを適正に維持管理し、みどりの保全に努めます。
- 草花の育て方や土づくりなどの講習会を開催するなど、市民のみどりに関する意識の向上に努めます。

2. 安全で安心な水の安定供給

施設の老朽化の進展や人口減少による水道の非効率化など、水道を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市民が安心して利用できる水道を持続できるよう、水道水質の向上や水道施設の計画的な更新、安定的な事業運営に努めます。

○主要な施策	
■ 主要な施策の考え方	
① 安全な水道水の供給	■ 水道原水の水質保全や適切な浄水処理など、安全な水道水質の向上に努めます。
② 確実な給水の確保	■ 老朽化した施設の計画的な更新を行うとともに、水道施設の耐震化や危機管理体制の充実を図ります。
③ 安定した水道事業運営の持続	■ 中長期的な視点に立った計画的な水道施設の管理を行うなど、水道サービスの提供を持続可能なものとするため、健全かつ安定的な事業運営を図ります。

II. 良好な居住空間づくり

住宅は、家族と暮らし、子を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない空間であり、人生の大半を過ごす大切な生活の基盤です。

住生活への需要は、結婚、子育て中、子育て後、老後など、年齢や家族構成が変わるごとに異なり、それぞれに適合した住まいの充実が求められるとともに、近年の大規模な災害を踏まえた住宅に対する安全性の確保や環境にやさしい省エネルギー住宅の建設に対する関心が高まっています。

このため、ライフステージやライフスタイルに応じた快適な暮らしができるよう、民間と公共が役割分担を図りながら、優良な宅地の供給や良好な住宅建設の適正な誘導に努めるとともに、住宅の性能や安全性を向上させるための支援の充実に努めます。

【目標】 地域の特性を活かした宅地の確保や、生活に合った暮らしやすい住宅建設を進め居住空間の改善に努めます。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	バリアフリー化した市営住宅の割合	基準値 H 2 6	1 6 %	目標値 H 3 7	2 3 %
------	------------------	--------------	-------	--------------	-------

指標 2	市営住宅の戸数	基準値 H 2 6	1, 4 4 8 戸	目標値 H 3 7	1, 3 7 5 戸
------	---------	--------------	------------	--------------	------------

施策の基本的な方向

1. 良好な民間住宅の供給促進

市民のさまざまな住宅需要に対応できるよう、民間と公共の役割分担を図りながら、ライフステージやライフスタイルに合った良好な住宅建設の適正な誘導に努めます。

また、環境にやさしい省エネルギー住宅建設を促進するための情報提供や住宅の地震に対する安全性の向上を一層促進するための支援の充実に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 民間住宅の改善誘導

■ 建物の所有者や使用者が安全に安心して生活できるよう、所有者等に対する相談窓口の整備や耐震性の向上に資する支援など、良質な民間住宅への改善・誘導に努めます。

② ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導

- ライフステージ・ライフスタイルに応じた優良な住宅の供給を誘導するため、所有者等に対する相談体制を整備し、支援制度などの情報提供に努めます。
- 民間事業者と連携しながら、空き家情報を提供するなど、市内外からの住み替えの支援に努めます。
- 豊かな自然の中で暮らしたいという居住ニーズに対応するため、優良田園住宅建設の促進に努めます。

③ 環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進

■ 環境に配慮した省エネルギー住宅の建設を促進するため、市民や事業者に対し各種支援制度などの情報提供に努めます。

2. 優良な宅地の供給促進

良好な宅地供給を図るため、社会情勢や地域の事情の変化を踏まえた適切な指導に努めるとともに、優良田園住宅制度を活用した住宅の建設促進に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 安全で優良な宅地供給の誘導

■ 北海道等関係機関と連携しながら、社会経済情勢や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、安全で優良な宅地供給に向けた適切な指導に努めます。

3. 良好な市営住宅の供給

市営住宅の計画的な建て替え・改善等を進め、良質な市営住宅の確保を図るとともに、民間の活力やノウハウを活用した効率的な住宅管理体制の推進を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 計画的な改修整備

■ 老朽化している市営住宅の計画的な建て替え・改修などを進め、良質な市営住宅の確保を図ります。

② 効果的・効率的な管理・運営

- 入居希望が少ない空き部屋の有効活用に努めるとともに、活用が困難な部屋については募集を停止するなど、持続可能で効果的・効率的な管理・運営に努めます。
- 民間の活力やノウハウを活用するなど、効率的な住宅管理体制の推進を図ります。

③ 公正な入居制度の推進

■ 住宅困窮事情を的確に反映するなど、公正な入居者選考に努めます。

第3節 道路交通網の整ったまちをつくる



基本的な考え方

まちなかに整備された道路は、まちとまちを繋ぐ血管であり、徒歩や自転車、自動車、バスなどのさまざまな手段によって人々が巡り、人と人のつながりを生み出すほか、ものともを結ぶなど産業の発展に寄与しています。

このため、まちの血管である幹線道路や生活道路、橋梁を適正に維持管理し、あらゆる方が道路を安全に安心して利用できるように努めるほか、防災などによる緊急時や道路交通の円滑化を図るために必要な道路を、社会状況や住民ニーズを踏まえ新たに整備するなど、幹線道路網の計画の見直しや整備・改善に努めます。

また、今後ますます進展する高齢社会では、主要な移動手段としてバスや鉄道などの公共交通機関の利用が高まることが予想されます。

このため、市民生活に必要な公共交通路線の確保に努めるほか、交通機関のバリアフリー化について関係機関と連携を図るなど、誰もが移動をしやすい交通手段の確保に努めます。

▼節内の体系図

施策

I 総合的な交通網の整備

基本的な方向

1 道路網の整備・適正な維持管理

2 交通手段の確保

主要な施策

- ① 幹線道路網の計画見直し
- ② 幹線道路の整備・改善
- ③ 生活道路等の整備・改善
- ④ 適正な維持管理

① 人にやさしい交通手段の確保

I. 総合的な交通網の整備

まちとまちを結ぶ幹線道路や暮らしに密接する生活道路を、利用者が徒歩や自転車、自動車などのさまざまな交通手段で、安全に安心して通行できるよう、道路や橋梁の整備・改善に努めるとともに、道路交通の円滑化や地震・津波などの緊急時の安全確保を図るため、道路網の見直しを図ります。

また、今後ますます進展する高齢社会に対応するため、市民生活に必要な公共交通の確保に努めるとともに、バリアフリー化など、人にやさしい交通手段の確保に努めます。

【目標】 快適な交通網の整備を促進する。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	既設橋梁の修繕数	基準値 H 2 7	3 橋	目標値 H 3 7	6 0 橋
指標 2	市道認定路線延長の改修率	基準値 H 2 7	4 4 . 2 %	目標値 H 3 7	4 8 . 3 %
指標 3	幹線道路（都市計画道路：国道及び道道を含む）の整備率	基準値 H 2 6	5 4 . 6 %	目標値 H 3 7	5 7 . 0 %

施策の基本的な方向

1. 道路網の整備・適正な維持管理

道路交通の円滑化や緊急時の安全確保のため、幹線道路網の計画の見直しや整備・改善に努めるほか、道路利用者が安全に安心して通行できるよう、生活道路や橋梁の適正な維持管理に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 幹線道路網の計画見直し

■ 道路交通の円滑化及び緊急時の安全確保のため、幹線道路網の計画の見直しを図ります。

② 幹線道路の整備・改善

■ 関係機関と調整を図りながら、幹線道路の整備・改善に努めます。

③ 生活道路等の整備・改善

- 地域の実情や必要性に応じ、生活道路等の整備を図ります。
- 道路状況を把握し、緊急性の高いところから順次改善を図ります。

④ 適正な維持管理

- 道路利用者が安全に安心して通行できるよう、適正な維持管理に努めます。
- 計画的な補修を実施するなど、橋梁の長寿命化を図ります。

2. 交通手段の確保

市民生活に必要なバス路線の確保に努めるとともに、交通弱者のための移動手段の確保や公共交通のバリアフリー化など、人にやさしい交通手段の確保に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 人にやさしい交通手段の確保

- 市民生活に必要なバス路線の確保を図るため、関係機関との協議を進めます。
- 高齢者や障がい者のための福祉タクシーなどの交通手段、確保に向け、関係機関と協議を進めます。

第5章

豊かな個性と人間性を 育むまち

第1節 生涯にわたって学び続ける社会をつくる

第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む

第3節 市民の個性ある文化活動と文化を育む

第4節 スポーツを通じて健康で活力ある生活をめざす



第1節 生涯にわたって学び続ける社会をつくる



基本的な考え方

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、価値観・ライフスタイルの多様化など社会情勢が大きく変化する中で、生涯学習社会を計画的に構築し実現していくためには、さまざまな社会的課題に適切に対応するとともに、市民一人ひとりが社会の変化に対応しながら、生きがいをもって充実した生活を営み、生涯を通じて常に新たな知識や技能を習得し、学習を通して自己を豊かにしていくことが大切です。

「生涯学習」とは、生涯にわたって継続的に行われる学習活動のことをいい、一人の人間が、乳児期から高齢期までの人生の各段階における家庭生活、学校生活、社会生活等を通じて、必要な学習を必要なときに行うという概念に基づくもので、学習の場、内容、方法、目的や動機は人によって異なるだけでなく、自主的・自発的に行われるものです。

市民のだれもが、いつでも、どこでも生涯学習を行える環境を実現するには、行政と家庭、学校、地域、民間団体等が教育機能の連携を図り、総合的・体系的に生涯学習を推進していくことが必要となります。

これからの社会を展望し、《きらり はつらつ みちたり ライフ》の基本理念のもと、市民の学習成果が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流が新たな学習や多様な地域活動に展開する循環型の生涯学習を進めるとともに、市民一人ひとりが、健康で安心できる生活の中で、生きがいを持って自分らしさを追い求めることができる生涯学習社会の実現に向け、《いつでも、どこでも、だれでも、なんでも、いつまでも》をテーマに市民の生涯学習を推進します。

▼節内の体系図

施策

I 市民の主体的な学習の推進

基本的な方向

1 生涯学習活動の促進

2 生涯学習環境の充実

主要な施策

- ① ライフステージに対応した多様な学習機会の充実
- ② 主体的な生涯学習活動に向けた情報の提供

- ① 生涯学習施設の確保と充実
- ② 生涯学習支援者の育成と確保
- ③ 図書館機能の充実

I. 市民の主体的な学習の推進

市民が、生涯を通じて主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができるまちの実現を目指した生涯学習の推進を図ります。

生涯にわたる学習は、主役となる市民一人ひとりの努力や自発的な意思・意欲が基本となることから、変化し続ける市民の多様な学習ニーズを適切に把握し、それを踏まえた効果的な学習機会の提供に努めるとともに、学習の場や情報の提供、学習相談などを通じて、市民の主体的な学習活動を継続的に支援します。

【目標】 生涯にわたって学び続ける社会をつくるため、市民の主体的な学習を推進する。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	生涯学習事業への参加者数	基準値 H26	2,235人	目標値 H37	2,500人
------	--------------	------------	--------	------------	--------

指標 2	図書館を利用した市民の割合	基準値 H26	10.7%	目標値 H37	15.0%
------	---------------	------------	-------	------------	-------

施策の基本的な方向

1. 生涯学習活動の促進

ライフステージに対応した多様な学習機会の充実が図られるよう、市民の生涯学習動向の把握、生涯学習に関わる情報の収集に努め、市民が主体的に生涯学習活動に取り組めるよう、さまざまな分野の情報の提供を通じて、社会の変化に応じた生涯学習活動を推進します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① ライフステージに対応した多様な学習機会の充実

- 市民の満足感や幸福感を高めるため、生涯にわたって学び続ける環境の醸成を図ります。
- 市民の生涯学習動向の把握に努め、社会の変化に応じた生涯学習活動を推進します。
- 家庭や学校、地域、行政機関、民間団体等の連携を図り、多様な学習機会の充実に努めます。
- ICT（情報通信技術）の活用や通信教育、映像を活用した生涯学習活動を促進します。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯学習の成果などの発表とともに、お互いに学びあえる場づくりに努めます。 ■ ボランティア活動の促進と担い手の育成に努めます。 ■ ネイチャーセンターを核とした自然体験学習、環境学習などを推進します。
<p>② 主体的な生涯学習活動に向けた情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民が自発的かつ継続的に生涯学習活動を行えるよう、さまざまな分野の情報の提供に努めます。 ■ 生涯学習に関わる情報の収集に努めるとともに、広報紙をはじめ、ICT の利用、報道機関の協力など、さまざまな媒体を利用した情報提供に努めます。

2. 生涯学習環境の充実

生涯学習環境の充実を図るため、図書館機能の充実、バリアフリー化など生涯学習施設の整備に努めるとともに、生涯学習支援者の確保を図るため、幅広い分野からの人材の発掘と指導者の養成に努めます。

<p>○主要な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
<p>① 生涯学習施設の確保と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯学習施設のバリアフリー化を推進し、利用者の拡大に努めます。 ■ 老朽化した生涯学習施設の整備に努めます。
<p>② 生涯学習支援者の育成と確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 豊富な知識や経験、技能を持つ高齢者、芸術やスポーツなどで活躍している市民など、幅広い分野からの人材の発掘に努めるとともに、人材情報の提供に努めます。 ■ 行政関係者やNPO法人スタッフ、サークルの指導者など、生涯学習支援者について、各種研修への参加を促すなど資質の向上に努めます。
<p>③ 図書館機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域を支える情報拠点を目指して、利用者の多様なニーズに対応した資料の収集と提供を通して、地域に根ざした図書館づくりに努めます。 ■ 他の図書館や民間団体などと連携・協力して図書館のあり方を検討します。 ■ 図書館ボランティアの支援に努めます。 ■ 子どもの読書活動を推進するため、学校や団体等との連携・協力を通して、子どもの読書環境の整備に努めます。

第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む



基本的な考え方

少子化の進展と人口減少社会の到来など、教育を取り巻く環境が急速に変化を遂げる今日、学校教育、家庭教育、社会教育が、それぞれの役割をより一層明確にしなが生涯学習社会を構築することが求められています。

学校教育では人間の基礎・基本を学び、家庭教育では基本的な生活習慣を培い、社会教育において学習活動を拡充・発展できるよう、学校教育、家庭教育、社会教育が互いに連携し、それぞれが持つ教育機能を相互に補完し合いながら、「知・徳・体」のバランスの取れた人格の完成を目指す教育を推進し、次代を担う心豊かな青少年を育みます。

「希望と高い志を持ち、未来に向かって、心豊かにたくましく生きる人間の育成」の教育目標のもと、自ら学ぶ意欲を育てる学習を重視し、個々に応じた指導の充実を図りながら、地域の特性を生かした創意あふれる教育活動が充実するよう取組を進め、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを守り育てる教育を推進します。

また、輝く個性と豊かな人間性を育む人づくりの施策の具体的な推進に努めるとともに、学校規模の適正化や配置のあり方など少子化の進展に伴う将来的な課題についても、地域の実情や住民の意見等を勘案しながら検討を進めます。

▼節内の体系図

施策

I 子どもたちの生きる力を育む

基本的な方向

- 1 確かな学力の向上
- 2 豊かな人間性の育成
- 3 たくましく生きるための健康や体力づくり

主要な施策

- ① 基礎・基本の定着
- ② 思考力、判断力、表現力等の育成
- ③ 学び続ける意欲の醸成
- ① 豊かな心を育む教育の充実
- ② 生徒指導、不登校・いじめ対策の充実
- ③ 教育相談の充実
- ① 健康や体力づくりの推進
- ② 食育の推進
- ③ 地域との連携
- ④ 指導者・指導技術の充実

施策

II 地域に根ざした魅力ある学校づくり

基本的な方向

- 1 特色ある教育活動の推進

主要な施策

- ① 時代の変化に伴う教育課題への対応
- ② 総合的な学習の時間の充実
- ③ 体験活動の充実
- ④ 情報通信機器の効果的な活用



I. 子どもたちの生きる力を育む

自ら学び、自ら考えるなど主体的に行動する「生きる力」の育成を図るために、基礎・基本の確実な定着を図り、豊かな人間性の育成、健康や体力づくりなど「知・徳・体」の調和のとれた教育を推進します。

【目標】 自ら学び、自ら考えるなど「生きる力」の育成に努める。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	習熟度別指導実施校の割合	基準値 H27	76.9%	目標値 H37	80.0%
指標 2	不登校児童生徒の割合	基準値 H27	0.7%	目標値 H37	0.5%
指標 3	部活動加入生徒の割合	基準値 H27	74.8%	目標値 H37	80.0%

施策の基本的な方向

1. 確かな学力の向上

確かな学力の向上を図るため、子どもたちの学習の理解度や習熟度に応じた指導方法の工夫や改善を図りながら基礎・基本の定着に努めるとともに、思考力・判断力・表現力等を計画的に育成し、さまざまな場面に対応できる力を育てながら、学び続ける意欲を醸成します。

○主要な施策	
	■ 主要な施策の考え方
① 基礎・基本の定着	■ 子どもたちの学習の定着状況を分析・把握し、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法の工夫改善を図り、基礎・基本の確実な定着に努めます。
② 思考力、判断力、表現力等の育成	■ 基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、それらの活用を図る学習活動を指導計画に位置付けることにより、思考力・判断力・表現力等の計画的な育成に努め、さまざまな場面に対応できる力を育てます。
③ 学び続ける意欲の醸成	■ 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現できるよう、個に応じた指導の充実、体験的な活動や問題解決的な学習を重視するとともに、児童生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるように努めます。

2. 豊かな人間性の育成

子どもたちが抱える不安や悩みごと、不登校等の問題に対し、教育相談体制の強化と充実を図りながら解消に向けた取組を進めるとともに、いじめなどの重大事案では、総合教育会議が即応するなど、学校・行政・家庭との連携を密に図りながら、いじめの起きない環境づくりを進めます。

○主要な施策	
	■ 主要な施策の考え方
① 豊かな心を育む教育の充実	■ 子どもの発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通して、生命を大切にする心や思いやりの心、倫理観や規範意識、社会性など豊かな心を育む道徳教育の推進、充実に努めます。 ■ 子どもの豊かな感性や情操を育む読書活動を推進するとともに、学校図書館の「学びの環境」を充実させるため学校司書の配置に努めます。
② 生徒指導、不登校・いじめ対策の充実	■ 小・中・高等学校の情報交流を通して、問題行動の早期発見、未然防止を図るとともに、関係機関との連携を密にし、生徒指導の充実に努めます。また、不登校・いじめ対策では各種懇談や会議の開催及び不登校児童等を対象にした適応指導教室の活用など創意工夫を図り、不登校・いじめの解消に努めます。
③ 教育相談の充実	■ 児童生徒、保護者、教員が抱える不安や悩みごとに対して、各学校での教育相談を

はじめ、「スクールカウンセラー」、「心の教育相談員」及び「スクールソーシャルワーカー」を配置し、教育相談体制の強化・充実を図ります。

3. たくましく生きるための健康や体力づくり

子どもの健やかな心と体を育むため、健康や体力づくりを推進するとともに、食育によるよりよい食習慣の形成や、スポーツ活動を支援する指導者の育成と指導技術の向上、子どもたちがスポーツや体力づくりに親しむ環境づくりへの支援を図りながら、たくましく生きるための健康や体力づくりに努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 健康や体力づくりの推進

■ 学校、家庭、地域が連携し、子どもの健やかな心と体を育むため、「自らの健康を考えることや守る態度を養う」とともに、「運動するための体力」と「病気やストレスに対応する体力」のバランスの取れた体力づくりを推進します。

② 食育の推進

■ 「食育」を通して、子どもたちが生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育ていくための基礎が培われるように、学校給食や指導内容などの充実を図るとともに、家庭と連携してよりよい食習慣の形成に努めます。

■ 児童生徒に安全安心な給食を提供するため、施設の整備や環境の改善に努めます。

③ 地域との連携

■ 友達との遊びや地域の人たちとの交流の機会など、子どもたちが積極的にスポーツや体力づくりに親しむ環境づくりを支援します。

④ 指導者・指導技術の充実

■ 子どもたちの主体的な体力づくりやスポーツ活動を支援する指導者の育成と指導技術の向上を支援します。

II. 地域に根ざした魅力ある学校づくり

急速に変化する社会に主体的に対応できる児童生徒の育成のため、学ぶことの楽しさや達成感を体験させることが大切であることから、各学校において創意あふれる教育活動が展開できるよう、地域に根ざした特色ある教育活動を進めるとともに、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）を活用しながら開かれた学校づくりを推進し、教育環境の充実に努めます。

【目標】 地域に根ざした特色ある教育活動を進め、開かれた学校づくりに努める。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	一斉学校公開日の来校者に占める地域住民の割合	基準値 H26	7%	目標値 H37	14%
------	------------------------	------------	----	------------	-----

指標 2	学校支援地域本部におけるボランティア登録者数	基準値 H26	43人	目標値 H37	150人
------	------------------------	------------	-----	------------	------

施策の基本的な方向

1. 特色ある教育活動の推進

A L T（外国語指導助手）や情報通信機器の効果的な活用により、国際化・情報化に対応した教育活動を推進し、時代の変化に伴う教育課題への対応を図るとともに、子どもの体験活動と地域や学校の特色に応じた学習活動の一層の充実に図りながら、特色ある教育活動を推進します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 時代の変化に伴う教育課題への対応

■ 新しい教育課題の調査研究を進めるとともに、A L T（外国語指導助手）や情報通信機器を活用した授業の充実など、国際化・情報化等に対応した教育活動を推進します。

② 総合的な学習の時間の充実

■ 総合的な学習の時間の目標や全体計画、年間指導計画を明確にし、地域や学校の特色に応じた学習活動の一層の充実に図ります。

③ 体験活動の充実

■ 学校・家庭・地域・関係機関との連携を深め、自然・環境・人とのかかわりを通して自然体験活動や社会奉仕活動など、子どもの体験的な学習活動の充実に図ります。

	す。
④	情報通信機器の効果的な活用 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が高度情報化社会に対応するための基礎的な知識・操作の習得のため、教員等で構成する情報教育推進協議会において、より効果的な指導方法や情報モラルのあり方について調査研究を行います。

2. 開かれた学校づくりの推進

学校・家庭・地域が、連携を深めながら地域とともにある学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の活用を図り、学校運営の工夫改善に努めながら、地域の人材を積極的に活用し、開かれた学校づくりを推進します。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> 主要な施策の考え方
①	学校公開や地域交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> 授業参観、学校公開、学校行事等を通して、地域に信頼される学校づくりを推進するとともに、学校・家庭・地域が交流する機会を通し連携を深めます。
②	地域・家庭との連携促進 <ul style="list-style-type: none"> 「地域とともにある学校づくり」をより推進するため、保護者や地域の方々の声を反映できる学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の活用を図るとともに、自己評価・外部評価などの学校評価に基づき、学校運営の工夫改善に努めます。
③	地域の教育力の活用 <ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域と連携し、子どもが安全に登下校を行うための安全監視をはじめ、学校図書などの学校支援ボランティアやゲストティーチャーなどの活用を促進し、地域の人材を積極的に活用します。

3. 教育環境の充実

学びのより良い環境づくりのため、地域の事情を考慮しながら学校規模や配置の適正化に努めるとともに、子どもたちが安全安心な学校生活を送れるよう、地域や関係機関と連携した安全対策や学校施設の計画的な耐震改修を進めながら、衛生的な教育環境の整備や特別支援教育の充実、教員の実践的な指導力の向上に努め、教育環境の充実を図ります。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> 主要な施策の考え方
①	学校の適正規模等 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学びのより良い環境づくりのため、少子化等による人口動態に注視する

	とともに、地域の事情を考慮しながら、時代に即した学校規模の適正配置に努めます。また、老朽化等に伴う学校施設の計画的な整備や教育環境の改善に努めます。
②	児童生徒の安全確保
	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心な学校生活を送れるよう、児童生徒の登下校時における通学路や不審者などの安全対策を関係機関と連携して行うとともに、国が示す耐震基準に基づき計画的に学校施設の耐震改修を行います。
③	安心で衛生的な教育環境の充実
	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師による学校環境衛生検査を定期的実施するほか、学校保健委員会を中心に衛生的な教育環境の整備に努めます。
④	特別支援教育体制づくり
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育に関する校内委員会やコーディネーターの設置をはじめ、個別の教育支援計画に基づいた一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援に努めます。 特別支援学校、児童相談所等の各関連機関、特別支援教育振興協議会等の各種団体との連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。
⑤	教員の資質の向上
	<ul style="list-style-type: none"> 教職免許更新講習や北海道主催の初任者研修・教職経験者研修などの法定研修等により学び続ける姿勢の持続と教師としての力量を高めるとともに、各学校での授業事例研究や実技講習のほか、市内の教職員を対象とする各種研究会への参加を通して、実践的な指導力の向上に努めます。

Ⅲ. 青少年が健やかに地域で育つ環境づくり

家庭や学校、地域社会、関係機関、民間団体などと連携し、青少年の問題行動の早期発見と未然防止に努めます。また、社会性を育むための体験活動の場の拡大や機会の提供に努めます。

【目標】 青少年の非行の未然防止に努める。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	児童生徒のボランティア活動、または地域活動に取り組んでいる学校の割合	基準値 H 2 7	8 4. 6 %	目標値 H 3 7	9 0. 0 %
指標 2	青少年センターによる巡回回数	基準値 H 2 6	8 8 9 回	目標値 H 3 7	9 0 0 回
指標 3	児童生徒の街頭指導件数	基準値 H 2 6	2 3 1 件	目標値 H 3 7	1 5 0 件

施策の基本的な方向

1. 地域との連携による青少年の健全育成

青少年の健全育成のため、学校や家庭、地域、関係機関と連携し、各種体験活動や青少年のボランティア活動の機会提供の充実を図るとともに、青少年センターを中心とした指導巡回の充実により、非行など問題行動の早期発見と未然防止に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 青少年の健全育成

- 学校や家庭、地域、関係機関と連携し、各種体験活動の充実を図ります。
- 青少年のボランティア活動の機会提供の充実に努めます。

② 非行などの未然防止

- 青少年を取り巻く有害環境対策を進めるとともに、青少年センターを中心とした指導巡回の充実に努めます。
- 学校や家庭、地域、関係機関との連携を図り、問題行動の早期発見や未然防止に努めます。

第3節 市民の個性ある文化活動と文化を育む



基本的な考え方

価値観やライフスタイルの多様化、国際化、少子高齢化、情報通信技術の進展など、社会環境がめまぐるしく変化する中、生活に精神的な安らぎや感動を与え、豊かな人間性を育む文化に対する志向が高まっています。

また、社会の意識も量的拡大から質の重視へ、「もの」の豊かさから「こころ」の豊かさへと移行し、精神的な充足感がより重視されるようになり、市民の文化活動に対するニーズも今後ますます高度化、多様化していくものと考えられます。

こうした中、市民の個性ある文化活動と文化を育むためには、市民一人ひとりが自主性と創造性を発揮して文化活動を活発化させ、協調性や連帯意識を育み、文化の担い手として、社会に活力をもたらす役割が期待されています。

市民が心豊かで潤いのある暮らしを目指し、ふるさと登別に魅力と愛着、誇りを持って文化活動ができる環境を醸成し、市民と行政との協働により市民文化を育て、これからの社会にふさわしい「地域に根ざした登別の文化」を創造するため、子どもから大人までさまざまな世代の市民が優れた文化芸術に触れる機会や市民が参加できる機会を提供するとともに、市民の自主的で個性的な文化芸術活動や人材育成の支援を推進します。

また、先人の残した文化財や郷土芸能などの文化遺産は、ふるさとの生活や歴史を理解するうえで、欠くことのできないものであるとともに、将来の文化振興の礎となる貴重な財産であることから、今後も積極的な保護と活用に努めます。

▼節内の体系図



I. 市民の文化・芸術活動の育成・支援

市民の自主的、主体的な文化活動の支援と育成に努め、活動が定着する環境の整備を進めるとともに、幅広い分野でのボランティアや指導者の養成に努めます。

また、文化施設の整備、充実と利便性の向上のほか、文化・芸術活動に関する情報の蓄積や発信などPR活動の充実を図るとともに、特色ある文化芸術活動や文化交流を積極的に推進し、心豊かで潤いのある暮らしやすいまちの創造に向けて文化芸術の振興に努めます。

【目標】 文化・芸術活動に関する情報の収集と周知に努めるとともに、文化の創造的な活動を活性化するため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供に努める。

🔗 目標への接近度を図る指標

指標 1	文化振興事業への参加者数	基準値 H 2 6	1, 5 3 2 人	目標値 H 3 7	2, 5 0 0 人
指標 2	文化に関心がある市民の割合	基準値 H 2 6	4 6 . 9 %	目標値 H 3 7	6 5 . 0 %

施策の基本的な方向

1. 市民文化活動の活性化

文化活動団体が継続して文化活動を行える施設の整備に努めるとともに、市民の文化活動への参加を促進するため、さまざまな文化情報の提供と事業内容の充実に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 多様な文化活動の機会の充実

- 市民の文化活動への参加を促進するため、さまざまな文化情報の提供に努めます。
- 学校や地域、文化活動団体、企業との連携を深め、教室・講座等の充実に努めます。
- 文化活動の成果を発表する機会の充実に努めます。

② 多様な鑑賞事業等の実施

- 市民のニーズに応じた質の高い多様な鑑賞事業に取り組みます。

③ 文化施設の確保と充実

- 文化サークルやグループなどの文化活動団体が継続して文化活動を行える施設の整備に努めます。

2. 文化活動を担う人づくり

学校や地域、文化活動団体、企業との連携を深め、ボランティアや指導者の育成と人材リストのデータベース化を図ることにより、市民活動についての情報提供を行うとともに、文化活動との出会いや交流の場づくりを進め、子どもたちの文化活動への参加促進に努めます。

○主要な施策	
■ 主要な施策の考え方	
① 文化活動との出会いの場づくり	■ 学校や地域、文化活動団体、企業との連携を深め、広く情報提供を行うとともに、文化教室・講座・イベント等の充実を図り、文化活動との出会いや交流の場づくりを進めます。
② 子どもたちの文化活動への参加促進	■ 学校や地域において、子どもたちが自主性や主体性を養い、文化活動を行う機会を指導者の協力を得て充実するとともに、子どもたちが文化とふれあう機会の充実に努めます。
③ ボランティア、指導者の育成と人材リストのデータベース化	■ 市民の知識や経験を他の市民の文化活動に活かせるよう、幅広い分野でのボランティアや指導者の育成に努めるとともに、人材リストをデータベース化し情報提供に努めます。

II. 文化の保存・継承

長い歴史の中で、守り伝えられてきた文化財や郷土芸能などの文化遺産は、ふるさと登別の生活や歴史を理解するうえで欠くことのできないものであるとともに、将来の文化振興の礎となる貴重な財産であることから、今後も積極的な保護と活用を図ります。

また、登別市の郷土芸能に子どもや青少年が触れ、親しむ機会を拡充するとともに、これらを継承する若者を育成し、文化遺産の保存・継承に努めます。

【目標】 文化財や郷土芸能などの文化遺産の積極的な保護と活用に努める。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	歴史文化施設の入館者数	基準値 H 2 6	5, 4 9 0 人	目標値 H 3 7	6, 0 0 0 人
指標 2	国、道及び市が指定・登録する文化財の数	基準値 H 2 6	7 件	目標値 H 3 7	1 3 件

施策の基本的な方向

1. 歴史の伝承と活用

既存施設の有効活用と整備に努め、郷土の歴史を学ぶ場の充実を図るとともに、登別市の歴史や郷土の文化・芸能に触れる機会づくりや活動への支援に努め、歴史の伝承と活用を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 郷土の歴史を学ぶ場の充実

- 登別市の歴史を学ぶことができるよう、歴史資料を適切に保存し、調査・研究を進めます。
- 登別市の歴史資料を市民に分かりやすく展示し、郷土を知る機会の充実に努めます。
- 講演会、講座、体験などの学習会を開催し、登別市の歴史や文化を学べる機会の充実に努めます。
- 幌別鉦山の歴史をネイチャーセンターで伝えるなど、既存施設の有効活用を図るほか、郷土資料館やのぼりべつ文化交流館などの施設整備に努めます。

② 埋蔵文化財の保管、展示施設の整備と学習会の開催

- 埋蔵文化財出土品を適切に保管・展示し、児童生徒や市民が体験学習できる施設の充実に努めます。
- 市内の埋蔵文化財等について調査・研究を進めるとともに出前講座などの学習会等を開催して市民が登別市の歴史を学べる機会を拡充し、周知に努めます。
- 郷土史関係者との連携を深めるとともに、登別市の埋蔵文化の適切な保存に努めます。

③ 郷土文化・郷土芸能に触れる機会の充実

- 地域文化を学ぶ機会を提供するとともに、地区の歴史を知る方からの聞き取り調査等を実施し、登別市の歴史を伝承します。
- 子どもたちが学校や地域で継続的に郷土芸能に触れる機会の取組や活動の支援に努めるとともに、郷土芸能を継承する資料や道具、映像の保存に努めます。
- 町内会史など市の歴史に関わる資料の収集を行い、市史を発行します。

2. アイヌ文化の振興と連携した取組

アイヌ民族の文化を将来にわたって伝承するため、各種活動団体と協力し、調査研究、記録保存を進めるとともに、アイヌ民族の伝統芸能や工芸等を学ぶ機会を充実させ、市民講座の開催や小・中学校への情報提供等を行い、アイヌ民族の文化への理解と振興に努めます。

○主要な施策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な施策の考え方
①	アイヌ文化に関する調査研究、記録の保存 <ul style="list-style-type: none"> ■ アイヌ民族がこの地で培った自然観や食などの生活文化、また、アイヌ語地名や遺跡などを将来にわたって伝承するため、各種活動団体と協力し、調査研究、記録保存を進めます。 ■ アイヌ文化に関連する機関や他地域との連携を進めます。
②	伝統芸能、工芸に触れる機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ■ アイヌ文化の普及を図るため、市民が伝統的な芸能や工芸、口承文芸などを学ぶ機会の充実に努めます。
③	市民講座の開催、小・中学校への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民がアイヌ民族の文化と歴史を総合的に学ぶことができる市民講座などを開催するとともに、小・中学校へ情報提供を行い、理解を深めます。

第4節 スポーツを通じて健康で活力ある生活をめざす



基本的な考え方

少子高齢化、国際化、情報通信技術の進展など近年の社会環境の変化や、仕事中心から生活重視へと市民の価値観やライフスタイルが変わりゆく中で、生きがいづくりや健康の維持増進意識の高まりなどにより、多くの人々がスポーツに親しむようになり、市民のスポーツに対するニーズも多様化、高度化してきています。

スポーツは、身体を動かすことにより人びとに楽しさや喜びを与え、仲間との連帯感を深めるなど市民に心身の健康と活力をもたらすものであり、高齢化社会のなか、世代を超えたスポーツ活動は、地域社会の活性化に大きな役割が期待されています。

指導者の育成やスポーツ環境の整備に努めるとともに、行政と学校、地域、企業、関係団体などが一体となり、幼児から高齢者までのあらゆる世代の市民が生涯を通じて、いつでもどこでも気軽にスポーツに親しみながら体力づくりを推進し、健康で活力ある生活を送ることができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。

▼節内の体系図

施策

I 生涯にわたるスポーツ振興の推進

基本的な方向

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 2 健康・体力づくりの推進
- 3 競技スポーツの推進
- 4 施設整備の推進

主要な施策

- ① 多様なスポーツ活動の機会の充実
 - ② 各団体とのネットワーク化、情報提供
 - ③ 生涯スポーツ指導者の育成
-
- ① 関係機関の連携
 - ② 温水を利用した健康づくり
 - ③ 豊かな自然を利用した健康づくり
-
- ① 選手の育成
 - ② 指導者の育成・活用
 - ③ 交流を通じて豊かな心の育成
-
- ① スポーツ施設の確保と充実
 - ② スポーツ施設の有効活用

I. 生涯にわたるスポーツ振興の推進

日常生活の中で、市民がスポーツ活動に親しめる環境づくりを進めるとともに、それぞれの体力や年齢、技術、趣味、目的などに応じて、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるような「生涯スポーツ」の推進に努めます。

【目標】 体力づくりを推進し、健康で活力ある生活を目指す。

🔗 目標への接近度を図る指標

指標 1	月に1回以上スポーツ（ウォーキングを含む）をしている人の割合	基準値 H26	53.5%	目標値 H37	60.0%
------	--------------------------------	------------	-------	------------	-------

指標 2	体育施設（※）の利用者数	基準値 H26	277,076人	目標値 H37	278,000人
------	--------------	------------	----------	------------	----------

※総合体育館、市民プール、岡志別の森運動公園、陸上競技場、川上公園野球場、青少年会館、登山道（カムイヌプリ、来馬岳（カルルスコース））

施策の基本的な方向

1. スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、多様なスポーツ活動への参加機会の充実を図るとともに、生涯スポーツを推進するための指導者の発掘や育成と、地域のスポーツ関係団体との連携強化や、市民へのスポーツ・レクリエーション情報の提供など環境整備に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 多様なスポーツ活動の機会の充実

- スポーツ関係団体が行う各種スポーツ教室や講習会、スポーツ推進委員による指導者派遣事業の支援に努めます。
- 関係団体や関係機関と連携し、高齢者や障がい者がスポーツに参加することのできる機会の充実に努めます。
- スポーツ・レクリエーション活動を推進するため、関係団体と連携しスポーツイベントの充実に努めます。
- 住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境整備の担い手として総合型地域スポーツクラブの活動の支援に努めます。
- スポーツを「する人」、スポーツを観戦する「みる人」、スポーツの指導者やボラ

	ンティアといった「ささえ人」など、障がいの有無に関わらず地域の誰もが、年齢、興味・関心、技術・技能レベルに応じていつまでも活動できる多志向の取り組みを推進します。
②	各団体とのネットワーク化、情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域のスポーツ関係団体との連携に努め、共同イベントを開催するなど連携強化に努めます。 ■ スポーツ教室やイベントの開催、指導者、サークル等の紹介について、広報紙や報道機関などを活用して周知に努めます。
③	生涯スポーツ指導者の育成 <ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ推進委員の資質向上を図るため、各種研修会への参加に努めます。 ■ スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整、市民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言など、コーディネーターとしてのスポーツ推進委員の役割の拡大に努めます。 ■ 生涯スポーツを推進するため指導者の発掘・育成に努めます。

2. 健康・体力づくりの推進

健康・体力づくりを推進するため、関係機関と連携しながら、温水や豊かな自然を利用した健康づくりを推進し、生涯スポーツの振興や市民の健康増進に努めます。

○主要な施策	
	■ 主要な施策の考え方
①	関係機関の連携 <ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ・保健関係機関との連携を密にし、役割分担をしながら、健康・体力づくりの充実に努めます。 ■ 準備運動やトレーニング方法、栄養や食事、休養のとり方などスポーツ医学について保健機関とも連携しながら情報の収集や提供に努めます。
②	温水を利用した健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関・団体と連携し、温水を活用した健康・体力づくりを推進します。
③	豊かな自然を利用した健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ■ 豊かな自然を利用したウォーキングやトレッキングなどの生涯スポーツの振興や市民の健康増進に努めます。

3. 競技スポーツの推進

競技スポーツを推進するため、適切な指導者の配置や各種団体等との連携を進め、一貫した指導体制のもと選手の育成に努めるとともに、競技者の技術向上を図る指導者の発掘・養成に努め、姉妹都市や他の自治体などとのスポーツ交流を通じ、コミュニケーション能力を育成し、他人に対する思いやりや豊かな心を育みます。

○主要な施策	
	■ 主要な施策の考え方
① 選手の育成	<ul style="list-style-type: none">■ 競技力の向上を図るため、適切な指導者の配置や強化体制の整備を進めるとともに、学校運動部活動やスポーツクラブ・サークルとの連携を進め、一貫した指導体制による競技力向上に努めます。■ 登別市体育協会やスポーツ少年団、学校、企業などとの連携強化に努めます。■ 全道・全国、さらには将来的にオリンピック・パラリンピックなどの国際大会に出場する優れた競技者や団体の育成に努めます。■ 市民が高いレベルの競技を観戦し、ふれあうことができるよう国内外のトップスポーツチーム、アスリートを招いたスポーツ合宿や大会の誘致などに努めます。
② 指導者の育成・活用	<ul style="list-style-type: none">■ 競技団体が開催している指導者講習会の受講を勧めるなど、指導者の拡充に努めます。■ スポーツの楽しさを教えながら、競技者の技術向上を図る指導者の発掘・養成に努めます。■ 種目別のスポーツ指導者の把握を進めるとともに、指導者に関する情報を市民に提供します。■ 地域のスポーツ関係団体等と連携し、競技団体認定指導員や公的機関認定指導員、スポーツ推進委員などが互いに連携をとり、市民が希望する指導を受けやすくする組織・システムづくりについて検討します。
③ 交流を通じて豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none">■ 姉妹都市や他の自治体などとのスポーツ交流を通じ、競技力の向上を図るとともに、仲間や指導者との交流によりコミュニケーション能力を育成し、他人に対する思いやりや豊かな心の醸成に努めます。

4. 施設整備の推進

スポーツ施設の有効活用が図られるための運用等のあり方について、利用者の意見を聞くとともに、地域や種目ごとに利用団体の調整を行うなど、市民がスポーツを行う機会の拡大を図りながら、学校体育施設を含めた市のスポーツ施設について整備に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① スポーツ施設の確保と充実

- 老朽化が進むスポーツ施設の延命化を図ります。
- 学校体育施設を含めた市のスポーツ施設について、整備に努めます。
- 高齢者や障がい者に十分に配慮した施設の改修等を行い、魅力あるスポーツ空間の確保に努めます。

② スポーツ施設の有効活用

- スポーツ施設の運用について、利用者の意見を聞くとともに利用者の代表が参加する方法を検討します。
- 施設の有効活用を図るため、地域や種目ごとに利用団体の調整を行うなど、市民がスポーツを行う機会の拡大を図ります。
- 広報紙やホームページを活用したスポーツ施設情報の提供に努めます。

第6章

担いあうまちづくり

第1節 協働のまちづくりの推進

第2節 交流によるまちづくりの推進

第3節 担いあうまちづくりのための基盤づくり



第1節 協働のまちづくりの推進



基本的な考え方

市はこれまで、市民と行政がそれぞれの強みを活かしつつ、自らの地域のことは市民自ら行うなど、市民と行政の役割分担を適切に行い、協働によるまちづくりを進めてまいりましたが、少子高齢社会の進展や大規模災害への対応など、さまざまな地域課題の発生や市民一人ひとりの価値観の変化などから、市民ニーズが高度化、多様化し、行政に求められる業務水準や範囲は拡大を続けています。

また、地方分権が進展し、地方に自主性・自立性がこれまで以上に求められている中で、住みやすい魅力あるまちづくりを進めるためには、さまざまな主体がまちのあるべき姿を自分たちで描き、市民の意欲ある行動や柔軟な発想のもと、このまちを支え合う協働によるまちづくりをさらに進展させる必要があります。

そのため、登別市まちづくり基本条例の理念の定着に努め、市民と行政による適切な役割分担のもと、まちづくりを進めるうえでの重要なスキルであるコミュニケーション力を十二分に発揮し、情報の共有を行うことで、良きパートナーとして、市政に参画できる仕組みづくりに取り組みます。

また、まちづくり活動の基本となる市民活動団体の活性化や連携などを促し、協働のまちづくりを一層推進します。

▼節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
I 協働の仕組みの醸成	1 市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進	① まちづくりの基本理念の定着 ② 市民参画の仕組みの構築
II まちづくり活動の推進	1 多彩なまちづくり活動の支援	① 団体間の連携によるまちづくり活動の活性化
III 協働のまちづくりを支える啓発の推進	1 情報の公開と広報広聴活動の充実	① 広報広聴活動の推進 ② 意見公募（パブリックコメント）制度の推進 ③ まちづくり活動団体における情報発信と共有

I. 協働の仕組みの醸成

さまざまな地域課題の発生や市民一人ひとりの価値観の変化などから、市民ニーズが高度化、多様化し、より高い業務水準や広範な業務内容が市に求められており、従前の行政と市民の役割分担ではより良いまちづくりに取り組むことが難しくなっています。

住みやすい魅力あるまちづくりを行うためには、さまざまな主体が適切な役割分担のもと、このまちを支え合う協働によるまちづくりをさらに進展させる必要があります。

市は、まちづくりの最高規範であるまちづくり基本条例の基本理念の定着を図るとともに、市民と行政が担う適切な役割分担をともに考え、さまざまな機会において市政に参画できる仕組みづくりに取り組み、市民と行政によるまちづくりを推進します。

【目標】 市民と行政の情報共有を進め、協働のまちづくりを推進します。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	市民自治推進委員会開催回数	基準値 H27	—	目標値 H37	36回
指標 2	地区懇談会開催回数	基準値 H26	10回	目標値 H37	10回

施策の基本的な方向

1. 市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進

「登別市まちづくり基本条例」の内容を周知・啓発し、まちづくりの基本理念の定着を図るとともに、市民と行政が担うべき役割分担や協働のあり方について市民とともに考え、市民参画の仕組みの構築を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① まちづくりの基本理念の定着

■ 市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責任を明確にし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることを目的に制定した「登別市まちづくり基本条例」の内容を周知・啓発し、まちづくりの基本理念の定着に努めます。

② 市民参画の仕組みの構築

■ 市民自治推進委員会をはじめ、さまざまな機会を活用し、市民と行政が担うべき

役割分担や協働のあり方について考えるとともに、市民参画の促進を図り、市民と行政によるまちづくりを推進します。

II. まちづくり活動の推進

協働のまちづくりを推進するためには、活動の基礎となる市民活動団体の自主性、自立性を尊重したうえで、その活動を支援し、活性化に努めることが肝要です。

こうしたことから、市民活動センターを核として、活動拠点の提供などさまざまな活動支援に努めるとともに、市民活動団体間の連携を促し、団体体力の補完を図るなど、市民と行政の役割分担を明確にしながら、市民活動の促進を図り、まちづくり活動の推進に努めます。

【目標】 まちづくり活動団体の活動を支援するとともに、まちづくり活動団体間の連携を促進し、まちづくり活動の活性化を図ります。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	登別市市民活動センター利用団体登録数	基準値 H 2 6	1 4 7 団体	目標値 H 3 7	2 0 0 団体
指標 2	協働のまちづくりセミナー、研修会の開催	基準値 H 2 6	2 回	目標値 H 3 7	2 回

施策の基本的な方向

1. 多彩なまちづくり活動の支援

まちづくりにおける役割分担や責任を明確にするるとともに登別市市民活動センターを核とした市民活動団体間の連携促進及び市民活動の支援に努めます。

また、市民活動団体や町内会などによるコミュニティ活動の活性化を促し、魅力あるまちづくりを推進します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 団体間の連携によるまちづくり活動の活性化

■ まちづくりを担う市民活動団体及び行政などにおいて、まちづくりにおける役割分担や責任を明確にするるとともに、市民活動の支援拠点である「登別市市民活動センター」を核とした市民活動団体間の連携を促進します。

■ 魅力あるまちづくりを推進するため、自主性、自立性を尊重したうえで、市民活動団体や町内会などによるコミュニティ活動の活性化を促します。

■ 国内外の優れた理念を活用した人材育成等に努めます。

Ⅲ. 協働のまちづくりを支える啓発の推進

協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政の情報共有を適切に図ることが肝要なことから、地域との各種懇談会や会議、意見公募制度（パブリックコメント）、広報紙、ホームページなど、さまざまな機会や媒体を活用し、情報の共有や市民意見の把握を行い、協働のまちづくりの基盤を構築します。

【目標】 さまざまな機会や媒体を用いて広く行政情報の発信に努めるとともに、市民意見を適切に把握し、行政運営に反映します。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	のぼりん通信による周知回数	基準値 H 2 6	1 2 回	目標値 H 3 7	1 2 回
------	---------------	--------------	-------	--------------	-------

指標 2	広報のぼりべつを見やすいと感じる人の割合	基準値 H 2 6	8 9 %	目標値 H 3 7	9 4 %
------	----------------------	--------------	-------	--------------	-------

施策の基本的な方向

1. 情報の公開と広報広聴活動の充実

さまざまな機会や媒体を活用し、情報の提供、聴取に努め、広報広聴活動の充実を図ります。

また、意見公募（パブリックコメント）を実施し、市民意見の反映に努めます。

市民活動団体の情報を集約し、広く情報発信することにより、市民活動団体間の情報共有等に努め、市民活動の活性化を図ります。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 広報広聴活動の推進

■ 市長や部長職等が各種懇談会や地域のまちづくり会議などへ積極的に参加し、直接市民と対話する機会の拡充を図るとともに、ホームページやメール配信システムの運用、広報紙の充実、報道機関を通じた積極的な情報提供などに努めるとともに広報広聴活動の充実に取り組みます。

② 意見公募（パブリックコメント）制度の推進

■ 市の基本的な政策・条例等を策定するにあたり、意見公募（パブリックコメント）を実施し、市民意見の反映に努めます。

③ まちづくり活動団体における情報発信と共有

- 市民活動センターを核としたまちづくり活動団体の情報を集約するとともに、広く情報発信を行い、まちづくり活動団体同士の情報共有やさらなる市民参画の推進等に努めます。

第2節 交流によるまちづくりの推進



基本的な考え方

全国的な人口減少社会が到来するとともに、大都市圏への人口集中は地方において一層の少子高齢化、人口減少を加速させ、まちの活力を維持することが困難な状況となっています。

交流によるまちづくりは、ICTを活用し、簡単かつ即座に多様な情報を得られる現代社会においても、人と人とのつながりによる情報は何物にも代えがたく、家族や友達のように、顔の見える交流が積極的に図られることによって、ぬくもりのあるまちづくりを進めることが可能となります。

また、姉妹都市など国内の交流をはじめ、諸外国との交流に広く取り組むことにより、登別市のみでは得がたい知識や情報を吸収し、広い視野のもと、まちづくりに取り組むことが可能となります。

また、行政のみではなく民間同士による交流を促進することにより、人材育成が促進され、将来のまちづくりに大きな効果が期待できます。

さらに、定住自立圏の形成など広域的な取組を進め、地域の魅力を向上させることにより市外からの移住・定住者の増加に努め、人口減少社会に適切に対応します。

▼節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
I 国内における交流の場と機会の拡大	1 国内のさまざまな地域との交流の推進	① 広域行政の推進 ② 姉妹都市交流等の推進 ③ 札幌圏・首都圏における交流拠点の整備
II 海外との交流の場と機会の拡大	1 地域国際化の推進	① 国際交流の推進 ② 外国人が快適に滞在しやすいまちづくり ③ 国際性豊かな人材育成 ④ 国際協力・貢献活動の推進
III 定住の地を求める人の勧誘と定住支援	1 移住・定住の受入体制の充実 2 人口流出の阻止・都市機能の充実	① 移住・定住相談体制の整備 ② 移住体験の推進 ① 定住自立圏の形成

I. 国内における交流の場と機会の拡大

効率的な行政運営を図るため、これからのまちづくりは、自治体単独でのまちづくりに加え、近隣自治体と協力するなど、より広域的な視野のもと、連携による広域行政の推進が求められています。

また、姉妹都市である宮城県白石市や神奈川県海老名市など、行政間はもとより、市民間においても活発な交流が進展しており、地域を越えた交流により、新たな取組などの情報を得るなど、人材の育成に努めるとともに、裾野の広いまちづくりに取り組みます。

さらに、東京登別げんきかいや札幌のぼりべつ会、登別市ふるさと大使の協力のもと、広く情報の受発信に努め、交流によるまちづくりを進めます。

【目標】 広域交流を推進し、地域の活性化に努めるとともに、次代を担う人材の育成に努めます。

➡ 目標への接近度を図る指標

指標 1	姉妹都市等（四五都市を含む）との都市間交流人数	基準値 H26	480人	目標値 H37	1,000人
------	-------------------------	------------	------	------------	--------

施策の基本的な方向

1. 国内のさまざまな地域との交流の推進

近隣市町との連携による広域行政に取り組み、効率的な行政運営に努めるとともに、姉妹都市である宮城県白石市や神奈川県海老名市などとの民間及び行政間の交流を推進します。

また、東京登別げんきかいや札幌のぼりべつ会、登別市ふるさと大使の協力のもと、登別市の情報の受発信に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 広域行政の推進

- 効率的な行政運営を図るため、日胆地域や西胆振の市町、白老町等との連携を進め、広域行政に取り組みます。
- 地方自治体における共通の課題に対応するため、近隣市町や関係する市等との協議を進めます。

② 姉妹都市交流等の推進

- 宮城県白石市及び神奈川県海老名市との姉妹都市盟約に基づき、物産展などの経済交流、児童生徒のスポーツ交流や民間による文化交流などを推進します。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 四五都市連絡協議会を構成している東京都福生市、滋賀県守山市との交流を推進します。
<p>③ 札幌圏・首都圏における交流拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 東京登別げんきかいや札幌のぼりべつ会を通じて、首都圏や札幌圏の人々との情報交換を進めます。 ■ 登別市ふるさと大使へPRカード（名刺）や広報紙などを提供し、ふるさと大使と連携しながら、地域ブランドやふるさとの情報の発信に努めます。

II. 海外との交流の場と機会の拡大

諸外国との交流を積極的に進めることで、異文化交流のもと国際感覚が醸成されるなど、国際性豊かな人材の育成を図ることができます。

市は、デンマーク王国「ファボー・ミッドフュン市」や中国「広州市」、アメリカ合衆国北マリアナ諸島「サイパン市」と友好都市協定を締結していることから、中学生海外派遣事業など、さまざまな交流により国際感覚の醸成に努めます。

特に、若年層での海外経験は人材育成に大きな効果があることから、積極的に取り組みます。

また、国際観光レクリエーション都市のぼりべつとして、外国人観光客が快適に滞在することが可能となるよう、市民の国際理解を促進し、ホスピタリティの向上に努めます。

【目標】 国際交流に積極的に取り組み、人材育成や国際理解の促進に努めます。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	国際理解講座の参加者数	基準値 H26	53人	目標値 H37	100人
------	-------------	------------	-----	------------	------

施策の基本的な方向

1. 地域国際化の推進

海外の友好都市との人的、文化的な交流に努めるとともに、ALT（外国語指導助手）や外国からの研修生を受け入れ、国際社会に対応できる人材育成に努めます。

また、国際交流団体の活動を支援し、国際協力・貢献活動を奨励するとともに、多言語看板の整備など、外国人が快適に滞在できるまちづくりを進めます。

○主要な施策	
■ 主要な施策の考え方	
① 国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際交流団体が受け入れる研修生の活動の支援に努めます。 ■ 友好都市のデンマーク「ファボー・ミッドフュン市」、中国「広州市」及びアメリカ合衆国北マリアナ諸島「サイパン市」と人的、文化的な交流を推進します。
② 外国人が快適に滞在しやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人にもわかりやすい情報提供を行い、快適に滞在できるまちづくりを進めるとともに、市民のホスピタリティ精神の醸成に努めます。
③ 国際性豊かな人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ A L T（外国語指導助手）や外国からの研修生の受入れを積極的に行うとともに、次代を担う青少年が諸外国の生活や異文化に接する機会をより多く提供し、国際感覚をもてる市民の育成に努めます。
④ 国際協力・貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際交流団体の活動を助長し、国際的な理解を深めるとともに国際協力・貢献活動を奨励します。

Ⅲ. 定住の地を求める人の勧誘と定住支援

人口減少、少子高齢社会の進展により、市内経済の規模の縮小等に伴う税収の減少や社会保障給付費の増加など、自治体へ与える影響は少なくありません。

このような傾向は、登別市に限らず全国的な課題であるものの、圏域の都市機能の充実に努めるとともに、登別市の魅力を3大都市圏居住者などに適切に情報提供することなどにより、他市町村からの移住定住の促進に努め、登別市の特色である観光の振興との両輪により、定住人口及び交流人口の増加を目指します。

【目標】 移住定住の促進に努めるとともに、交流人口の増加を図る。

➤ 目標への接近度を図る指標

指標 1	移住ワンストップ窓口への相談者数	基準値 H 2 6	3 9 人	目標値 H 3 7	1 0 0 人
指標 2	ちょっと暮らし利用者数	基準値 H 2 6	9 6 人	目標値 H 3 7	3 0 0 人

施策の基本的な方向

1. 移住・定住の受入体制の充実

人口減少に対応するため、他市町村に居住する移住・定住希望者に対し、迅速かつ有益な情報提供を行うため、移住相談窓口のワンストップサービスを行い、ショートステイや二地域居住等の拡充も視野に、移住誘致の促進を図ります。

また、移住先を求める方に対しては、観光振興の視点も加味しながら、移住を検討するうえで必要となる情報やまちの魅力を発信します。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 移住・定住相談体制の整備

- 移住に関する問い合わせに対し、迅速かつ有益な情報提供を行うため、移住相談窓口のワンストップサービスを行い、きめ細やかな対応に努めます。
- 宅地や住宅などの需要に対応するため、民間を含めた情報提供に努めます。
- 定住を促進するためには、地域の理解が必要なことから、地域住民との連携を図ります。
- ショートステイに対応するため、関係団体等と連携し、ウイークリーマンションなどの活用を努めます。
- 市や北海道等のホームページにおける移住・定住情報において、まちの概要やセールスポイントなどをPRするとともに、さまざまな機会を通じ、情報提供に努めます。

② 移住体験の推進

- 3大都市圏等を主なターゲットとし、他市町村からの移住促進に努めます。
- リピーターの増加を図るため、観光事業と連携しながら、広域的な連携に努めます。

2. 人口流出の阻止・都市機能の充実

これからのまちづくりは、各市町村において、市民生活に最低限必要とする施設等を備えるとともに、近隣自治体の機能を十分活用するなど、自治体単独でのまちづくりに加え、広域的な連携のもと、行政運営に努めることが必要です。

このため、定住自立圏での取組に引き続き参画し、中心市との役割分担のもと、連携を図りながら圏域における都市機能の充実に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 定住自立圏の形成

- 定住自立圏形成協定を締結した中心市の都市機能を活用するとともに、役割分担のもと、連携を図りながら、くらしやすいまちづくりに努めます。

第3節 担いあうまちづくりのための基盤づくり



基本的な考え方

地方分権の進展により、地方自治体はより一層、自主性、自立性を持って行財政運営を行うことが求められています。

市民と行政の協働のもと、担いあうまちづくりを実現するためには、公平、公正で、透明性を確保した行財政運営を行うことが肝要です。

そのためには、市職員の職務、職責に見合った能力を発揮するため、適正な定員管理や適材適所な職員配置、資質の向上に日々研鑽し、市民の信頼を得ることが大切となります。

また、市税等の債権や未利用財産等の財産管理を適切に行うとともに、事務事業の精査、改善等により、持続可能な財政運営に努め、効率的で効果的な行政運営を図ります。

市の多くの公共施設は老朽化していますが、少子高齢化、人口減少等の社会情勢や協働によるまちづくりの状況を踏まえながら、施設の長寿命化、統廃合又は新設等も含めた公共施設のあり方について方向性を定め、住みやすいまちづくりのための基盤づくりに努めます。

▼節内の体系図

施策

- I 市民の信頼に応える行財政運営

基本的な方向

- 1 行政機能の充実
- 2 市有財産や公共施設の適正な活用

主要な施策

- ① 公平、公正な行政運営と持続可能な財政運営
- ① 市有財産や公共施設の適正な活用

I. 市民の信頼に応える行財政運営

市民の信頼に応える行財政運営を行うためには、公平、公正で効率的な行政運営と持続可能な財政運営を行う必要があります。

そのためには、市職員の適切な定員管理や適材適所な職員配置、資質の向上が必要であるとともに、市税等の自主財源の確保に努める必要があります。

持続可能な財政運営のためには、事務事業の精査、見直しによる歳出の適正化や広域による情報システムの開発、運用を行うことにより、歳出の抑制を図りつつも自主財源の確保など適切に歳入を確保することが肝要です。

自主財源の確保により、自治体の基礎体力を担保したうえで、公平で公正な行政運営に努めるとともに、事務の改善などによる市民の利便性の向上を図ります。

【目標】 公平、公正な行政運営により、市民の信頼に応えます。

🔴 目標への接近度を図る指標

指標 1	「担いあうまちづくり」の市民満足度	基準値 H26	72.9%	目標値 H37	80.0%
指標 2	自己啓発研修の回数	基準値 H26	9件	目標値 H37	20件

施策の基本的な方向

1. 行政機能の充実

職員研修等により職員の資質向上に努めるとともに、市税等の自主財源の確保や事務事業の見直しなどによる歳出の適正化に努めます。

また、情報システムの開発、運用により市民の利便性向上に努めるほか、事務事業の見直しを併せて行い、適切な定員管理に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 公平、公正な行政運営と持続可能な財政運営

- 適切な定員管理や適材適所な職員配置に努めます。
- 時代に即した職員研修を実施するとともに、自己啓発研修の推進に努めます。
- 市税等の自主財源の確保に努めます。
- 自主財源の確保を図るとともに事務事業の見直しなどによる歳出の適正化に努め、持続可能な財政運営に努めます。

- 広域による情報システムの開発、運用により、さまざまな情報基盤の整備や事務の改善を図り、市民の利便性向上に努めます。

2. 市有財産や公共施設の適正な活用

市有財産の利用状況や将来における活用のあり方を精査するとともに、未利用財産を売り払うなど有効活用を図り、適切な市有財産の維持管理に努めます。

また、少子高齢や人口減少等の社会情勢を踏まえながら、施設の長寿命化、統廃合、新設など、公共施設のあり方について方向性を定め、効果的・効率的な運用に努めます。

○主要な施策

■ 主要な施策の考え方

① 市有財産や公共施設の適正な活用

- 市有財産の将来における活用等について検討し、未利用財産の売り払いを行うなど有効活用を図り、適切な維持管理に努めます。
- 少子高齢や人口減少等の社会情勢を踏まえ、既存施設の長寿命化、統廃合又は本庁舎などの新設等も含めた公共施設のあり方について方向性を定めるなど、適正な運用に努めます。

【付 属 資 料】

- 1 登別市総合計画第3期基本計画体系図
- 2 登別市総合計画第3期基本計画策定に向けたあゆみ
- 3 登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会委員名簿
- 4 登別市総合計画第3期基本計画策定への提言書（抜粋）
- 5 登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会設置要綱
- 6 登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会設置要綱
- 7 10年後の「のぼりべつ」を地域とともに思い描く
(まちづくりの夢)

1 登別市総合計画第3期基本計画体系図

基本構想		基本計画			
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
第1章 やさしさと共生するまち	第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる	I 地域で支え合う福祉活動の確立	1 地域福祉の推進	① 地域福祉の推進	
				② 地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実	
		II 高齢者福祉の確立	1 長寿社会の基盤づくり	① 高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実	
				② 高齢者の健康づくり活動の支援	
			③ 高齢者の生活基盤の整備		
			2 高齢者福祉の充実	① 生活支援サービス機能の充実	
				② ひとり暮らし老人の支援	
				③ 認知症高齢者の支援	
				④ 高齢者の権利擁護	
		⑤ 介護保険事業の適切な運営			
⑥ 地域包括支援センターによる介護サービスの充実					
⑦ 質の高い介護サービスの展開					
III 障がい者(児)福祉の確立	1 障がい者(児)への理解	① 心のバリアをなくす市民意識の醸成			
	2 障がい者(児)の自立支援	① 生活支援の充実			
		② 相談支援体制の充実			
		③ ボランティアの育成支援			
		④ 療育体制の整備			
⑤ 就労支援の充実					
⑥ 生活環境の整備					
3 障がい者(児)の社会参加の促進	① 障がい者団体等の活動支援				
	② 文化スポーツ活動の支援と指導者の育成				
IV 自立した暮らしへの支援	1 自立した暮らしへの支援	① 生活安定対策の推進			

基本構想				
基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第1章 やさしさと共生するまち	★第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる	★IV 自立した暮らしへの支援	★1 自立した暮らしへの支援	② ひとり親家庭への支援
		V 暮らしの安心を支える制度	1 安心を支える確かな制度	① 社会保障制度の適切な運用等
	第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる	I 市民の主体的な健康づくり意識の確立	1 健康づくり運動の推進	① 適切な生活習慣の普及
				② 食を通じた健康づくりの推進
		II 保健予防活動の充実	1 成人保健の充実	① 各種検診の充実と受診率の向上
				② 生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実
			2 母子保健の充実	① 妊娠期・乳幼児期の一貫した子育て支援の充実
			② 母子の歯科保健の充実	
		3 予防医療(感染症対策)の充実	① 感染症の知識の普及啓発	
			② 予防接種の接種率の向上	
		III 地域医療の充実	1 地域医療体制の確保	① 地域医療体制の確保
				② 包括的な医療等サービスの提供
		2 救急医療体制の整備	① 救急医療体制の整備	
			② 救急救命体制の整備	
	第3節 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる	I 子育ての不安と負担の軽減	1 地域での子育て支援	① 地域子育て支援拠点の充実
				② 地域子育てボランティアの育成と活用
				③ 地域子育てグループ活動への支援
				④ 子育てについての学習、体験機会の充実
⑤ 子育て家庭への相談・情報提供の支援				
2 男女共同による子育ての推進			① 家事、育児への男性参画の推進	
3 子育て環境の整備	① 保育所、幼稚園等における保育・教育の充実及び環境の整備			
	② 認定こども園の推進			

基本構想		基本計画			
基本目標		政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第1章 やさしさと共生するまち	★第3節 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる	★I 子育ての不安と負担の軽減	★3 子育て環境の整備	4 経済的負担等の軽減の支援	③ 民間活用による柔軟な保育環境の整備
					④ 乳幼児等保育の充実
					⑤ 児童館、放課後児童クラブなどの充実
					① 医療費、保育料、教育費等の支援
					② 子どものいる家庭等への経済的支援等の充実
		II 児童虐待の防止	1 児童虐待防止の推進		① 児童虐待の予防、早期発見
					② 児童虐待の適切な対応
	第4節 男女共同参画社会の実現	I 男女の人権が尊重される社会の実現	1 男女共同参画の推進		① 家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発
					② 家庭生活への男性の参画促進
			2 女性の人権保護		① 配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実
		II 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現	1 女性の社会参画の促進		① 地域活動、市民活動への女性参画の促進
					② 女性の職域拡大と各種審議会等への登用促進
第2章 自然とともに暮らすまち	第1節 環境への負担の少ないまちづくり	I 環境に配慮した暮らしの構築	1 環境保全意識の醸成		① 環境教育の推進
					② 環境保全団体や自治体間等の連携強化と活動の推進
					③ 環境に配慮した消費行動の啓発
			2 環境保全活動の推進		① 省資源・省エネ生活への意識啓発
					② 地球温暖化対策の推進
					③ 再生可能エネルギーの利用促進
					④ 公害監視体制の強化
					⑤ 生態系の保全
		II 循環型社会の構築	1 廃棄物の減量		① ごみの排出抑制の普及啓発とその実践強化
			2 廃棄物の有効利用		① リサイクルの普及啓発とその実践強化

基本構想				
基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第2章 自然とともに暮らすまち	★第1節 環境への負荷の少ないまちづくり	★Ⅱ 循環型社会の構築	3 一般廃棄物の適正処理	① ごみ処理施設の適正な維持管理の推進
			4 産業廃棄物の適正処理	① 産業廃棄物処理場の適正な管理・指導
			5 不法投棄の防止	① 不法投棄防止の強化
		Ⅲ 生活排水の適正な処理	1 公共用水域の水質保全と下水道施設の適正な管理	① 持続可能な下水道事業の促進
			2 し尿の適正処理	① し尿投入施設の適正な維持管理
	第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり	Ⅰ 自然と調和のとれた潤いと安らぎのある環境の創出	1 自然環境活動の拠点づくりと人づくり	① 自然環境を活用した学習の場の充実
			2 自然環境の保全と復元	① 適切な自然環境保全の推進
				② 多様な生物が生息する自然環境の保全と復元
				③ 野生生物のデータ集約及び情報の発信
				④ 森林の保全
				⑤ 水資源の保全
			3 水辺環境の保全・創造	① 河川・海岸沿いの環境保全と緑化推進
				② 親水空間の保全と創造
			4 自然とのふれあいの場の整備	① 地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの場の整備
5 葬斎場・墓地の整備			① 葬斎場の効率的な運営	
	② 墓地の整備			
第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり	Ⅰ 総合防災対策の推進	1 防災計画の推進	① 防災計画の整備	
			② 国民保護計画の推進	
		2 防災意識の向上	① 防災訓練の実施	
			② 防災思想の普及啓発強化	

基本構想					
基本計画					
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向		
第2章 自然とともに暮らすまち	★第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり	★I 総合防災体制の推進	3 防災体制の充実	① 防災施設及び設備の適正管理	
				② 防災センター機能の整備	
				③ 防災情報体制の推進	
				④ 地域における防災体制の推進	
				⑤ 非常用備蓄品の整備	
				⑥ 相互応援や多様な機関等との連携協力の推進	
			4 治山対策の推進	① 治山事業の推進	
			5 治水・雨水対策の推進	① 治水事業の推進	
				② 雨水・浸水対策事業の推進	
			II 消防・救急救助体制の充実	1 火災予防活動の推進	① 防火思想の普及
					② 防火査察の徹底
					③ 消防団の活性化
	2 消防力の強化・高度化	① 消防施設、機器整備の高度化と効率化			
		② 消防水利の拡充			
III 交通安全の推進	1 交通安全意識の高揚	① 交通安全に関する意識啓発の強化			
	2 交通安全施設の整備	① 交通安全施設の増設			
IV 安全な消費生活の確保	1 消費者対策の充実	① 消費者意識の啓発及び学習機会の充実			
		② 消費者相談機能の充実			
V 安全安心なまちづくり	1 防犯対策の推進	① 地域ぐるみ防犯活動の推進			
		② 平和なまちづくりの推進			
VI 心配ごと・困りごとの解消	1 市民相談の充実	① 市民相談体制の充実			

基本構想					
基本計画					
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち	第1節 活気に満ちた魅力あふれる産業をつくる	I 活力ある複合的産業基盤の形成	1 活力ある市内企業の育成	① 経営基盤の強化と経営支援機能の充実	
				② 製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化	
				③ 事業機会の拡大と域内循環の推進	
				④ にぎわい溢れる商業の振興	
			2 市内産業を担う新たな企業の創出	① 起業・創業の促進	
				② 企業立地の推進	
			③ 新分野進出と新産業創出の支援		
			II 雇用の安定と快適な就業環境づくりの推進	1 生涯を通して働ける環境づくり	① 雇用情報の提供やキャリア教育の推進等による就業の促進
					② 労働環境の向上と勤労者福祉の充実
				2 産業を担う人材の育成	① 職業能力の向上・開発の支援
	III 魅力ある観光地づくり	1 国内外の観光客に優しい観光地づくり	① 温かいおもてなしの心の醸成		
			② 安全安心な観光施設の整備		
			③ 観光客受入体制の整備		
		2 感動と癒しのある観光地づくり	① 観光資源の充実と利用促進		
			② 滞在型観光の推進		
		3 多様な誘客事業の推進	① 魅力ある観光情報の発信		
第2節 自然を活かした産業の育成	I 特色ある農業・漁業の推進	1 農水産物高付加価値化の促進	① 新鮮で安全安心な農水産物供給の推進		
				② 地場農水産物高付加価値化の推進	
				③ 地産地消の推進	
		2 ゆとりある農業経営の促進	① 新規就農者、担い手農業者への支援		
		② 農業生産基盤の整備			

基本構想		基本計画			
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち	★第2節 自然を活かした産業の育成	★I 特色ある農業・漁業の推進	★2 ゆとりある農業経営の促進	③ グリーンツーリズム(農村との交流を楽しむ余暇活動)の推進	
				④ 有害鳥獣の捕獲推進	
			3 時代に即した漁業生産の基盤づくり	① マリンビジョンの推進	
				② つくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進	
				③ 漁業経営の安定	
				④ 漁港の維持・管理と環境整備促進	
第4章 調和の中でふるさとを演出するまち	第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる	I 計画的な都市空間づくり	1 コンパクトな都市空間づくり	① 計画的な土地利用の推進	
				② 都市機能の充実	
		II 良好な景観の形成	1 地域性を活かした景観形成	① 景観形成の推進	
				② 景観意識の啓発	
	第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる	I 快適な住環境づくり	1 身近な公園・緑地等の創出と保全	① 安全で安心できる公園整備の推進	
				② 民間活力による公園・緑地の管理・運営	
				③ みどりの創出と保全	
			2 安全で安心な水の安定供給	① 安全な水道水の供給	
		② 確実な給水の確保			
		③ 安定した水道事業運営の持続			
		II 良好な居住空間づくり		1 良好な民間住宅の供給促進	① 民間住宅の改善誘導
			② ライフステージ・ライフスタイルに応じた住宅供給の誘導		
2 優良な宅地の供給促進	③ 環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進				
	① 安全で優良な宅地供給の誘導				
3 良好な市営住宅の供給	① 計画的な改修整備				
	② 効果的・効率的な管理・運営				
	③ 公正な入居制度の推進				

基本構想		基本計画			
基本目標		政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第4章 調和の中でふるさとを演出するまち	第3節 道路交通網の整ったまちをつくる	I 総合的な交通網の整備	1 道路網の整備・適正な維持管理	① 幹線道路網の計画見直し ② 幹線道路の整備・改善 ③ 生活道路等の整備・改善 ④ 適正な維持管理	
			2 交通手段の確保	① 人にやさしい交通手段の確保	
第5章 豊かな個性と人間性を育むまち	第1節 生涯にわたって学び続ける社会をつくる	I 市民の主体的な学習の推進	1 生涯学習活動の促進	① ライフステージに対応した多様な学習機会の充実 ② 主体的な生涯学習活動に向けた情報の提供	
			2 生涯学習環境の充実	① 生涯学習施設の確保と充実 ② 生涯学習支援者の育成と確保 ③ 図書館機能の充実	
	第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む	I 子どもたちの生きる力を育む	1 確かな学力の向上	① 基礎・基本の定着 ② 思考力、判断力、表現力等の育成 ③ 学び続ける意欲の醸成	
			2 豊かな人間性の育成	① 豊かな心を育む教育の充実 ② 生徒指導、不登校・いじめ対策の充実 ③ 教育相談の充実	
			3 たくましく生きるための健康や体力づくり	① 健康や体力づくりの推進 ② 食育の推進 ③ 地域との連携 ④ 指導者・指導技術の充実	
		II 地域に根ざした魅力ある学校づくり	1 特色ある教育活動の推進	① 時代の変化に伴う教育課題への対応 ② 総合的な学習の時間の充実	

基本構想						
基本計画						
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策		
第5章 豊かな個性と人間性を育むまち	★第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む	★Ⅱ 地域に根ざした魅力ある学校づくり	★1 特色ある教育活動の推進	③ 体験活動の充実		
				④ 情報通信機器の効果的な活用		
			2 開かれた学校づくりの推進	① 学校公開や地域交流の推進		
				② 地域・家庭との連携促進		
				③ 地域の教育力の活用		
			3 教育環境の充実	① 学校の適正規模等		
				② 児童生徒の安全確保		
				③ 安心で衛生的な教育環境の充実		
				④ 特別支援教育体制づくり		
				⑤ 教員の資質の向上		
	Ⅲ 青少年が健やかに地域で育つ環境づくり	1 地域との連携による青少年の健全育成	① 青少年の健全育成			
			② 非行などの未然防止			
第3節 市民の個性ある文化活動と文化を育む	Ⅰ 市民の文化・芸術活動の育成・支援	1 市民文化活動の活性化		① 多様な文化活動の機会の充実		
				② 多様な鑑賞事業等の実施		
				③ 文化施設の確保と充実		
			2 文化活動を担う人づくり	① 文化活動との出会いの場づくり		
				② 子どもたちの文化活動への参加促進		
				③ ボランティア、指導者の育成と人材リストのデータベース化		
			Ⅱ 文化の保存・継承	1 歴史の伝承と活用		① 郷土の歴史を学ぶ場の充実
						② 埋蔵文化財の保管、展示施設の整備と学習会の開催
						③ 郷土文化・郷土芸能に触れる機会の充実
					2 アイヌ文化の振興と連携した取組	① アイヌ文化に関する調査研究、記録の保存
② 伝統芸能、工芸に触れる機会の充実						

基本構想		基本計画			
基本目標		政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第5章 豊かな個性と人間性を育むまち	★第3節 市民の個性ある文化活動と文化を育む	★Ⅱ 文化の保存・継承	★2 アイス文化の振興と連携した取組	③ 市民講座の開催、小・中学校への情報提供	
	第4節 スポーツを通じて健康で活力ある生活をめざす	Ⅰ 生涯にわたるスポーツ振興の推進	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	① 多様なスポーツ活動の機会の充実	
				② 各団体とのネットワーク化、情報提供	
				③ 生涯スポーツ指導者の育成	
				④ 関係機関の連携	
	2 健康・体力づくりの推進	② 温水を利用した健康づくり			
		③ 豊かな自然を利用した健康づくり			
		① 選手の育成			
	3 競技スポーツの推進	② 指導者の育成・活用			
		③ 交流を通じて豊かな心の育成			
4 施設整備の推進		① スポーツ施設の確保と充実			
	② スポーツ施設の有効活用				
第6章 担いあうまちづくり	第1節 協働のまちづくりの推進	Ⅰ 協働の仕組みの醸成	1 市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進	① まちづくりの基本理念の定着	
				② 市民参画の仕組みの構築	
		Ⅱ まちづくり活動の推進	1 多彩なまちづくり活動の支援	① 団体間の連携によるまちづくり活動の活性化	
	Ⅲ 協働のまちづくりを支える啓発の推進	1 情報の公開と広報広聴活動の充実	① 広報広聴活動の推進		
			② 意見公募(パブリックコメント)制度の推進		
			③ まちづくり活動団体における情報発信と共有		
	第2節 交流によるまちづくりの推進	Ⅰ 国内における交流の場と機会の拡大	1 国内のさまざまな地域との交流の推進	① 広域行政の推進	
				② 姉妹都市交流等の推進	
		Ⅱ 海外との交流の場と機会の拡大	1 地域国際化の推進	③ 札幌圏・首都圏における交流拠点の整備	
				① 国際交流の推進	

基本構想				
基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策
第6章 担いあうまちづくり	★第2節 交流によるまちづくりの推進	★Ⅱ 海外との交流の場と機会の拡大	★1 地域国際化の推進	② 外国人が快適に滞在しやすいまちづくり ③ 国際性豊かな人材育成 ④ 国際協力・貢献活動の推進
		Ⅲ 定住の地を求める人の勧誘と定住支援	1 移住・定住の受入体制の充実	① 移住・定住相談体制の整備 ② 移住体験の推進
			2 人口流出の阻止・都市機能の充実	① 定住自立圏の形成
	第3節 担いあうまちづくりのための基盤づくり	I 市民の信頼に応える行財政運営	1 行政機能の充実	① 公平、公正な行政運営と持続可能な財政運営
		2 市有財産や公共施設の適正な活用	① 市有財産や公共施設の適正な活用	

★印は、前ページからの再掲となります。

2 登別市総合計画第3期基本計画策定に向けたあゆみ

平成26年1月	登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会設置 登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会設置
2月	第1回登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会 登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会 各部会開始 ⇒平成27年3月まで ・ぬくもり部会 10回開催 ・防災・環境部会 12回開催 ・産業躍動部会 15回開催 ・都市調和部会 10回開催 ・育み部会 11回開催 ・まちづくり部会 9回開催 合計 67回
3月	第1回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会
4月	第2回登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会
5月	第2回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会 第1回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会部会長・副部会長会議 登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会 各部会開始 ⇒平成28年1月まで ・ぬくもり部会 16回開催 ・防災・環境部会 15回開催 ・産業躍動部会 15回開催 ・都市調和部会 18回開催 ・育み部会 17回開催 ・まちづくり部会 17回開催 合計 98回
平成27年7月	第3回登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会 第2回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会部会長・副部会長会議
8月	登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会提言書提出式
9月	第4回登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会 登別市総合計画第3期基本計画（案）のパブリックコメント
12月	第3回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会部会長・副部会長会議 総合計画第3期基本計画（案）を議会に提案
平成28年2月	市職員が説明員として出席し、登別市議会地方創生等調査特別委員会で 審査（1～3日） 総合計画第3期基本計画議決（16日）

3 登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会委員名簿

※敬称略

	団体名等	委員氏名	所属部会	役職
1	社会福祉法人登別市社会福祉協議会	雨洗 康江	ぬくもり部会	部会長
2	登別市連合町内会	田渕 純勝	ぬくもり部会	副部会長
3	登別市障害者福祉関係団体連絡協議会	今 順子	ぬくもり部会	
4	のぼりべつ男女平等参画懇話会	鎌田 和子	ぬくもり部会	
5	登別市私立幼稚園協会	千葉 円哉	ぬくもり部会	
6	一般公募	岩浅 眞純	ぬくもり部会	
7	登別市暴力追放運動推進団体連絡協議会	江口 武利	防災・環境部会	部会長
8	登別市衛生団体連合会	川島 芳治	防災・環境部会	副部会長
9	登別市交通安全協会	和泉 薫	防災・環境部会	
10	登別環づくり市民委員会	久保田 博史	防災・環境部会	
11	登別消費者協会	鹿原 徳子	防災・環境部会	(平成27年7月まで)
12	登別消費者協会	丸 博子	防災・環境部会	(平成27年8月から)
13	一般公募	関 修	防災・環境部会	
14	一般公募	遠藤 潤	防災・環境部会	
15	登別商工会議所青年部	高橋 弘康	産業躍動部会	部会長
16	いぶり中央漁業協同組合	小川 賢	産業躍動部会	副部会長
17	登別商工会議所	木村 義恭	産業躍動部会	
18	一般社団法人登別観光協会	白田 明義	産業躍動部会	
19	伊達市農業協同組合	近井 一夫	産業躍動部会	
20	登別消費者協会	安達 陽子	産業躍動部会	
21	一般公募	川田 弘教	産業躍動部会	
22	学校法人片柳学園日本工学院北海道専門学校	長部 正之	都市調和部会	部会長
23	一般公募	西尾 拓也	都市調和部会	副部会長
24	登別建設協会	林田 康光	都市調和部会	
25	登別管工事業協同組合	荒川 昌伸	都市調和部会	
26	登別測量協会	谷崎 博美	都市調和部会	
27	登別市連合町内会	中川 信市	都市調和部会	

	団体名等	委員氏名	所属部会	役職
28	登別市校長会	安宅 錦也	育み部会	部会長
29	登別市文化協会	川村 正勝	育み部会	副部会長
30	一般公募	仲川 弘誓	育み部会	委員長
31	のぼりべつの図書館を考える会	合田 美津子	育み部会	副委員長
32	登別市体育協会	磯田 大治	育み部会	
33	登別市子ども会育成連絡協議会	佐藤 文子	育み部会	
34	登別市民憲章推進協議会	中原 義勝	まちづくり部会	部会長
35	一般公募	渡部 雅子	まちづくり部会	副部会長
36	登別市連合町内会	山田 正幸	まちづくり部会	副委員長
37	のぼりべつ国際交流会	田中 寛志	まちづくり部会	
38	登別デンマーク協会	稲葉 一彦	まちづくり部会	
39	一般社団法人登別室蘭青年会議所	工藤 隆行	まちづくり部会	
40	のぼりべつ NPO ネット	川島 雅司	まちづくり部会	
41	登別商工会議所青年部	松本 崇之	まちづくり部会	
42	一般公募	成田 育磨	まちづくり部会	

※ 名簿は、部会順で部会長・副部会長以外は順不同

4 登別市総合計画第3期基本計画策定への提言書（抜粋）

平成27年8月27日

登別市長 小笠原 春一 様

登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会
委員長 仲川 弘誓

◆基本計画策定に向けた私たちの想いと願い

登別市では、平成8年に市のおおよそ50年後を想定したまちのあるべき姿を思い描いた「登別市総合計画基本構想」とともに、その実現に向けて10年を計画期間とする「基本計画」を策定し、まちづくりが進められています。

この基本構想の策定以降、長引く景気の低迷や地方を中心とした人口減少、少子高齢化など、めまぐるしい社会変化によって、地域を取り巻く状況は大変厳しいものと感じています。

これに加え、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震とその地震に伴って発生した津波による東京電力（株）福島第一原子力発電所事故、また、平成24年11月に登別市を襲った暴風雪による大停電など、大規模な自然災害への対応をはじめとする防災行政の一層の充実が求められています。

市では、「登別市総合計画第2期基本計画」が平成27年度をもって終了することに伴い、「登別市総合計画第3期基本計画」（計画期間：平成28年度～平成37年度）の策定を進めていますが、計画策定には、現実的な社会情勢や財政状況を十分に踏まえながらも、基本構想に掲げる「遠い将来を見通した大きな夢」の実現に向けた取組を進める必要があります。

この実現には、市民・企業・団体・行政がそれぞれの立場で、「やりたいこと」のほかに「やらなければならないこと」があり、私たちは、これからも登別市が暮らしやすいまちであり続けるために、市内で自発的にまちづくりを実践・推進している団体や公共的活動を推進している団体から推薦を受けた33名と、一般公募で応募した市民8名の計41名で平成26年3月25日に登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会を組織し、新たな基本計画の検討をスタートさせました。

当委員会は、基本構想の章立てに基づき、福祉や健康、子育て、男女共同参画等を検討する「ぬくもり部会」をはじめ、環境や自然、災害、消防・救急、防犯等を検討する「防災・環境部会」、商工業、観光業、農林水産業を検討する「産業躍動部会」、都市空間や住環境等のインフラ環境を検討する「都市調和部会」、生涯学習や学校、文化・スポーツ等を検討する「育み部会」、協働のまちづくりや都市交流、市の行財政に関する事項を検討する「まちづくり部会」の6つの部会を設置し、41名の市民検討委員が、それぞれの部会で1年5カ月にわたり計84回の部会を開催しました。

その参加人数は、延826名を数え、熱のこもった議論を重ねてきました。

部会での検討においては、行政が作成した計画案を市民が単に了承するような手法ではなく、行政が基本計画を検討する際に使用する人口推計や市民ニーズアンケートをはじめ各種計画など、鞆にも収まらないほどの膨大な資料をもとに、今後も加速する人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化等、登別市を取り巻く状況について、市民検討委員会と対をなす庁内検討委員会に所属する市職員に必ず参加していただき、市民と行政のそれぞれの立場をしっかりと尊重しながら、真剣に協議を進めてきました。

私たち、市民検討委員会委員も基本計画の内容が個人的な意見・要望にならないよう、所属する市民団体やまちづくりに関する様々な協議の場において、それぞれが基本計画に描く想いを受け、部会で検討し、協議結果を団体等へフィードバックすることで、広く市民の意見が基本計画に反映できるよう検討を進めてきました。

また、将来にわたって登別市が暮らしやすいまちであり続けていくために、重点的に行っていかなければならない施策等について、「一方的な要望を市に求めない」、「市はできることと、できないことを明確に説明する」などを基本ルールとし、どうしたら実現できるのかという手法まで、ともに時間をかけながら、それぞれが対等な立場で積極的な議論を交わせたことは、市民がこれまで待ち望んだ協働の取組を展開させる場として、充実した時間を過ごせたと実感しております。

市から示された人口推計によりますと第3期基本計画終了年度の平成37年度には、人口が5万人を大きく割り込み、65歳以上の人口割合は35%を超えると推計されています。

この人口減少の状況を踏まえ、第3期基本計画はもちろん、総合計画に連なるものとして「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の協議にも参画し、人口減少にどのように対応していくのか、強い危機感を感じました。

私たちは、この人口減少社会に対し、人口増加策までは見込めなくとも、人口減少や少子高齢化の進行を少しでも緩やかにするため、安心して暮らせる魅力ある登別市の実現を強く希望します。

この約1年間、協働で進めてきた検討結果をそれぞれの部会からの提言と体系図を添えて提出いたしますが、提言の中にはすぐに実現可能な事項もあれば、実現には相当な困難が予想される事項等もあるかと思えます。

市長におかれましては、登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会の検討における私たちの想いをしっかりと受け止めていただき、第3期基本計画が、これからの10年間、またその先につながる登別市の羅針盤とすることにより、登別市の未来が光輝くまちなることを強く願います。

私たち、市民検討委員会委員も第3期基本計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を見守るだけでなく、提言提出後も、市とともに知恵を出し合い、まちの発展のために活動していきたいと思えます。

最後になりますが、平成17年12月21日に施行された登別市の最高規範である「登別市まちづくり基本条例」では、まちづくりにおける基本理念や市民、市及び議会のそれぞれの役割や責任を明確にし、互いが協力して、市民自治の実現を図ることを目的としています。

基本条例第28条では、条例の目的達成のため、「登別市市民自治推進委員会」を設置することと規定されており、同委員会は平成18年10月12日に70名の市民により、行政が主体ではなく、市民自らが自由に誰もが参画できることを基本姿勢としてスタートしたと聞いています。

しかし、その後、各委員の認識の違いなどの調整が難航したことなど、様々な要因により、しだいに出席者が減少、平成24年6月1日には規約が廃止され、全委員の脱退に至り、現在は休止状態にあると聞いております。

登別市市民自治推進委員会は、条例にその設置が規定されており、市民と行政を結ぶ重要な役割を担う組織であり、協働のまちづくりには欠かすことのできない組織であると認識しています。

市民検討委員会委員として参加した私たちが、市職員と時には冗談も言い合いながら、互いの垣根を越え、本音で登別市の未来に向けた論議が交わせた約1年間で、これまでにない大変充実した協働の取組として、高く評価できるものと受け止めております。

私たちと市職員との協議の中で、それぞれが高めあった論議の力、コミュニケーションの力が協働のまちづくりの原動力になると確信しています。

私たちは、第3期基本計画の策定後においても、計画の進捗状況の検証のほか、登別市の活性化に向けた各種取組等の検討について、関わり続けていきたいと考えます。

この取組こそが、このまちの新たな協働の萌芽となるものと確信しています。

平成24年5月29日に提出された、登別市市民自治推進委員会からの提言には、「新たな組織構築については、組織づくりに精通している行政に一任することとし、各種団体において活動の中心となっている人物が委員として登録することが望ましい」とされています。

市長におかれましては、市民検討委員会を通して育まれた「新たな協働の取組」の芽を大きく育てていただきたく、ぜひ、私たちの市民検討委員会の組織を基盤として、登別市市民自治推進委員会を再開し、市民と行政が共にまちづくりについて議論できる場が実現できるよう前向きなご検討を切にお願いします。

5 登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 登別市総合計画第3期基本計画（以下「基本計画」という。）を市民参画のもと協働で策定するため、登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が提示する基本計画素案に対し全市的な考えのもとで意見を述べ、行政と協働により基本計画案を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、50名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体等から推薦のあった者
- (2) 公募市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から基本計画が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員会又は部会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に次に掲げる部会を置き、別表第1に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) ぬくもり部会
- (2) 防災・環境部会
- (3) 産業躍動部会
- (4) 都市調和部会
- (5) 育み部会
- (6) まちづくり部会

2 部会に属する委員は委員長が指名する。

3 部会には部会長1名及び副部会長1名を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は部会を代表し、部会の会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部企画調整グループにおいて処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、基本計画が策定された日に、その効力を失う。

別表第 1

部 会 名	所 掌 事 務
ぬくもり部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉に関すること。 ・ 保健に関すること。 ・ 医療に関すること。 ・ 地域福祉に関すること。 ・ 高齢者福祉に関すること。 ・ 障がい者福祉に関すること。 ・ 男女共同参画に関すること。 ・ その他基本計画第 1 章全般に関すること。
防災・環境部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に関すること。 ・ 廃棄物等に関すること。 ・ 生活排水に関すること。 ・ 自然環境に関すること。 ・ 防災に関すること。 ・ 防犯に関すること。 ・ 葬斎場・墓地に関すること。 ・ 治山・治水に関すること。 ・ 消防活動に関すること。 ・ 交通安全に関すること。 ・ 市民相談に関すること。 ・ 消費生活に関すること。 ・ その他市民生活全般に関すること。 ・ その他基本計画第 2 章全般に関すること。
産業躍動部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光に関すること。 ・ 産業の活性化に関すること。 ・ 企業誘致に関すること。 ・ 労働に関すること。 ・ 農業に関すること。 ・ 漁業に関すること。 ・ エネルギーに関すること。 ・ その他産業全般に関すること。 ・ その他基本計画第 3 章全般に関すること。
都市調和部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市空間に関すること。 ・ 公園・緑地に関すること。 ・ 水に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関すること。 ・交通に関すること。 ・その他基本計画第4章全般に関すること。
育み部会	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関すること。 ・学校教育に関すること。 ・社会教育に関すること。 ・芸術・文化・スポーツに関すること。 ・青少年に関すること。 ・図書館に関すること。 ・アイヌ文化に関すること。 ・その他基本計画第5章全般に関すること。
まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画全般に関すること。 ・協働に関すること。 ・情報に関すること。 ・国際交流に関すること。 ・移住に関すること。 ・まちづくり全般に関すること。 ・財政に関すること。 ・広域行政に関すること。 ・地方分権に関すること。 ・民間活力に関すること。 ・その他他の部会に属さないこと。 ・その他基本計画第6章全般に関すること。

6 登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 登別市総合計画第3期基本計画（以下「基本計画」という。）を市民参画のもと協働で策定するため、登別市総合計画第3期基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画素案を作成し、市民と協働により基本計画（案）を策定する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代理する。
- 5 委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第5条 委員会に、基本計画の原案の調査及び審議をさせるため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) めくもり部会
- (2) 防災・環境部会
- (3) 産業躍動部会
- (4) 都市調和部会
- (5) 育み部会
- (6) まちづくり部会

- 2 部会は、前項各号に掲げる部会の区分に応じ、別表第2に掲げる事項をそれぞれ所管するものとする。
- 3 部会員は、別表第3の職にある者をもって充てる。
- 4 部会の部会長及び副部会長は、別表第4の職にある者をもって充てる。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は部会を代表し、部会の会務を総理する。

- 7 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 部長は、必要に応じて各部のグループに関係資料を提出させることができるほか、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 9 部長は、調査・審議した事項について、その結果を委員会に報告するものとする。
- 10 部長及び副部長は、調査・審議した事項について、「登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会」の部会に参加し、説明及び意見交換するものとする。

(事務局)

第6条 事務局は、総務部企画調整グループに置き、委員会と各部会との連絡調整を行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第 1

委員	<ul style="list-style-type: none">・ 副市長・ 総務部長・ 市民生活部長・ 保健福祉部長・ 観光経済部長・ 都市整備部長・ 都市整備部参与・ 教育部長・ 教育部参与・ 消防長
----	---

別表第2

部 会 名	所 掌 事 務
ぬくもり部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉に関する事。 ・ 保健に関する事。 ・ 医療に関する事。 ・ 地域福祉に関する事。 ・ 高齢者福祉に関する事。 ・ 障がい者福祉に関する事。 ・ 男女共同参画に関する事。 ・ その他基本計画第1章全般に関する事。
防災・環境部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に関する事。 ・ 廃棄物等に関する事。 ・ 生活排水に関する事。 ・ 自然環境に関する事。 ・ 防災に関する事。 ・ 防犯に関する事。 ・ 葬斎場・墓地に関する事。 ・ 治山・治水に関する事。 ・ 消防活動に関する事。 ・ 交通安全に関する事。 ・ 市民相談に関する事。 ・ 消費生活に関する事。 ・ その他市民生活全般に関する事。 ・ その他基本計画第2章全般に関する事。
産業躍動部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光に関する事。 ・ 産業の活性化に関する事。 ・ 企業誘致に関する事。 ・ 労働に関する事。 ・ 農業に関する事。 ・ 漁業に関する事。 ・ エネルギーに関する事。 ・ その他産業全般に関する事。 ・ その他基本計画第3章全般に関する事。
都市調和部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市空間に関する事。 ・ 公園・緑地に関する事。 ・ 水に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関すること。 ・交通に関すること。 ・その他基本計画第4章全般に関すること。
育み部会	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関すること。 ・学校教育に関すること。 ・社会教育に関すること。 ・芸術・文化・スポーツに関すること。 ・青少年に関すること。 ・図書館に関すること。 ・アイヌ文化に関すること。 ・その他基本計画第5章全般に関すること。
まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画全般に関すること。 ・協働に関すること。 ・情報に関すること。 ・国際交流に関すること。 ・移住に関すること。 ・まちづくり全般に関すること。 ・財政に関すること。 ・広域行政に関すること。 ・地方分権に関すること。 ・民間活力に関すること。 ・その他他の部会に属さないこと。 ・その他基本計画第6章全般に関すること。

別表第3

部 会 名	部 会 員	
ぬくもり部会	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスグループ総括主幹 ・環境対策グループ総括主幹
	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部次長 ・社会福祉グループ総括主幹 ・生活支援グループ総括主幹 ・子育てグループ総括主幹 ・子育てグループ子育て支援主幹 ・健康推進グループ総括主幹 ・高齢・介護グループ総括主幹 ・障害福祉グループ総括主幹 ・国民健康保険グループ総括主幹 ・年金・長寿医療グループ総括主幹
	観光経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・商工労政グループ総括主幹
	教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育グループ総括主幹
	消防	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部総務グループ総括主幹 ・警備グループ総括主幹
防災・環境部会	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部次長（防災所管次長） ・総務グループ総括主幹 ・総務グループ防災主幹 ・契約・管財グループ総括主幹
	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活部次長 ・市民協働グループ総括主幹 ・市民サービスグループ総括主幹 ・環境対策グループ総括主幹
	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉グループ総括主幹
	観光経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産グループ総括主幹
	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市政策グループ総括主幹 ・土木・公園グループ総括主幹 ・土木・公園グループ施設維持主幹 ・下水道グループ総括主幹 ・水道グループ総括主幹 ・水道グループ工務主幹
	教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育グループ総括主幹

	消防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防次長 ・ 消防本部総務グループ総括主幹 ・ 警備グループ総括主幹
産業躍動部会	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事・行政管理グループ総括主幹 ・ 人事・行政管理グループ人事行政主幹 ・ 企画調整グループ企画主幹
	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民サービスグループ総括主幹
	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉グループ総括主幹
	観光経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光経済部次長 ・ 商工労政グループ総括主幹 ・ 商工労政グループ商工労政・新エネルギー主幹 ・ 農林水産グループ総括主幹 ・ 観光振興グループ総括主幹 ・ 観光振興グループ観光主幹（本務）
	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市政策グループ都市計画主幹 ・ 土木・公園グループ総括主幹
	教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育グループ総括主幹
都市調和部会	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約・管財グループ総括主幹
	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民サービスグループ総括主幹
	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉グループ総括主幹
	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市整備部次長 ・ 都市政策グループ総括主幹 ・ 都市政策グループ都市計画主幹 ・ 土木・公園グループ総括主幹 ・ 土木・公園グループ施設維持主幹 ・ 建築住宅グループ総括主幹 ・ 建築住宅グループ住宅主幹（本務） ・ 水道グループ総括主幹 ・ 水道グループ工務主幹 ・ 下水道グループ総括主幹
育み部会	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務グループ総括主幹
	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働グループ総括主幹 ・ 市民サービスグループ総括主幹

	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉グループ総括主幹 ・ 子育てG総括主幹 ・ 子育てG子育て支援主幹
	教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育部次長 ・ 総務グループ総括主幹 ・ 総務グループ建築主幹 ・ 学校教育グループ総括主幹 ・ 学校教育グループ学務主幹 ・ 社会教育グループ総括主幹 ・ 学校給食センター長 ・ 図書館長
まちづくり部会	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部次長（企画財政所管次長） ・ 総務グループ総括主幹 ・ 政策秘書グループ総括主幹 ・ 契約・管財グループ総括主幹 ・ 人事・行政管理グループ総括主幹 ・ 人事・行政管理グループ人事行政主幹 ・ 企画調整グループ総括主幹 ・ 企画調整グループ企画主幹 ・ 財政グループ総括主幹
	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働グループ総括主幹 ・ 税務グループ総括主幹 ・ 税務グループ税務主幹
	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉グループ総括主幹
	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市政策G総括主幹 ・ 土木・公園グループ総括主幹
	消防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部総務グループ総括主幹 ・ 警備グループ総括主幹

※当該役職の者が複数名いる場合においては、いずれの者についても部会に所属するものとする。

別表第4

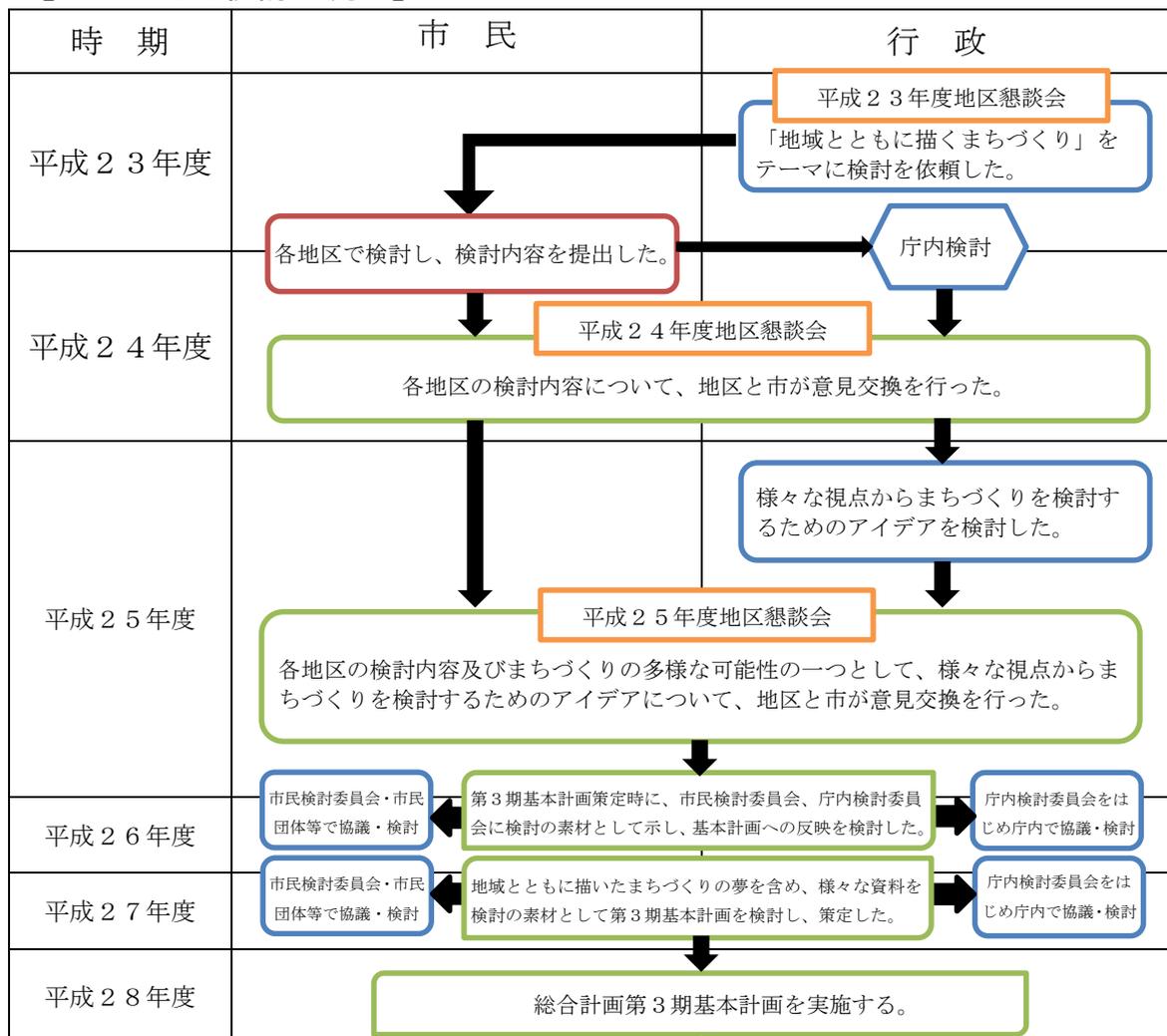
部 会 名	部会長	副部会長
ぬくもり部会	・保健福祉部次長	・保健福祉部子育てグループ総括主幹
防災・環境部会	・総務部次長（防災所管次長）	・総務グループ総括主幹
産業躍動部会	・観光経済部次長	・観光経済部商工労政グループ総括主幹
都市調和部会	・都市整備部次長	・都市整備部都市政策グループ都市計画主幹
育み部会	・教育部次長	・教育部社会教育グループ総括主幹
まちづくり部会	・総務部次長（企画財政所管次長）	・総務部企画調整グループ総括主幹

7 10年後の「のぼりべつ」を地域とともに思い描く(まちづくりの夢)

少子高齢化や人口減少、歳入の減少など、市を取り巻く厳しい社会情勢のもとにまちづくりを進めていくためには、地域に住まう人々の思いをしっかりと受け止め、まちづくりに取り組むことが肝要であるため、市民と市が地区懇談会等の場において意見交換を行った「地域とともに描くまちづくり(アイデア資料)」の内容を第3期基本計画の検討素材とし、登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会及び庁内検討委員会に配付しました。

次に記載する取組は、「地域とともに描くまちづくり(アイデア資料)」の一部であり、第3期基本計画の対象期間内において、すべての取組に着手することは容易ではありませんが、多くの方からいただいた「まちづくりの夢」を基本計画の巻末に記載し、このまちの未来に向け思いをつないでいきます。

【これまでの検討の流れ】



第1章

◎栄町保育所の移転（民設民営型こども園の創設）

津波浸水被害に対応し、安全安心な保育環境を構築するため、栄町保育所を高台に移転させ、民設民営型こども園に移行。

◎幌別東保育所の高台移転（民設民営型こども園の創設）

津波浸水被害に対応し、安全安心な保育環境を構築するため、幌別東保育所を高台に移転させ、民設民営型こども園に移行。

◎鷺別保育所の移転（民設民営型保育所の新設）

津波浸水被害に対応し、安全安心な保育環境を構築するため、鷺別保育所を高台に移転させ、民設民営型保育所の新設。

◎災害時等の支え合い体制構築

ご近所間の支え合いを促し、共助による災害対応を構築。

◎鉄南ふれあいセンターの多目的改修・建築

鉄南ふれあいセンターを津波などの災害に強い建物に改修し、介護施設、高層住宅施設など、多目的・総合的福祉施設として整備。

第2章

◎小水力発電による防災・減災などの取組

河川などの流水がある箇所へ小水力発電装置を設置することにより、防犯灯や避難時の誘導灯として活用。

◎電気自動車のための電気スタンドの設置

低炭素社会の実現を目指し、電気自動車の普及を図るため、電気自動車向け急速充電器等を設置。

◎キウシト湿原供用開始

このまちの原風景を残すキウシト湿原を保全し、豊かな自然を活かした学びの場とするため、ビジターセンターなどを設置。

◎鉄南地区クロマツ防風林景観改善

鉄南地区の海岸沿いにクロマツを植樹し、海風からの防風林にするとともに景観を改善。

◎消防本庁舎の建設、消防支署の新設

市内の人口分布等を勘案しながら、消防本署・支署の適正配置を検討するとともに、消防力、防災力の強化のため新たな本署、支署を建築。

◎鷺別海岸景観護岸事業

鷺別海岸沿いの護岸工事を延長し、海岸の保全や防災機能の強化、ウォーキングなど健康増進エリアとして整備。

◎富浦海水浴場の設置

現在、遊泳禁止の富浦海水浴場を再開発し、富浦地区のにぎわいを創出。

第3章

◎登別温泉地区におけるバイナリー発電のあり方

登別温泉地区の地熱を活用してエネルギーを生み出す、バイナリー発電の導入について検討。

◎J R 登別駅周辺整備

登別温泉の玄関口としての魅力を向上させるため、地域コミュニティを活用しながら、物販、食堂、観光案内など道の駅機能を整備。

◎浜の駅、特産品販売拠点の設置

本市の魅力ある商品の販売拠点として、富浦地区に浜の駅（特産品販売拠点）を設置。

◎札幌地区の観光地区ゾーニング

札幌地区を観光地区としてゾーニングし、着地型観光による体験型観光エリアを整備。

第4章

◎北駅前通りへの木製ベンチ設置

適度な休息を取りながらまち歩きを楽しむため、北駅前通りに100メートル間隔で木製ベンチを設置。

◎若山浄化センターの公園化

若山浄化センターの周辺に、憩いの場やスポーツ振興の場など、市民が憩い、集う場所として整備。

◎富岸川の景観形成

市民の憩いの場として、富岸川の景観を整備。

◎登別蜚の森公園の整備

蜚が住まう自然豊かな地域を保全・保護するとともに、自然と共生しながら市民が集う公園として整備。

◎登別地区フンベ山公園事業

JR 登別駅周辺にあるフンベ山を、観光機能、防災機能を持たせた上で公園として整備。

◎憩いの森計画

まちなかの緑を保全し、鳥類の導線を確保するなど自然と共生をしながら市民の憩いの場を整備。

◎札幌交流の森公園整備事業

友好都市等の市民による植樹を推進するとともに、観光客や市民が集う場として整備。

◎幌別河川敷への桜並木整備

市民の憩いの場として、胆振幌別川河川敷に桜を植樹し、桜並木を形成。

◎北駅前通りへの桜並木整備

市民の憩いの場として、北駅前通りに桜を植樹し、桜並木を形成。

◎美園町鷺別川沿いサクラいっぱい運動

市民の憩いの場として、鷺別川沿いに桜を植樹。

◎中登別町サクラいっぱい事業

市民の憩いの場として、中登別地区に桜を植樹。

◎鉾山町景観事業

豊かな自然をさらにアピールするため、鉾山地区の景観を改善。

◎クリンクルセンター周辺緑化景観事業

クリンクルセンター周辺を緑化するなど景観の向上に努め、水に親しむ場を整備するなど、市民の憩いの場を整備。

◎新生・鷺別地区の高架橋設置

津波の襲来が予想される場合に、JR路線より海側に居住する方が高台に速やかに避難するため、踏切から距離のある地点にJR路線をまたぐ高架橋の設置について関係各所に要望。

◎来馬川散歩道の設置

来馬川の河川敷に遊歩道を整備し、市民の憩いの場の確保に努めるとともに、健康増進の場として利用を促進。

◎幌別鉄南地区の集団移転

津波浸水被害が想定される幌別鉄南地区の住民を、高台である札内地区、鉾山地区などへ集団移転を促し、移転後の跡地を工業団地として位置付け企業を誘致。

◎鷺別駅～幌別駅間への橋上駅の設置

商業施設や個人住宅などの密集地域である新生・富岸地区に、まちの核となるＪＲ駅の設置に向け関係各所に要望。

第 5 章

◎幌別小学校、幌別東小学校の統合・移転

教育環境を適切に維持するため、幌別小学校と幌別東小学校の統合を検討するとともに、津波災害に対応するため、高台移転の可能性について地域住民と検討。

◎野球場または人工芝サッカー場の設置

富浦地区の未利用地を多目的スペースとして位置付け、野球場やサッカー場を整備。

◎登別温泉ふれあいセンターの歴史的建造物としての価値

高名な建築家により設計された登別温泉ふれあいセンターの価値を見直し、有効利用に向け検討。

第6章

◎幌別小学校跡地への市役所移転

幌別小学校を高台に移転した場合は、学校跡地を有効に活用するため、市役所本庁舎を移転。